

# Deloitte.

デロイト トーマツ



**OWLS**  
CONSULTING GROUP

**ACE**

—児童労働のない未来へ—



## 児童労働白書 2020

ビジネスと児童労働

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

株式会社オウルズコンサルティンググループ

認定 NPO 法人 ACE

目次	
はじめに	5
<b>第1章 国際的な児童労働の実態</b>	<b>7</b>
第1節 児童労働の概観	8
1) 児童労働の定義と背景	8
2) 児童労働の発生地域と形態	10
第2節 産品別の児童労働の実態	13
1) コーヒー	14
2) カカオ	16
3) 砂糖	18
4) パーム油	20
5) 魚介類	22
6) タバコ	24
7) コットン	26
8) 金	28
9) コバルト	30
第3節 先進国における児童労働	34
1) 先進国における児童労働の特徴	34
2) 欧米および日本における児童労働	34
第4節 新型コロナウイルス感染症拡大の児童労働への影響	36
<b>第2章 児童労働撤廃に向けた取り組み</b>	<b>39</b>
第1節 国際機関による取り組み	40

1) 国際機関による取り組みの全体像	40
2) 国際機関による取り組みの事例	41
第2節 各国政府による取り組み	42
1) 先進国政府による取り組み	42
2) 途上国政府による取り組み	50
第3節 NPO・NGO などによる取り組み	55
1) NPO・NGO などによる取り組みの類型	55
2) NPO・NGO などによる取り組みの事例	56
<b>第3章 ビジネスと児童労働</b>	<b>60</b>
第1節 ビジネスと人権に関する議論の潮流	61
第2節 児童労働によるビジネスへの負の影響	63
1) 児童労働によるビジネスへの負の影響の類型	63
2) 児童労働によるビジネスへの負の影響の事例	64
第3節 企業による児童労働撤廃への取り組み	67
1) 企業による児童労働撤廃への取り組みの類型	67
2) 企業による児童労働撤廃への取り組みの事例	72
第4節 ビジネスと児童労働に関する課題と展望	75
<b>Appendix</b>	<b>81</b>
i. 近年の世界の児童労働関連 調査・レポート一覧	82
ii. 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧（国内）	87
iii. 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧（海外）	88

<発行>

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社

CSR ユニット

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

E-Mail : [socialimpact@tohmatu.co.jp](mailto:socialimpact@tohmatu.co.jp)

URL : <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/dtc/social-impact.html>

株式会社オウルズコンサルティンググループ

〒106-0046 東京都港区元麻布 3-1-6

E-Mail : [info@owls-cg.com](mailto:info@owls-cg.com)

URL : <https://www.owls-cg.com/>

認定 NPO 法人 ACE

〒110-0005 東京都台東区上野六丁目 1-6 御徒町グリーンハイツ 1005 号

E-Mail : [partnership@acejapan.org](mailto:partnership@acejapan.org)

URL : <http://acejapan.org>  
<https://www.bhr.acejapan.org/>

執筆責任者：羽生田 慶介、岩附 由香

執筆担当者：小野 美和、大久保 明日奈、潮崎 真惟子、丹波 小桃、武田 健、劉 傑、山之内 颯  
桐村 康司、成田 由香子、田柳 優子、近藤 光

## はじめに



2015年に国連本部で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、その達成に向けて企業を「主要な行動主体」として明確に位置付けました。今日のビジネスには、事業の成長と持続可能な社会の構築への貢献の両立が求められています。

児童労働はSDGsにおいても言及されている重要課題の一つであるとともに、長大なサプライチェーンを有する多くの企業にとって深刻なビジネスリスクでもあります。顧客や投資家を始めあらゆるステークホルダーと信頼関係を構築し企業が成長を続けるためには、こうした人権課題への対応が必須となっています。

デロイト トーマツ コンサルティングは2017年から認定NPO法人ACEと連携し、児童労働分野における課題特定から解決策の実行まで一貫して取り組んでいます。本書を通じて各社が児童労働に関する取り組みの重要性を認識し、持続可能な事業成長に向けた戦略検討に繋げていくことを期待しています。

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 代表執行役社長 佐瀬 真人



「サプライチェーンを辿ればあるかもしれないが、自社の責任ではない」

ACE設立から数年後に児童労働について企業の方と意見交換したとき、こんなことを言われました。

あれから20年、いまやサプライチェーンの児童労働は企業にとってサステナビリティ、リスク、人権の3つの意味で大きな課題となっています。グローバル社会で生き、日々たくさんものモノを消費する私たちは誰もが児童労働とは無関係ではられません。

この社会課題にフォーカスし、世界の潮流を日本語でわかりやすくまとめたのが本書です。

特にコロナ禍で児童労働増加が懸念される中、本書が何が出来るか・すべきかを考えるきっかけになり、SDG8.7の2025年までの児童労働撤廃に向け、課題解決に向けて積極的に動く日本企業が増えることを願っています。

特定非営利活動法人 ACE 代表 岩附 由香



国際的な人権対応の評価ランキングにおいて、日本企業は総じて低い水準に位置付けられています。

乱暴なコストダウンを目指すでもなく、サプライチェーンの高度化に取り組んできた日本企業が、なぜ人権分野で低評価なのでしょう。

それは、日本企業の経営者が人権の分野で「いま何が起きているかを把握できていない」ことが原因とされています。「Do No-Harm（害悪を及ぼさない）」という最低限の課題以前の問題として、「現状を知らない」状態であると酷評されているのが日本の産業界なのです。

多くの食品や繊維製品を輸入・消費し、コバルトを使うエレクトロニクス製品を量産している日本の企業や消費者は、まず本書を手にとって、児童労働の分野で「いま何が起きているか」を知ることから始めてみましょう。

本書を通じた児童労働への関心が、日本企業での「人権デューデリジェンス」実施の拡大に繋がり、人権課題解決への大きな動きとなることを祈念しています。

株式会社オウルズコンサルティンググループ 代表取締役 CEO 羽生田 慶介

## 本書の背景と目的

児童労働は未だ深刻な人権侵害問題として存在しており、2020年時点で世界の子どもの10人に1人にあたる1億6,000万人が児童労働に従事している。さらに、2019年末に発生し2020年に入り感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症の猛威は世界の児童労働者を数百万人増加させるとして、各国際機関、NGO・NPOが警鐘を鳴らしている。

2011年の国連における「ビジネスと人権に関する指導原則（United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights：UNGPs）」の採択を経て、児童労働を含む多様な人権リスクに対する企業対応への社会的要請は、未だかつて経験したことがない程に強まっている。各国政府は「ビジネスと人権に関する国別行動計画（National Action Plan：NAP）」を策定し、欧米を中心に人権デュー・ディリジェンス実施を企業に義務付ける法制化が加速している。日本においても、2020年10月にNAPが策定されるなど政府や産業界、市民社会も巻き込んだ議論が進められており、今後さらに日本企業も人権リスクへの対応強化が迫られるであろう。

このように日本は人権リスクへの企業対応が加速する黎明期にあって、企業の児童労働を含む人権リスクの世界動向の把握が追い付いていない。その一因は、世界の人権リスクの実態や対応事例などを包括的にまとめたレポートが日本には存在しないことにある。本書はその状況を打開し日本企業による取組みを加速させるべく、世界の最新レポートや公開情報の網羅的な調査・分析をもとに、児童労働に関する体系的な情報を提供する。企業の経営者・CSR担当者・サプライチェーン管理担当者をはじめとする多くの企業人、そして企業を取り巻く多くのステークホルダー（政府、NPO・NGO、学術機関、消費者など）が本書の情報を活用して実際の取組み推進につなげてくれることを期待する。



# 第1章

## 国際的な児童労働の実態

# 第1節 児童労働の概観

## 1) 児童労働の定義と背景

15歳未満の労働  
および18歳未満の  
子どもによる  
危険有害労働を一般  
に児童労働とよぶ

特に18歳未満の子どもによる人身売買、売春、危険有害労働などを含める「最悪の形態の児童労働」の禁止と撤廃を確保すべく、即時の効果的な措置を実施するよう国際条約で定められている

### 児童労働とは

児童労働とは、15歳未満（途上国は14歳未満）の義務教育を受けるべき年齢の子どもが教育を受けずに働くことおよび18歳未満の子どもによる危険有害労働などへの従事を指すと一般的に定義されている。児童労働の禁止は国際条約によって定められており、主要な条約としては1973年の「最低年齢条約（第138号）」と1999年の「最悪の形態の児童労働条約（第182号）」の2つのILO基本条約および国連の「子どもの権利条約」が挙げられる。これら3つの主要な国際条約に基づいて各国政府には、児童労働に関する法整備や児童労働撤廃に向けた政策の実施などの対応が求められている [1]。

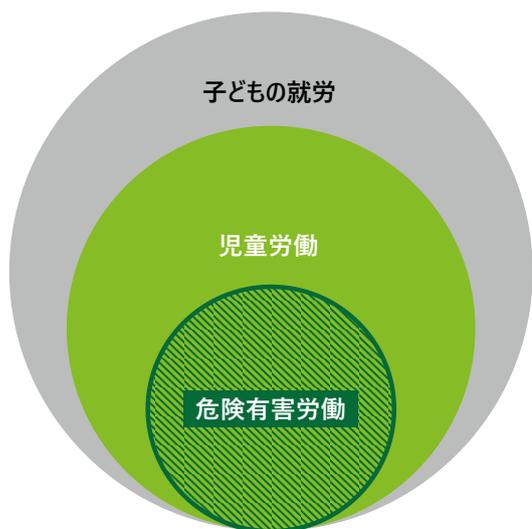


### 児童労働に関する国際条約

子どもの権利条約 (1989年)	就業が認められるための 最低年齢に関する条約 (第138号、1973年)	最悪の形態の児童労働条約 (第182号、1999)
<p>18歳未満の子どもを権利主体と位置づけ、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「子どもの権利」を構成する4要素               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>生きる権利</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての子どもの命が守られること</li> </ul> </li> <li>2. <b>育つ権利</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること</li> </ul> </li> <li>3. <b>守られる権利</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 暴力や搾取、有害な労働などから守られること</li> </ul> </li> <li>4. <b>参加する権利</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	<p>就業が可能な最低年齢を定めており、年齢や労働内容に応じて最低年齢が異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 最低年齢は義務教育終了後（原則15歳）               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 途上国は例外的に14歳</li> </ul> </li> <li>◆ 軽労働は一定の条件の下に13歳以上15歳未満               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 途上国は例外的に12歳以上14歳未満</li> </ul> </li> <li>◆ 危険有害業務は18歳未満禁止</li> </ul>	<p>18歳未満の児童による「最悪の形態の児童労働」の禁止と撤廃を確保すべく、即時の効果的な措置を実施するよう定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「最悪の形態の児童労働」               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人身売買、徴兵を含む強制労働、債務労働などの奴隷労働</li> <li>2. 売春、ポルノ製造、わいせつな演技に使用、斡旋、提供</li> <li>3. 薬物の生産・取引など不正な活動に使用、斡旋、提供</li> <li>4. その他、児童の健康・安全・道徳を害するおそれのある労働（危険有害労働）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>• 虐待に晒される労働、炭坑内、水中、危険な高所や閉所での労働、危険な機械を使用する労働、化学物質や高温、騒音に晒される労働、長時間労働、夜間労働、不当に拘束される労働等</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

参考：ILO、日本ユニセフ協会などの公開情報

子どもによる労働の種類



年齢・形態別の子どもによる労働の区分

■ 廃絶すべき児童労働

18歳				危険有害労働
15歳			危険有害労働	危険有害労働
13歳		危険有害労働	危険有害労働	危険有害労働
	最低年齢条約適用外の労働	軽易な労働	危険ではない労働	危険有害労働

就労最低年齢

参考：ILO などの公開情報

「子どもの就労」の形態区分

国際条約では、児童労働の中でも特に子どもに深刻な影響を及ぼす労働として「危険有害労働」が定義されている。これは、その性質または遂行状況から見て、子どもの健康や安全、道徳を害する可能性が高い労働を指す。具体的には、夜間や長時間の作業、肉体的・心理的・性的虐待に晒される作業、地下・水中・高所・閉所での作業、危険な機械・道具の使用や重量物の運搬を伴う作業、化学物質や高温・騒音に晒される作業などが含まれる。これは ILO 条約第 182 号が定義する「最悪の形態の児童労働」の1つの形態として、奴隷労働や強制労働、商業的性的搾取などと並び最も搾取的な労働と位置付けられ、早期の撤廃が求められている [1]。

一方で、「子どもの就労」(Child Work) のすべてが「児童労働」(Child Labour) として禁止されているわけではない。一部の軽易な子どもの労働や、就業最低年齢以上の子どもによる危険有害ではない労働は認められており、日本における中高生のアルバイトなどもこれにあたる。このように法的に認められた子どもの労働や児童労働を含む概念として、「子どもの就労」という言葉が用いられている。

児童労働の発生背景

児童労働が発生する背景には、子どもを働かせる家庭や地域(供給側)の課題と、児童労働を直接・間接的に助長してしまう企業(需要側)の双方課題が存在する。開発途上国などの貧困家庭では、不足する家計収入を補うためにやむを得ず子どもを労働へと送り出す実態が存在する。また差別・紛争・災害などは貧困を深刻化させ児童労働を助長しており、さらに地域の教育環境の未整備や教育の重要性への意識の低さ、行政による労働監査・取り締まり体制の不備なども、児童労働撤廃が遅れる要因となっており、政府・行政の果たすべき役割も大きい [2]。

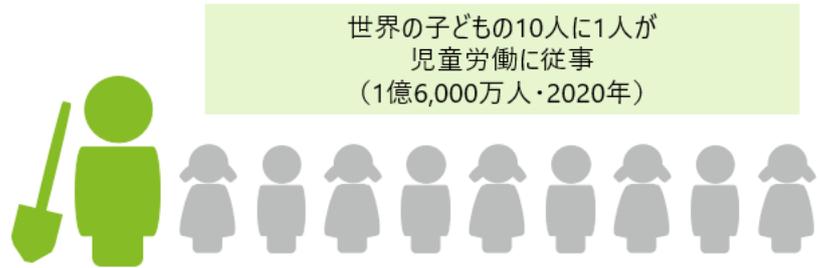
一方で企業側は、消費者の「安さ」へのニーズの高さを理由として取引先に対する生産コスト削減圧力を強め、サプライチェーンの中で直接・間接的に児童労働を助長している場合がある。

2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」では、17の目標のうち目標8のターゲット8.7において児童労働撤廃に言及している。具体的には、2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃することが掲げられている [3]。

## 2) 児童労働の発生地域と形態

世界の子どもの10人に1人が児童労働に従事している

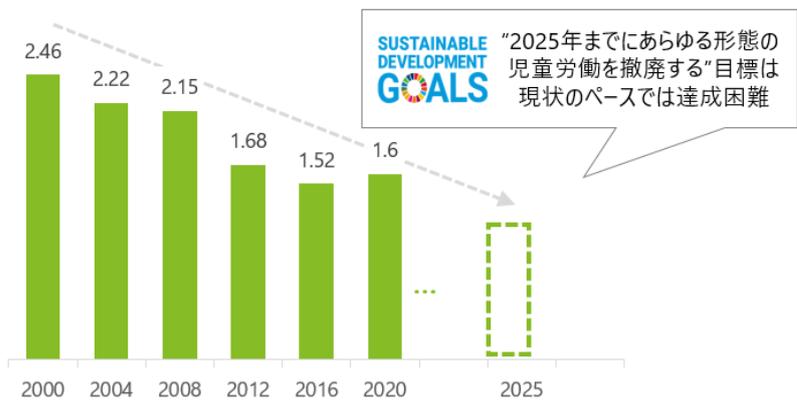
特にアフリカ地域が最も児童労働の発生件数が多く、産業全体の7割は農林水産業セクターで働いている



### 児童労働に関する統計データ

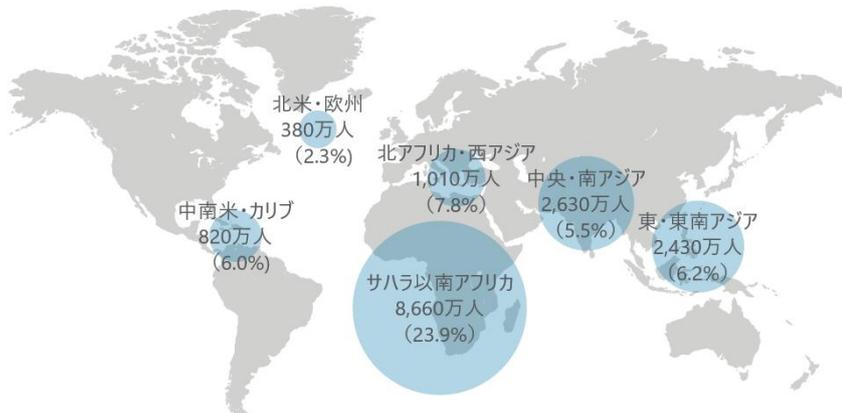
国際労働機関（International Labor Organization：ILO）および国際連合児童基金（United Nations International Children's Emergency Fund：UNICEF）の推計によると、2020年時点で世界の子どもの10人に1人にあたる1億6,000万人もの子どもが児童労働に従事している。その約半数にあたる7,900万人が危険有害労働に従事しており、深刻な状況が続いている。ILOが児童労働に関する世界推計の公表を始めた2000年以降の16年間で児童労働者数は約9,400万人減少しており改善傾向がみられたものの、2016年以降は減少のペースが失速し、2020年にはついに増加傾向に転じている。また、SDGsのターゲット8.7に掲げられた「2025年までに児童労働を撤廃する」という目標の達成には未だ程遠く、更なる対応が求められている [1] [4]。

世界で児童労働に従事する子どもの数（億人）



参考：ILO、UNICEF, “Child Labour: Global estimates 2020, trends and the road forward”

### 各地域における児童労働者数および子ども全体に占める児童労働者の割合



### 児童労働の地域別分布

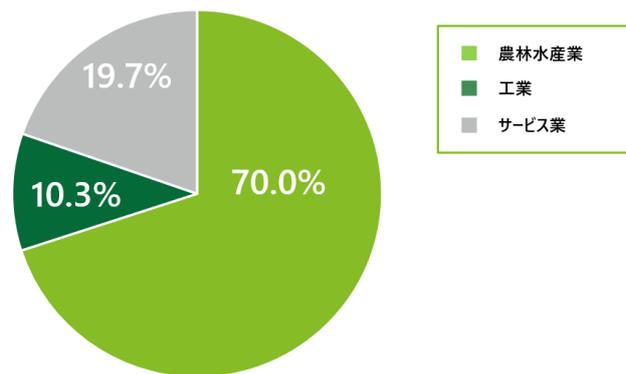
児童労働が最も多く発生している地域はサハラ以南アフリカ地域であり、同地域に暮らす子どもの約4人に1人（23.9%）にあたる8,660万人にも上る。次いで多いのは中央・南アジア地域で、子どもの約5.5%にあたる2,630万人が児童労働者となっている。その他に、東・東南アジア地域で2,430万人、北アフリカ・西アジア地域で1,010万人、中南米・カリブ地域で820万人、北米・欧州で380万人が児童労働に従事している。サハラ以南アフリカ地域で児童労働に従事している子どもの数は、それ以外の地域の総児童労働者数よりも多くなっており、かつ2012年以降の絶対数、割合ともに増加傾向にある [4]。

参考：ILO、UNICEF, “Child Labour: Global estimates 2020, trends and the road forward”

児童労働のセクター別分布

セクター別で見ると、児童労働は主に農林水産業に集中して発生しており、児童労働全体の7割にも上る。農林水産業には農業（自給農業と商業的農業）、漁業、水産養殖業、林業、牧畜業が含まれる。次いで多いのがサービス業で児童労働全体の約2割を占め、残りの約1割を工業が占めている [1] [4]。

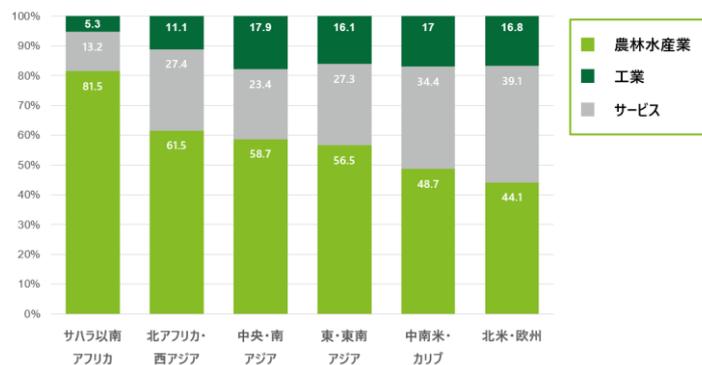
児童労働に従事する子どものセクター別割合



児童労働の地域×セクター別分布

地域によって児童労働が発生しているセクター分布には特徴が存在する。サハラ以南アフリカ地域では主に農林水産業で児童労働が発生しており、児童労働全体の約8割と圧倒的割合を占める。その他の地域においても児童労働の過半数は農林水産業が占めるものの、その割合は前述の地域と比較すると小さい。中南米・カリブ地域および北米・欧州は、サービス業における児童労働がそれぞれ約34%、約39%を占め、比較的高い傾向にある [1] [4]。

児童労働者に従事する子どもの地域別・セクター別割合



参考：ILO、UNICEF, "Child Labour : Global estimates 2020, trends and the road forward"

各セクターにおける児童労働関与の多い産品

農林水産業	農業（カカオ、コットン、コーヒー豆、サトウキビ、ゴムなど）、漁業・水産養殖業（魚、エビなど）、林業、畜産業
工業	製造業（アパレル、レンガ、革など）、鉱業（金、銀、コバルト、石炭など）、建設業
サービス業	ホテルやレストラン、卸売・小売業、自動車の整備・修理、輸送業、家事労働

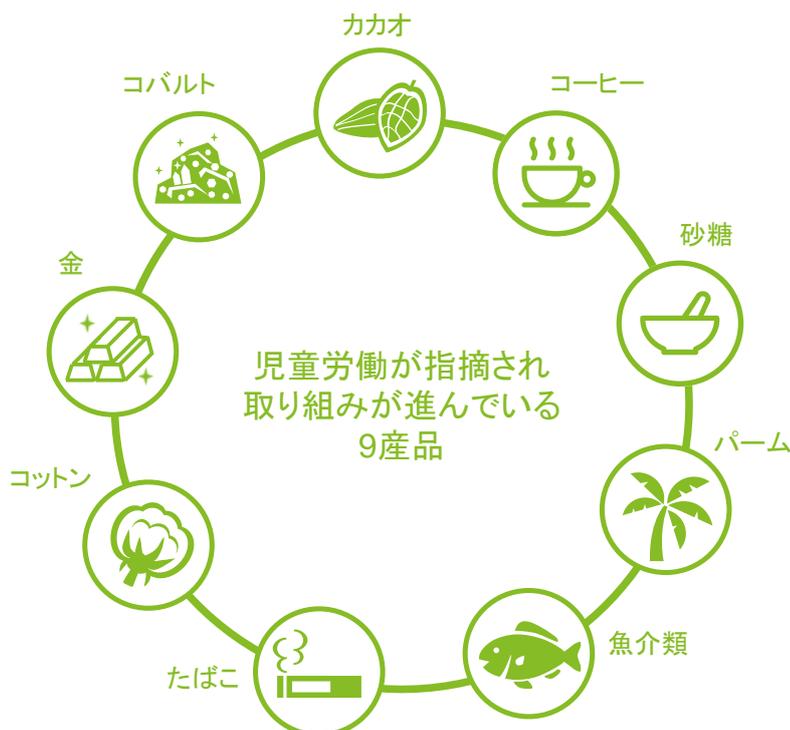
参考：ILOなどの公開情報



## 第2節 産品別の児童労働の実態

### 日本の企業に強い関わりを持ち、国際的な取り組みがなされている9産品を対象に調査

本節では、世界的に児童労働の存在が指摘されて取り組みが進んでいる9産品について、その児童労働の背景や実態、課題・取り組みの変遷を解説する。具体的には、コーヒー、カカオ、砂糖、パーム油、タバコ、コットンの6つの農産品と、金およびコバルトの2つの鉱業産品、そして魚介類における児童労働を取り上げる。これらの産品は、米国労働省国際労働局（Bureau of International Labor Affairs：ILAB）の報告書「児童労働または強制労働によって生産された品目リスト」（2018年）においても世界各地で広く児童労働の存在を指摘されており、国際的な取り組みも進められている [5]。また同時に多くの日本企業が調達しサプライチェーン上で関与している産品でもあるため、今後の取り組みの参考となることを期待する。



## 1) コーヒー

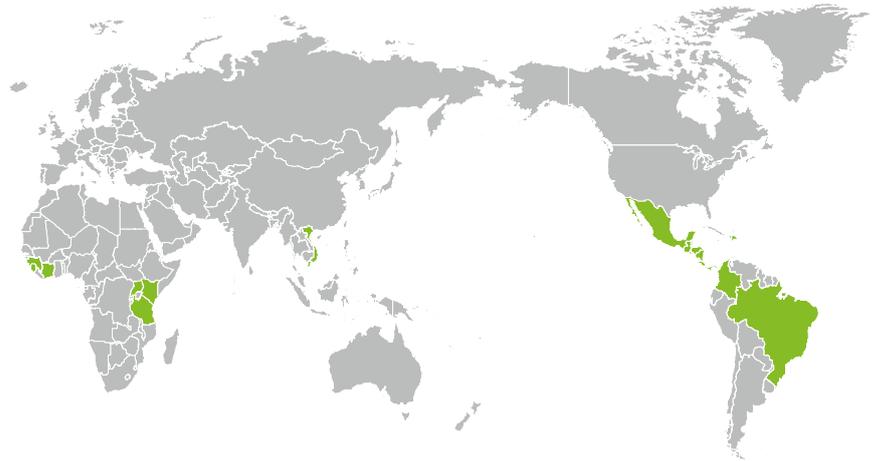
# コーヒー生産における 児童労働は、 主に中南米地域と アフリカ地域に存在

中南米地域（ブラジル・コロンビア・コスタリカ・メキシコ・ドミニカ共和国・エルサルバドル・グアテマラ・ニカラグア・パナマ・ホンジュラス）とアフリカ地域（コートジボワール・ギニア・ケニア・シエラレオネ・タンザニア・ウガンダ）に加え、ベトナムに分布

### 児童労働発生背景

コーヒーは熱帯気候地域において栽培される多年生植物である。その種子であるコーヒー豆は、一次産品として石油につぐ国際貿易取引額を占め、主に開発途上国にとって外貨と雇用の主要な供給源となってきた。一方で、その国際取引価格は、ニューヨークとロンドンの国際市場で決められ、供給過剰や消費者需要の質の変容などを受けて激しく変動する。コーヒー農家の大部分を占める小規模生産者は、この価格変動の影響を受けて生産コストを賄うことが難しくなり、コスト削減のために子どもを働かせる事態が発生している。実際に 1998 年から 2003 年にかけて世界市場のコーヒー価格が半分以上に急落すると、小規模コーヒー農家は、

コーヒー生産における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

生産コストをはるかに下回る価格でコーヒー豆を取引せざるを得なくなった。結果約 2,500 万人の生産者の生活が破綻し、各地で児童労働が深刻化したとされている [6]。

重量物運搬による筋骨格の損傷、有害な農薬の使用・曝露による中毒や健康被害、コーヒーの粉塵による呼吸器疾患などが指摘されている [6]。

### 児童労働の概要・特徴

児童労働はコーヒー豆生産のあらゆる過程に存在しており、特に果実の収穫期においてその発生リスクが高まる。コーヒーの枝に手が届くほどの年齢になった子ども達は、熟した果実を選別して収穫する作業に加え、枝の剪定や、農薬の散布、収穫物の運搬を担う。これらの作業は子どもにとって様々な危険を伴う。例えば刃物による切り傷などの怪我、



### コーヒーのサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

1992年の国連環境開発会議（UNCED）（地球サミット）のリオ宣言にて、持続可能な生産と消費に関する各国の取り組みの必要性が明記され、以後児童労働を含む人権リスクに対して企業に取り組みを求める世論が高まった [7]。これに対応するコーヒー業界の主要な取り組みとして、人権を含むサステナビリティに関する認証制度が国際的な広がりを見せており、自主的持続可能性基準（Voluntary Sustainability Standards：VSS）とも呼ばれている。これはサプライチェーンの各工程で環境・経済・社会などに関する一定の基準を満たす製品や企業を認証する制度であり、複数の制度が認証基準に児童労働の禁止も含んでいる。代表的なVSSとしては、IFOAMなどの有機認証や、国際フェアトレード認証、Rainforest AllianceやUTZなどのサステナブルな農業に関する認証が挙げられる。またコーヒーに特化した持続可能な栽培と加工のための認証システムとして、4C認証（4C Common Code for the Coffee Community）も広く活用されている。2016年時点で、コーヒー産業の持続可能性に関する取り組みへの投資総額は3億5,000万ドルと推定され、そのうち少なくとも50%がVSSによるプレミアム（奨励金）制度を通じて生み出されている。

さらに2015年の持続可能な開発目標（SDGs）や2016年のパリ気候協定などのビジネスと持続可能性に関する国際枠組みの策定を受けて、コーヒー業界内外でマルチステークホルダー・イニシアチブ（MSI）が設立され、連携を強めている。例えば2016年設立のグローバル・コーヒー・プラットフォーム（Global Coffee Platform:GCP）は、持続可能性に関する取り組みへの官民対話や投資の拡大を促進している。また2015年設立のサステナブル・コーヒー・チャレンジ（Sustainable Coffee Challenge：SCC）は、コーヒーを真に持続可能な農産物とすることを目指し、生産者や小売業者、焙煎業者、認証機関、政府などの多様な関係者からなる連合を形成している [8]。

近年では日本企業においても、コーヒーサプライチェーンにおける児童労働を含む人権リスクを評価するために人権デュー・ディリジェンスを実施する事例が増えている [9]。

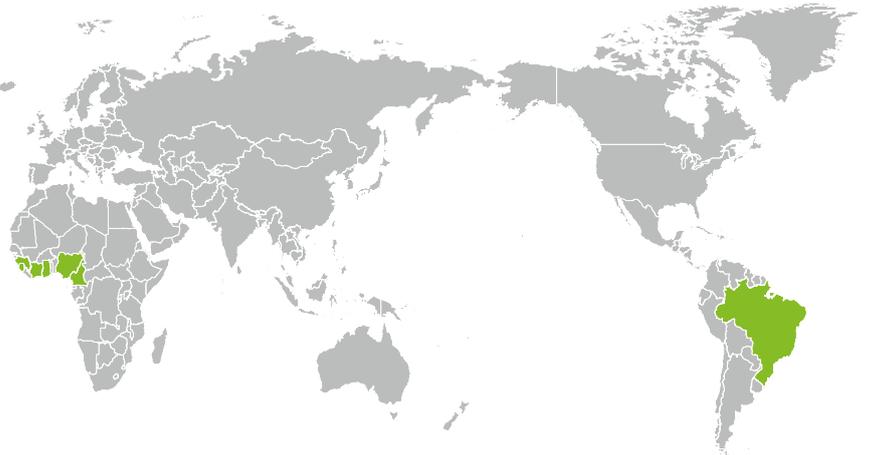


## 2) カカオ

# カカオ生産における 児童労働は、 主にアフリカ地域と 中南米地域に存在

アフリカ地域（カメルーン・コートジボワール・ガーナ・ギニア・ナイジェリア・シエラレオネ）に加え、ブラジルにおいてその存在が報告されている

カカオ生産における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

### 児童労働発生の背景

カカオ豆とはカカオの樹の果実中の種子を指し、チョコレートやココアの主原料である。カカオは主に赤道付近のアフリカ地域で生産される一方で、最大の消費地が欧米であるために国際取引が盛んである。従来から消費国の価格交渉力の強さを背景に、カカオの国際市場価格は低くなる傾向にある。またカカオは天候などの影響による価格変動も大きく、例えば 2016 年～2017 年には、カカオ農地の拡大と良好な天候による豊作の結果、カカオ価格が約 3 割低下した。このような価格の低さと不安定さに加え、特に西アフリカ地域では家族単位の小規模農家が大半を占めることなどから、各農家はカカオ生産のための労働者を雇うことができず、不足する労働力を児童労働によって補うケースが発生している [10] [11]。

### 児童労働の概要・特徴

カカオ収穫の手順は、さやの摘み取り、種子の取り出し、種子の発酵、乾燥、袋詰めなどの作業で構成される。主に子ども達は、なたを用いた畑作業、農薬の散布、さやの収穫、種子の取り出し作業などを行う。これらの作業は子どもにとって様々な危険を伴う。例えば重量物運搬による筋骨格の損傷、長時間の日光曝露、切削工具による怪我、殺虫剤の使用・曝露による中毒や健康被害、カカオのさや落下による怪我などが指摘されている [12]。2020 年発表のシカゴ大学の報告書によると、カカオの世界二大生産国であるコートジボワールとガーナのカカオ生産地域農業世帯の 5-17 歳の子どもの 45% (156 万人) がカカオ生産関連の児童労働に従事している。そのうち危険有害労働に従事している割合は約 95% (148 万人) にも上る [13]



### カカオのサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

チョコレート業界は、1923年に米国チョコレート製造業者協会（Chocolate Manufacturers Association：CMA）が設立されて以来、同協会を中心に業界内連携が行われてきた。CMAは、チョコレート関連の研究への資金提供・管理、チョコレート関連の広報活動・メディア連携、議会・政府機関との連携などを推進した。1990年代になると、カカオ農家の農業生産性向上や収入の安定を確保しなければカカオ栽培は持続可能ではないことが明らかになり、CMAの提案により2000年に世界カカオ財団（World Cocoa Foundation：WCF）が設立された（前身である国際ココア研究教育基金は1995年設立）。同財団は、高品質なカカオの生産・販売の効率化による農家の所得向上などを図り、カカオ産業のサステナビリティに貢献することを目指している。さらに、欧米では同時期2000年頃から児童労働に関するテレビ報道やNPO・NGO、消費者団体のキャンペーンが行われ、世間の注目を集めた。その結果、2001年10月に米国議員とチョコレート製造業者協会がカカオ農園から「最悪の形態の児童労働」を撤廃する目的で「ハーキン・エンゲル議定書」を締結し、これを受けて2002年に国際ココアイニシアチブ（International Cocoa Initiative：ICI）が業界出資の財団として発足した。同財団は米国政府や国際労働機関（International Labor Organization：ILO）、労働組合、NPO・NGO、消費者団体などと共同で、児童労働予防プロジェクトの実施、児童労働の実態調査、責任あるサプライチェーン構築に向けた企業支援などを実施している [14] [15] [16]。

さらに、2010年以降グローバル企業による取り組みが急加速したが、その背景には「カカオ2020年問題」と呼ばれる将来的なカカオ供給不足への世界的な危機感の高まりがあった。新興国におけるチョコレート需要の増加や、地球温暖化・気候変動、カカオ農家の農業生産性低下などを背景に、世界の年間カカオ流通量（約440万トン）の4分の1に相当する約100万トンが2020年には不足すると予測されたのである。これを受け、グローバル大手菓子メーカーであるNestlé、Hershey's、Marsは2020年までに、カカオ豆の購入を100%サステナブルカカオ（公正取引・人権尊重・環境配慮などの条件を満たしたカカオ）に切り替えることを公表した。

近年日本国内でも一部の企業において取り組みが進んでいる。カカオ関連の専門商社である立花商店は、児童労働を含む労働環境改善に取り組む農家などからの積極的な調達を行っている [17]。森永製菓は2008年から「1チョコ for 1スマイルキ

ャンペーン」と称して対象チョコレート製品の売り上げの一部を寄付する活動を行い、2011年からその寄付をカカオ生産国の子ども支援に特定し2団体に寄付している。

また、明治は「メイジ・カカオ・サポート」と称し、ガーナ・エクアドル・ベネズエラなどのカカオ産地で生産者に向けた栽培技術支援を実施している。他の企業においても、社会・環境に配慮した認証製品を製造・販売するフェアトレードへの参加や、生産・加工技術指導によるカカオの高品質化および買取価格引き上げ、サステナブルカカオの調達量コミットメントなどの取り組みが活発化している [18]。



### 3) 砂糖

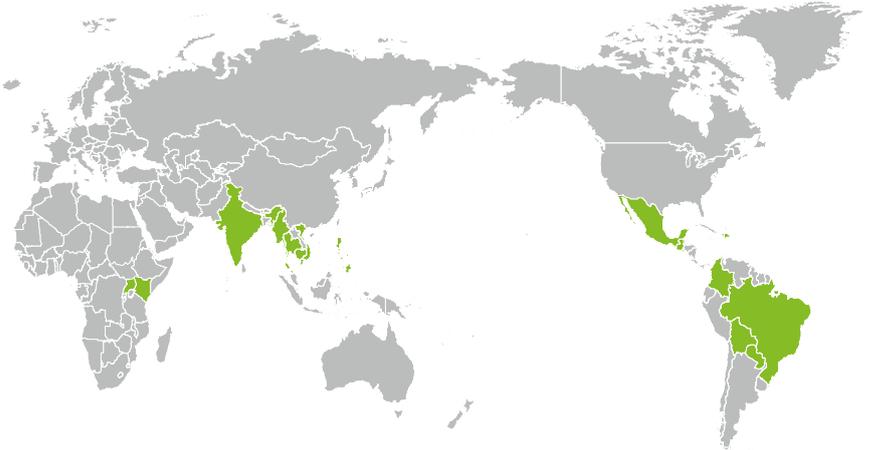
## 砂糖生産における 児童労働は、 主に中南米、アジア、 アフリカ地域に存在

中南米地域（ベリーズ・ボリビア・ブラジル・コロンビア・ドミニカ共和国・エルサルバドル・グアテマラ・メキシコ・パラグアイ）、アジア地域（インド・フィリピン・タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア）、アフリカ地域（ケニア・ウガンダ）においてその存在が報告されている

#### 児童労働発生の背景

砂糖は国際価格の変動が特に激しい農産物の一つであり、熾烈な価格競争や天候影響による収穫量増減などが価格変動を引き起こしている [19]。その影響を受けて小規模農家が生産コストを賄うことが難しくなると、コスト削減のために子どもを働かせる事態が発生している。また、サトウキビ収穫の機械化が進んでいない地域では、生産活動が労働集約型になり児童労働の発生率が高くなる傾向にある。機械化の度合いは経済的要因だけではなく地理的要因にも左右され、例えばブラジル北部の丘陵地帯など土地の起伏が激しい場所では機械の導入が困難であり児童労働発生のリスク

砂糖生産における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

が存在する。さらに、砂糖はサプライチェーンが細分化・複雑化されており、生産者や労働下請け業者など様々な主体が生産・取引に関与していることがトレーサビリティ確保を困難にしている [20] [21]。

#### 児童労働の概要・特徴

砂糖の生産過程は主に、サトウキビの栽培、収穫、砂糖の精製の3フェーズで構成されている。児童労働は除草、苗の植え付け、収穫、運搬の作業などにおいて発生している。児童労働に従事する子どもは10歳から14歳の年齢層が最も多いとされているが、茎の切断や除草用の専用工具は2~3kgと

重く、子どもが使用すると手足や指の負傷・切断などを引き起こす可能性がある。また、重量物の運搬や化学薬品の使用は、筋骨格系の損傷や肺がんなどの長期的な健康被害につながる可能性も指摘されている [21]。



#### 砂糖のサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

砂糖セクターで最も広く展開されているサステナビリティ関連の取り組みは、フェアトレードなどの認証制度である。多くの主要な砂糖関連企業が、自社のサプライチェーンにおけるサステナビリティ確保のための信頼性の高いツールとして認証制度を活用している [20] [21]。その代表例である国際フェアトレード認証を運営するフェアトレード・インターナショナル (Fairtrade International) は、1990 年代後半から 2000 年代にかけて欧米で国際フェアトレード認証の対象産品として砂糖を導入した。また 2005 年に世界自然保護基金 (World Wildlife Fund : WWF) 主導で、サトウキビ固有の認証基準を作成する国際的なマルチステークホルダーイニシアチブである Better Sugarcane Initiative (BSI) が設立された。その後 BSI は Bonsucro 認証を策定し、同認証を受けた砂糖は世界の砂糖市場の約 3% 以上 (2014 年時点) のシェアを占めている。さらに、サステナブルな農業に関する認証を行うレインフォレスト・アライアンス (Rainforest Alliance : RA) は 2009 年に「Sustainable Agriculture Network Standard」において砂糖分野のサステナビリティ基準を導入した [22] [23]。2010 年代には、NPO・NGO のレポート発表を受けて砂糖業界における持続可能性に関する懸念が世界的な注目を浴びた。2013 年、世界最大規模の国際協力 NGO オックスファム (Oxfam) はレポート「Sugar Rush」を発行し、一部のサトウキビ生産が労働者や環境に与える悪影響を取り上げた。レポートは、大規模なサトウキビ生産を目的とした土地収奪が小規模農家とその家族の生活を脅かしている状況を指摘した。またブラジルの砂糖プランテーションにおける農薬使用による健康被害や、土地収奪と原生林破壊を背景としたストレスによる多数の自殺などの存在が明らかにされた [24]。現在では、砂糖業界で参照される労働環境項目を含む国際ガイドラインとしては、「国連グローバルコンパクト」の 10 原則や、英国の業界主導で策定された食品安全性関連の BRC グローバル基準など幅広く存在している。また、民間団体の取り組みとしては、小規模サトウキビ農家を支援する市民社会組織 Solidaridad や、大規模な製糖工場に投資する国際金融公社 (International Finance Corporation : IFC) なども挙げられる [22]。近年の企業の取り組みとしては、砂糖分野においてブロックチェーン活用により倫理的なサプライチェーン管理を実施するなどの先進的な事例も存在する (詳細は第 3 章-第 3 節-Case4 参照) [25]。



#### 4) パーム油

## パーム生産における 児童労働は、 主にアジア地域に存在

パーム油生産活動における児童労働は、アジア地域（インドネシア・マレーシア）に加え、シエラレオネにおいてその存在が報告されている

パーム生産における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor（USDOL），“List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor,” 2018

#### 児童労働発生の背景

パーム油は世界で最も広く消費されている植物性油であり、世界の植物性油消費量の約30%以上（2014年時点）を占める。調理、洗剤、化粧品、食品加工などに広く使われ、バイオ燃料としての活用も増加しており、2010年～2030年の20年間で、世界のパーム油の生産量は約3倍にまで増加すると見込まれている [26] [27]。急激な消費増加に伴い、パーム油の原材料であるアブラヤシ栽培における労働需要が急増し、児童労働含む違法労働が発生している。また一部の地域では、労働者は収穫量のノルマを課され、ノルマ未達の場合には最低賃金以下への賃金減額や罰則が科せられるケースが発生している。そのように保護者が不当な労働環境に置かれる事態が、児童労働を誘発しているとも指摘されている [28] [29]。

#### 児童労働の概要・特徴

パーム油の生産過程は、種まき、苗の移植、収穫および果房の運搬などで構成される。子ども達は主に収穫・運搬・除草作業に従事する。具体的には、木の上で重い器具を使って果房を収穫するほか、果房を詰めた袋を持って運んだり、果房を大量に積んだ一輪車で未舗装の道や狭い橋の上を運搬する。これらの作業は怪我などを負う危険性が高い上、農薬や肥料などの化学薬品に晒されて健康被害を受ける可能性なども指摘されている。米国労働省（U.S. Department of Labor：USDOL）の推計（2004年資料）によると、マレーシアのアブラヤシ農園で働いている子どもの約60%は6～10歳である [29] [30] [31]。



#### パーム油のサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

パーム油の原料となるアブラヤシは、東南アジア、アフリカ、中南米などの一定以上の雨量がある赤道周辺地域に生育し、特にマレーシア、インドネシアで大規模なアブラヤシ農園開発が行なわれてきた。農園開発の過程では多くの熱帯林が伐採されたり焼き払われるとして環境への影響が指摘されてきた。環境に配慮した持続可能なパーム油を求める世界的な世論の高まりに応え、環境保護団体 WWF や Unilever などの企業が協力して 2004 年に、持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable on Sustainable Palm Oil：RSPO）を設立した [32]。RSPO は一定のサステナビリティ基準を満たすパーム油を認証するシステムを運用することで企業に対してサステナブルなパーム油の調達を促進しており、RSPO 認証パーム油は世界で広く認知・活用されている。

2010 年頃になると、環境側面にフォーカスした RSPO の社会側面（労働者の人権保護など）の取り組み不足への批判や、RSPO メンバー企業のパーム油農園の認証取得率が 100% ではない状況に対する批判が寄せられるなど、パーム油業界に更なる取り組み強化を求める動きが相次いだ。こうした社会的要請を背景に、2013 年にパーム油革新グループ（Palm Oil Innovation Group：POIG）が発足し、「POIG 憲章（POIG Charter）」を採択した。POIG では、「環境への配慮」「地域社会とのパートナーシップ」「企業および製品の誠実性」の 3 つの柱に焦点を当て、環境・社会に配慮した責任あるパーム油生産に向けて企業のコミットメントの更なる強化を求めている。

近年では、RSPO 認証農園などにおける環境・人権問題が指摘され企業も対応を余儀なくされるケースが発生し、認証システムの強化も進められている。2016 年にはマレーシアのパーム油生産大手 IOI グループが天然林を伐採しているとして RSPO 認証を取り消され、Unilever や花王など 27 社が調達を中止した。また同年、人権団体アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）がシンガポールのパーム油生産企業 Wilmar International の農園における人権侵害を告発し、Nestlé など 9 社がこの農園のアブラヤシを原料とする認証パーム油を調達していたと報道された。こうした事態を受けて RSPO は 5 年ぶりに認証基準の改訂に着手。2020 年の審査から新基準による認証が付与される予定である [33] [34]。

近年の企業の取り組みとしては、RSPO 認証などへの参加に加え、社会・環境に配慮した調達方針を策定して、自社が直接取引をするサプライヤーだけではなくそのグループ傘下の独立系供給業者も調達基準の適用対象とするなどの事例も挙げられる [35]。



## 5) 魚介類

### 漁業における 児童労働は、 主に中南米、アジア、 アフリカ地域に存在

中南米地域（ブラジル・ペルー・パラグアイ・エルサルバドル・ニカラグア）、アジア地域（カンボジア・インドネシア・フィリピン・ベトナム・バングラデシュ・タイ・イエメン）、アフリカ地域（ガーナ・ケニア・ウガンダ）においてその存在が報告されている

漁業における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

#### 児童労働発生の背景

漁業においても、魚やエビを含む魚介類の捕獲・加工などにおいて児童労働が発生している。漁業は移民労働者の従事率が高く、法的地位を欠く移民労働者は非公式な契約のもとで非正規労働者として雇用されるため、児童労働や強制労働を含む違法労働が発生しやすい傾向が指摘されている。また、魚介類の加工作業は子どもにも可能な低熟練労働であり、保護者の職場に同行した際に子どもが業務を手伝うことを契機に児童労働へつながるケースも確認されている [36] [37] [38]。

#### 児童労働の概要・特徴

魚介類のサプライチェーンにおける児童労働は、漁具（漁船・漁網など）のメンテナンス、魚・エビなどの捕獲や一次加工（エビの選別、皮むき、乾燥作業など）、運搬などで発生している。例えば小エビ加工においては、指の小さい子どもの方が大人よりも作業に適していると言われることが児童労働を誘発する一因となっている。また、魚介類の積み降ろし作業は通常深夜に行われるため、睡眠不足や不規則な生活が怪我や健康被害を引き起こす危険性もある。主に15歳から17歳の子どもがこのような漁業関連の危険有害労働に従事している [37] [38]。



#### 魚介類のサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

海洋管理協議会（Marine Stewardship Council：MSC）は、海洋分野のサステナビリティ推進の中心的存在であり、MSC認証制度の運営などを行っている。MSCは、冷凍魚の貿易量でも世界有数である Unilever と、環境保護団体 WWF が 1997 年にイギリスで設立した。Unilever は、自社ビジネスの将来的な成長には水産資源のサステナビリティが重要と捉え、資源利用の国際ルール策定を主導したとされる [39]。MSC の運営する認証制度は、持続可能性に関する基準を満たす水産物製品を認証して MSC 認証ラベルを貼付するシステムである。認証基準は資源環境と業界の動向に応じて見直されており、近年は労働者の人権保護の側面も強化されている。2019 年には、MSC 認証原料を扱う加工・小売事業者などに対してトレーサビリティ確保を要求する CoC 認証基準が改定がされ、強制労働・児童労働のリスクがある国などの事業者に対して監査実施が義務付けられた [40] [41]。

また近年、サプライチェーンにおける奴隷労働の発覚を契機に企業主導の新たな取り組みも進んでいる。2014 年 6 月に、英大手メディア The Guardian は、タイで奴隷労働により生産されたエビがアメリカやイギリスのスーパーマーケットで販売されていたと報道した。この調査でエビの製造・販売などに関わっていたとされたタイ食品大手 Charoen Pokphand Foods（CPF）と Costco Wholesale らは 2014 年 7 月に Sustainable Shrimp Task Force を設立するなどの対応を行った。このタスクフォースは 2016 年 10 月に Sustainable Seafood Task Force に改名し、創設以来メンバーは急増している。タスクフォースは、流通のトレーサビリティ確保を目的としてタイ政府や企業、NPO・NGO と連携した合同プロジェクトなどを展開しており、現在同分野で「タイで活動している最も影響力のある多様な連合」とも言われている [42] [43]。

近年の日本企業の取り組みとしては、自社単体では把握が難しい取引先の労働状況などの情報収集および改善のために、NPO・NGO など外部専門家と連携して人権デュー・ディリジェンスを行う事例などが挙げられる [44]。



## 6) タバコ

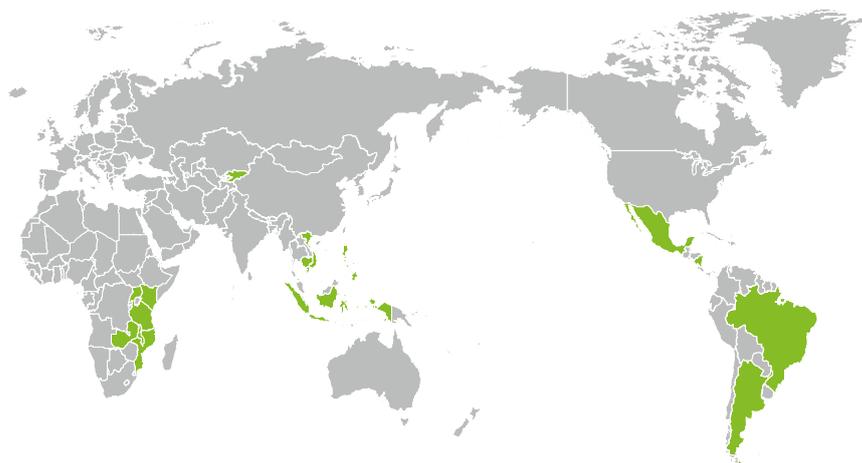
### タバコ生産における 児童労働は、 主に中南米、アジア、 アフリカ地域に存在

中南米地域（アルゼンチン・ブラジル・メキシコ・ニカラグア）、アジア地域（カンボジア・インドネシア・フィリピン・ベトナム・キルギス・レバノン）アフリカ地域（ケニア・ウガンダ・モザンビーク・ザンビア・タンザニア・マラウイ）においてその存在が報告されている。中南米からの移民による米国内での事例も報告されている。

#### 児童労働発生の背景

タバコの葉は、多くの場合家族経営の小規模農家で栽培されている。タバコの葉の品質評価・値付けを主導する大手たばこメーカーは、小規模農家と比べて価格決定への影響力が強い。その結果、農家は買い叩きにあうリスクに晒されており、生活に困窮した農家やコミュニティでは不足する労働力を補うために子どもが保護者の労働を手伝う形で児童労働が多く発生している [45]。

#### タバコ生産における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

#### 児童労働の概要・特徴

タバコの生産過程は、主に植え付け・収穫・乾燥の3フェーズで構成され、すべての作業で児童労働が発生している。5歳頃の幼少期から畑作業や苗床の準備作業などに従事するケースも報告されている。特にたばこ生産の初期段階では、苗の植え付けや軽量のバケツによる水やりなど、子どもにも可能な単純労働が存在することも児童労働の発生につながっている。タバコの生産に関わる作業は子どもにとって様々な危険を伴う。例えばタバコの葉や樹木との接触による急性ニコチン中毒、有害な農薬やそ

の他の化学物質への曝露などによる呼吸器疾患や皮膚疾患、眼球の損傷などが指摘されている [46] [47] [48]。



#### タバコのサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

タバコ栽培における子どもの権利侵害への国際的な取り組みは、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」を根拠に、国連児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）によって1990年代後半から開始された。また並行して国際労働機関（International Labor Organization：ILO）も、1990年代後半からタバコ栽培における児童労働関連の取り組みを支援している。タバコ業界では2000年にBritish American Tobacco（BAT）主導のもと、メーカーPhilip Morris International（PMI）や日本たばこ産業（JT）の子会社であるJTインターナショナル（JTI）などの大手企業が連携して、タバコ栽培における児童労働撤廃財団（Eliminating Child Labour in Tobacco Growing Foundation：ECLT）を設立した。ILOはこのECLTとの連携をはじめ、欧州委員会の資金協力、JTIとの官民パートナーシップ事業などを通じて、ケニアやインドネシア、ザンビア、ブラジルなどのタバコ栽培地域における児童労働への取り組みを中心的に支援してきた。

一方2005年には、初めての国際的なタバコ規制条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」がWHO総会にて採択・発効され、公衆衛生の観点からたばこへの規制を強化する流れが強まった。世界保健機関（World Health Organization：WHO）配下の「非感染性疾患の予防と管理に関する国際連合機関間タスクフォース（United Nations Interagency Task Force on the Prevention and Control of Non-communicable Diseases：UNIATF）」は、2016年に国連機関に対してタバコ産業との協力・提携を防止するよう呼びかけた。これは、国際機関が健康・公衆衛生の観点からタバコ規制を行っているにも関わらず、並行してタバコ産業の資金提供による取り組みを実施することは利益相反となるため、国連機関にタバコ産業との提携を解消するよう求めたものである[49][50][51]。しかし、資金供給を停止すると支援地域に深刻な害がおよび児童労働などの被害を受ける子ども達にとっても利益にならないことは明白であった。そのため、たばこ産業と関係のない政府外組織および政府からの資金動員に努めた上で、ILOはタバコ産業における児童労働を含む労働者の人権保護や労働安全衛生などの問題解決や労働者の技能開発などに取り組んでいる[52][53]。

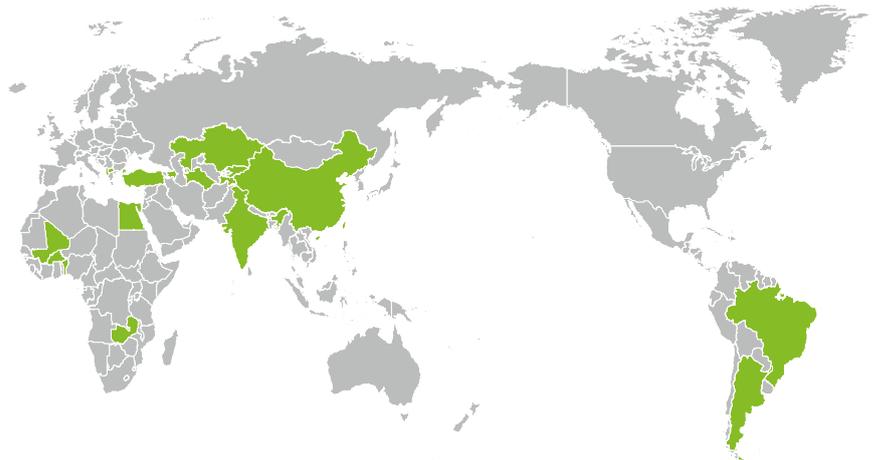
近年の企業の取り組みとしては、人権デュー・デリージェンスの実施や特定年度までにタバコサプライチェーンから児童労働を撤廃することをコミットメントするなどの事例が挙げられる[54]。

## 7) コットン

### コットン生産における 児童労働は、 主に中南米、アフリカ、 アジア地域に存在

中南米地域（アルゼンチン・ブラジル）、アフリカ地域（ベナン・ブルキナファソ・マリ・ザンビア・エジプト）、アジア地域（中国・インド・キルギス・タジキスタン・トルクメニスタン・カザフスタン）に加え、アゼルバイジャン・トルコにおいてその存在が報告されている

コットン生産における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

#### 児童労働発生の背景

世界の繊維生産量の約 26%（2017 年推計）を占めるコットンは、世界約 80 カ国において 3.5 億人の雇用を生み出しており、特に発展途上国の経済発展過程における雇用創出の役割を担ってきた。一方で、コットンは多くの生産者にとって利益率が低い商品であることも特徴である [55] [56]。気候条件に大きく影響される生産量の不安定性や国際綿花価格の下落が、生産者の貧困レベルを高め、労働者を雇用できない生産者が不足する労働力を児童労働で補うケースが発生している [57]。

また綿花そのものの生産だけではなく、綿花の種子の生産においても児童労働が多く発生している点も特筆すべき特徴である。世界最大のコットン栽培面積を誇るインドでは、生産性向上のために 1970 年に世界で初めて開発されたハイブリッド種や、2002 年に Monsanto Company が開発した遺伝子組み換え型の BT コットンが多く生産されている。ハイブリッド種とは、異なる品種を掛け合わせることで収量が多く害虫にも強い特性などをもった生産性の高い品種である。BT コットン

はハイブリッド種の一種で、特定の害虫に対する殺虫性を持つ遺伝子が埋め込まれている。これらのハイブリッド・コットンの種子の生産には、手作業での受粉が必要となる。受粉作業には短期間に集中して多くの労働力が求められるため、子どもが低賃金労働者として雇用されやすくなる傾向にある [58]。また、アパレルのサプライチェーンは非常に複雑であるため、アパレルブランドが自社のサプライチェーンの全容を把握・管理できずに無自覚のうちに児童労働に加担している場合がある [59]。

#### コットンのサプライチェーン



参考：各種公開情報 ※中間加工においても児童労働は発生しているが、本項では詳細の記載対象外とする

### 児童労働の概要・特徴

コットンの生産過程は、種まき、灌漑整備、除草作業、農薬散布、受粉作業、綿花の摘み取り（収穫）、工場への輸送、繊維（綿）の取り出しなどに分けられ、児童労働は灌漑整備、除草作業、農薬散布、受粉作業、収穫作業、運搬などの多くの段階で発生している。これらの作業は子どもにとって様々な危険を伴う。重量物の運搬による筋骨格の損傷、農薬の使用・曝露による中毒や長期的な健康被害、堅い繊維や葉の取り扱いによる怪我、機械・電動車両との接触による怪我、長時間の日光への曝露による皮膚がん・熱疲労などの危険性が指摘されている。インド国内 22 の農場で働く 486 人の子どもを対象とした 2001～2002 年調査では、児童労働者の約 88% は 6～14 歳であった [60] [61]。

### 取り組みの変遷

世界の持続可能なコットン生産に関しては、フェアトレードやオーガニックなどの認証制度が中心的な役割を果たしてきた。社会・環境に配慮して生産された製品を認証するフェアトレード認証には児童労働禁止の基準も含まれ、2004 年に国際フェアトレード認証の対象産品にコットンが加わり拡大を続けてきた。ILO によると 2016 年時点で世界 9 カ国において 26 のフェアトレード認定綿生産組織が存在し、60,000 人のコットン農家が参加している [57] [62]。さらに 2000 年代後半になると、オーガニックコットンの認証に関する動きが進んだ。オーガニックコットンとは、農薬・肥料などに関する厳格な基準を守って生産されたコットンを指し、その代表的な認証機関として Global Organic Textile Standard (GOTS)、Organic Content Standard (OCS) が存在する。近年ではオーガニックコットン認証の中に生産者の労働環境・人権保障・法的順守の条件が加えられる動きが進んでおり、特に GOTS は労働安全や児童労働など社会的側面についても先進的な基準を策定している [63]。その他にも、生産者や環境への配慮に関する独自基準に則った生産を推進するベター・コットン・イニシアチブ (Better Cotton Initiative: BCI) も、児童労働防止を含む労働者保護に取り組んでいる [64]。

コットンを主な原材料のひとつとするアパレル業界全体における人権・労働問題への取り組みは、業界における複数の人権侵害発覚・報道を契機として加速した。1997 年には米国大手アパレルブランドが生産委託していた東南アジアの工場で劣悪な環境での児童労働が発覚し、米国 NPO・NGO などにより同アパレルブランドの社会的責任が問われた。

その結果、同ブランド製品の世界的な不買運動が起こり、同社は 5 年間で 1.4 兆円の売り上げを失ったと試算されている [65]。また 2013 年には、バングラデシュでラナ・プラザ倒壊事故が発生し世界的な注目が集まった。これはバングラデシュの首都ダッカ近郊にある商業ビル「ラナ・プラザ」が崩壊し、1,127 人が死亡した事故である。同ビルには大手ファストファッションブランドの工場が多く入っており、製品増産を最優先とした経営で労働者の安全管理を怠っていたことが事故の原因とされ、同事故の被害者には当時 10 代の児童労働者も含まれていた。史上最悪の惨事としてファッション業界の深刻な労働問題の象徴となった同事故により、アパレル業界全体を通じた人権・労働問題に注目が集まり、業界のサプライチェーン全体の人権対応を促す契機となった [66] [67]。

また NPO・NGO などが実施したキャンペーンも、アパレル業界の人権対応促進に大きく貢献してきた。1989 年に結成されたネットワークである Clean Clothes Campaign (CCC) は、欧州 12 カ国の縫製産業の労働組合と NPO・NGO が連携し、途上国における労働条件改善を目指して企業や消費者に衣料業界の実態を伝える活動などを行っている。CCC は Follow the Thread Campaign と称して各有名ブランドに対し Transparency Pledge (透明性に向けた誓約) に合意することを求め、同キャンペーンに 7 万もの署名が集まったことも受けて複数のブランドがこれに合意した [68] [59]。その他に近年の企業の動きとして、コットン農園や縫製工場を含むサプライチェーン全体を通じた人権デュー・ディリジェンスに多くの企業が着手していることなどが挙げられる。この動きを加速させるため、OECD は「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンに関する OECD デュー・ディリジェンス・ガイドンス」を発行している [69]。

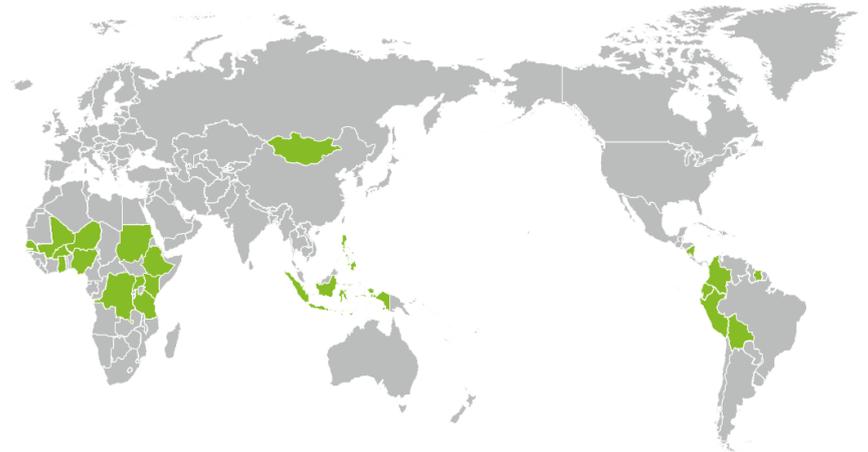


## 8) 金

# 金採掘における 児童労働は、 主に中南米、アフリカ、 アジアに存在

中南米地域（ボリビア・コロンビア・エクアドル・ニカラグア・ペルー・スリナム）、アフリカ地域（タンザニア・ウガンダ・コンゴ民主共和国・エチオピア・ガーナ・ギニア・マリ・ニジェール・ナイジェリア・セネガル・スーダン・ブルキナファソ）、アジア地域（インドネシア・モンゴル・フィリピン）においてその存在が報告されている

金採掘における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

### 児童労働発生の背景

金採掘における児童労働は主にアフリカ地域で発生している。特にアフリカのサハラ砂漠南縁に広がるサヘル地域で、鉱山における世界の児童労働の約4分の1が発生していると言われ、うち約70%が15歳未満による労働である。この地域では1970年代と1980年代に起きた深刻な干ばつにより農地の砂漠化や農業生産性の低下が引き起こされ、地域住民の貧困化や難民化が進んだ。それにより以前は家族や地域コミュニティによって保護されていた子ども達が不足する家計収入を補うための労働力とみなされ、鉱山での児童労働を誘発

している。また、鉱石の運搬や処理などの子どもでも実施可能な作業の存在も児童労働発生につながっている [70]。

### 児童労働の概要・特徴

一般的に金鉱山では、地上と地下の両方で児童労働が発生している。採掘、鉱石の収集、鉱石の洗浄場所へ運搬、鉱石の洗浄、水銀を使用した精錬作業などに、主に10歳から18歳までの子ども達が従事している。作業に際する粉塵や化学物質への暴露は、子ども達に深刻な呼吸器疾患や

頭痛、聴力・視力の低下、皮膚・筋肉・関節の疾患や障害をもたらす危険性がある。また水銀を用いた作業は特に危険であり、中枢神経系などに害を及ぼし、脳障害を含む長期的な健康被害を発生させている [70]。

### 金のサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

金は紛争鉱物と呼ばれ、労働・人権侵害との深い関わりがある。紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国およびコンゴ民主共和国に隣接する国々で採掘される、スズ（Tin）、タンタル（Tantalite）、タングステン（Tungsten）、そして金（Gold）の4種の鉱物のことであり、英語の頭文字をとって“3TG”とも呼ばれる。紛争鉱物と呼ばれる所以は、これら鉱物の売却資金が紛争当事者の資金源となり結果的に紛争を助長させていることにあり、紛争は児童労働や強制労働をはじめとする著しい人権侵害や環境破壊を引き起こすことから国際的に強く問題視されている[71]。これら3TGは、現在携帯電話やパソコンなどの電子部品素材などとして目に見えない形で身の回り品に含まれている。2000年代の国際的な紛争鉱物への問題意識の高まりを受けて、2009年に国連安全保障理事会の要請を受けて経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）が「紛争・高リスク地域産鉱物サプライチェーン・デュー・ディリジェンス・ガイダンス（以下OECD紛争鉱物ガイダンス）」を策定した。同ガイダンスは、紛争地域の3TGを供給・利用するすべての企業を対象としてサプライチェーンにおいて遵守すべき項目を整理しており、対応すべきリスクとして最悪の形態の児童労働にも言及している。さらに2011年にOECD理事会は、OECD加盟国・非加盟国双方に同ガイダンスに基づく法整備の推進を求める勧告決議を採択した。世界初の紛争鉱物に関する大型の法規制は、2010年に米国で成立した「金融規制改革法（ドッド・フランク法）1502条」である。同法は米国における上場企業（SEC登録企業）に対して、製品機能または製造に紛争鉱物を必要とする場合に、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスや情報開示の実施を求めている。またデュー・ディリジェンス実施に際しては、前述のOECD紛争鉱物ガイダンスを参考とすること推奨している。これに続く形で、EUにおいても2017年に紛争鉱物規制が採択された。同規制は3TGをEU域内へ輸入する企業を対象としており、2021年1月から児童労働を含む人権リスクなどに関するサプライチェーンのデュー・ディリジェンス実施が必須となる[72][73][74][75]。近年の企業における取り組みとしては、エレクトロニクス企業が携帯電話の電子回路に含まれる金に対して国際フェアトレード認証を取得するなど、人権・環境への配慮を付加価値とした電子機器の製造・販売の事例が挙げられる[76]。

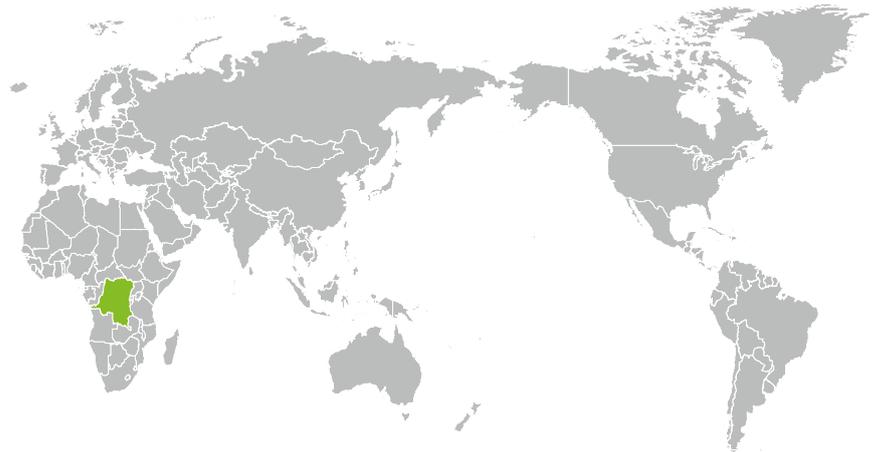


## 9) コバルト

# コバルト採掘における 児童労働は、 主にアフリカ地域に 存在

コンゴ民主共和国においてその存在が報告されている

コバルト採掘における児童労働の分布



参考：United States Department of Labor (USDOL) , "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

### 児童労働発生背景

世界の総コバルト供給量の半数以上はコンゴ民主共和国から産出される。同国では 1990 年代の国営最大の鉱山企業の倒産後、2002 年に鉱業部門の復活と外国投資誘致を目的として新たな鉱業法が発表された。同法によって採掘可能な地域は一部の認可地域に限られたために多くの労働者が作業場を追われ、規制による監視の目が届かない地域における違法採掘に従事することとなった。非認可の採掘現場では違法労働への対応も難しく、児童労働の発生リスクが高まっている [77]。

### 児童労働の概要・特徴

コンゴ民主共和国南部では、地下深くにあるトンネルから手作業でコバルト鉱石を抽出する。子ども達は主に採掘、採掘の過程で廃棄された石の中から鉱石を拾い集め、洗浄し、取引可能なものを選別する役割を担う。わずか 7 歳の子どものも作業に従事していることが報告されている。コバルトに関わる作業は危険性が高く、コバルトへの継続的接触は皮膚炎を発症させるほか、コバルトの粉塵は呼吸器過敏症・喘息・息切れ・肺機能の低下の原因となり、さらに粉塵の慢性的吸引により深刻な肺疾患を招く可能性がある。2014 年のユニセフの推計によると、約 4 万人の子ども達が同国南部の採掘現場で働いており、その多くが危険なコバルト採掘に携わっている [78] [79]。



### コバルトのサプライチェーン



参考：各種公開情報

### 取り組みの変遷

コバルト鉱山における人権侵害は、2000年代から徐々に問題視されるようになった。コバルトは「米ドッド・フランク法」（詳細は金の取り組みの変遷に掲載）が規定する「紛争鉱物」には該当しない一方、児童労働と労働搾取が問題視されている。2016年から2017年にかけて人権団体アムネスティ・インターナショナルは2つの報告書によってコバルト採掘における児童労働の実態や企業の対応を明らかにした。2016年発表の「This is what we die for」にて、コバルト採掘における児童労働に直接・間接的に関与している企業を名指しで指摘し、続く「Time to recharge」（2017年）ではその後の企業の対応状況に言及している。これらの発表を受けた社会的危機感の高まりにより、コバルトに関する規制や企業の取り組みが一気に加速した。コバルト産業の人権保護の規制整備は、従来鉱業分野における人権関連の取り組みの中心であった金などの紛争鉱物への対応を拡張する流れの中で進み、紛争鉱物関連の組織の名称や対象範囲の拡大も進んだ。2017年には「電子産業市民連合（Electronic Industry Citizenship Coalition：EICC）」が名称を「責任ある企業連盟（Responsible Business Alliance：RBA）」に変更し、中心であった電子産業から加盟業界を拡大した。製造業を中心として、鉱物を含む倫理的なサプライチェーン構築のための「RBA行動規範」を策定している[80]。また、業界を主導する取り組みであった「紛争フリー製錬所プログラム（Conflict-Free Smelter Program：CFSP）」も「責任ある鉱物保証プログラム（Responsible Minerals Assurance Process：RMAP）」に変更し、企業が鉱物を調達する際に紛争以外のリスクも包含する監査基準となった[81]。また「紛争フリー製錬所イニシアチブ（Conflict Free Sourcing Initiative：CFSI）」は「責任ある鉱物イニシアチブ（Responsible Minerals Initiative：RMI）」に名称変更した。対象領域を3TGから世界中の鉱物へ拡大し、製錬所の特定を促すコバルト調査帳票（Cobalt Reporting Template）も開発した[80]。またレアメタルの権益強化に力を入れる中国では、コバルト生産においても世界シェア約35%を中国資本企業が握っている情勢を受け、中国商務部直属の中国五鉱化工進出口商会（China Chamber of Commerce of Metals Minerals & Chemicals Importers & Exporters：CCCMC）が2015年に「鉱物の責任あるサプライチェーンのための中国のデュー・デリジェンス・ガイドライン（CCCMCガイドライン）」を策定。さらにCCCMCはOECDの協力を得て「責

任あるコバルトイニシアチブ（Responsible Cobalt Initiative：RCI）」を設立した[82][83][84]。

企業における近年の取り組みとしては、ブロックチェーンを活用して採掘現場からメーカーまで採掘・加工データを記録し、サプライチェーンの可視化・第三者チェック可能とする事例などが挙げられる[85]。しかしながら、各イニシアチブや企業の取り組みはいずれもまだ開始してから日が浅く、今後実効性を検証していく必要がある[72][83]。

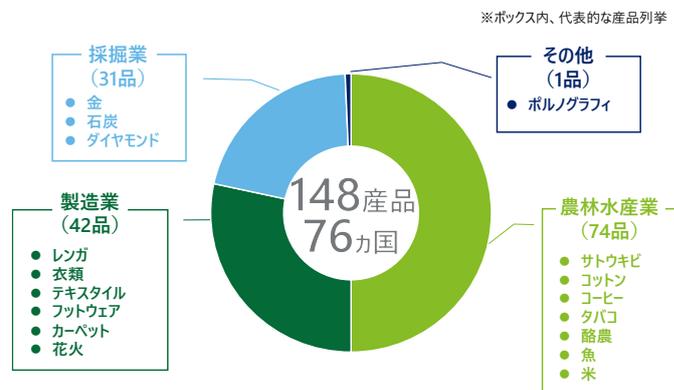
## コラム) その他の業界・産品における児童労働

### 本稿で取り上げた9産品以外の業界・産品においても児童労働は発生しており、対応が進められている

児童労働が問題視されて対応が進んでいる業界は、上記で紹介した9産品に限らない。

米国労働省によると2018年9月20日時点で、児童労働または強制労働によって生産された商品は、76カ国148の産品にも及んでいる[87]。

#### 児童労働または強制労働により生産された産品数



参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

例えば、近年鉱業分野における児童労働にも注目が集まっており、金・コバルトに次いで雲母（マイカ）の採掘などにおける児童労働も問題視され、企業による対応が進められている。雲母は主に化粧品や塗料などの原料として使われる。2015年の世界の雲母供給量は951,129トンで市場規模は4億7,800万米ドルに相当し、2024年には市場規模6億6,900万ドルにまで成長すると予測されている[88]。

雲母の生産プロセスは主に採掘、収集、輸送、加工、輸出・出荷で構成され、10代の男子を中心に鉱山で雲母を採掘する危険労働などに従事している[88]。雲母の採掘は常に怪我のリスクを伴い、粉塵により呼吸器系の健康被害を引き起こされる危険性なども指摘されている。この現状を踏まえて2017年に、業界横断的に雲母のサプライチェーン上の児童労働に取り組む「責任ある雲母イニシアチブ（Responsible Mica Initiative: RMI）」が設立された。RMIにはL'OréalやEstée Lauder、CHANEL、資生堂などの化粧品企業の他にも化学メーカーなどの企業が参加している。企業以外にも業界団体、市民社会、非政府組織など60以上のメンバーから構成され、2022年までに児童労働を撤廃し

倫理的なサプライチェーンを構築することを目的として活動している[89]。具体的には、学校教育や子ども・女子の医療へのアクセス改善、畜産などの技術訓練などの支援を実施している[90]。

特に化粧品大手 Estée Lauder は、ノーベル平和賞受賞者のカイラシユ・サティヤルティ氏率いる財団 Kailash Satyarthi Children's Foundation (KSCF) などと連携して児童労働撤廃のプログラムを積極的に実施している。主には「子どもにやさしい村」(Child Friendly Villages:CFV) と称して村全体で連携して児童労働防止・教育機会提供に取り組む活動を実施しており、2017年時点で150以上のCFVを支援対象地域を徐々に拡大している[91][92][93]。

このように、本稿で取り上げた9産品以外の多様な業界においても児童労働が発生しており、サプライチェーンの管理強化が求められている。海外では既に業界内で児童労働に関する取り組みが進んでいるケースも多く、日本企業も遅れをとることのないよう常に各業界の動向を注視していく必要がある。

## 米国労働省（USDOL）児童労働により生産された産品リスト（2018）

亜鉛、麻、石、糸、イェルバ・マテ(嗜好料作物)、イチゴ、衣類、ウシ亜科、雲母(マイカ)、海老、エメラルド、オリーブ、織物(ジュート)、織物(手織)、貝、カート(嗜好料作物)、カーペット、鍵、家禽、家具、家具(金属製)、火工品、花崗岩、花崗岩(砕いたもの)、カシューナッツ、ガラス、ガラス製バングル、軽石、革、革製品・アクセサリー、柑橘類、玩具、絹糸、絹織物、キャッサバ(マニオック)、キャベツ、牛肉、キュウリ、金、クミン、クローブ、香、コーヒー、コカ(嗜好料作物)、穀物、ココア、ココナッツ、コショウ、琥珀、コバルト鉱(ヘテロジェナイト)、胡麻、ゴム、米、サイザル魚、サッカーボール、サツマイモ、サトウキビ、サファイヤ、塩、ジャガイモ、砂利(砕石)、シルバー、手術器具、酒類、真鍮製品、錫、錫石、砂、石炭、石灰岩、石鹼、石膏(鉱物性)、繊維製品、装飾を施したテキスタイル、ダイヤモンド、竹、タバコ、タマネギ、タングステン鉱、タンザナイト、タンタル鉱石、畜牛、チーク材、茶、ティラピア(魚)、テンサイ(シュガービート)、電子機器、銅、豆果、唐辛子、陶磁器、トウモロコシ、トマト、トロナ(鉱物)、ナイルパーチ(魚)、茄子、肉、ニンジン、ニンニク、パーム油、パイナップル、花、花火、バナナ、バニラ、ピーナッツ、翡翠、羊、ビディ(手巻きたばこ)、干物、ファッションアクセサリー、豚、フットウェア、フットウェア(サンダル)、ブドウ、ブラジルナッツ/栗、ブルーベリー、ブロッコリー、ヘーゼルナッツ、宝石、蛍石(鉱物)、ポピー、ポルノグラフィ、マッチ、豆、豆(インゲン(緑・黄)、大豆)、豆(インゲン豆)、メロン、綿、綿の実(ハイブリッド)、木材、木炭、ヤギ、焼き菓子、ルビー、レタス、レンガ、レンガ(粘土)、ロブスター

参考：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

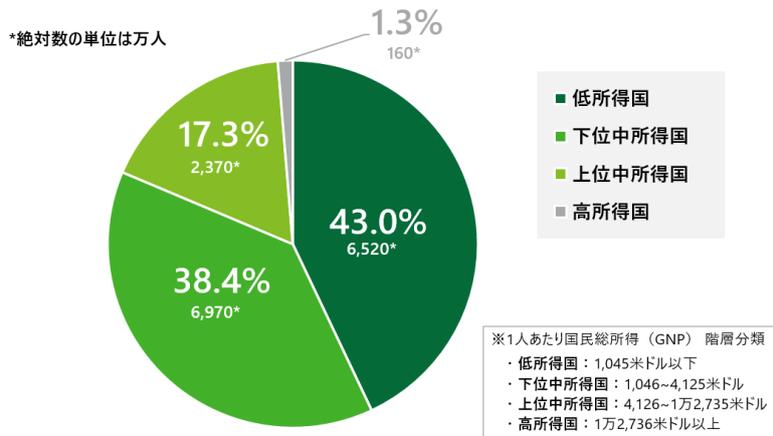


## 第3節 先進国における児童労働

### 1) 先進国における児童労働の特徴

児童労働が多く存在しているのは低・中所得国であるが、日本を含む高所得国においても児童労働は発生しており、その数は160万人にも上る [4]。高所得国における児童労働の形態は、低所得国で特に児童労働数の多い農業セクターに加え、比較的年齢の高い子どもによるサービス業や製造業での危険有害労働が際立つ傾向にある [1]。児童労働とは、家庭やコミュニティの貧困や社会的排除などを要因として発生しており、低所得国に限って存在する課題ではない。子ども（17歳以下）の7人に1人が相対的貧困状態にある日本にとっても他人事ではいられない。次頁から欧米および日本における児童労働の実態を解説する。

児童労働に従事する子どもの国カテゴリー別割合



参考：ILO、UNICEF, “Child Labour : Global estimates 2020, trends and the road forward”

### 2) 欧米および日本における児童労働

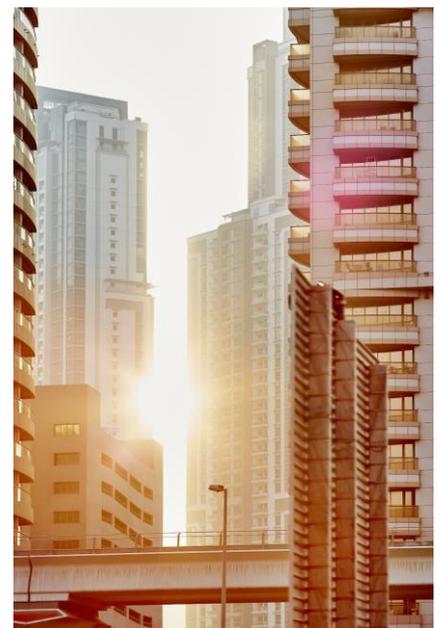
#### 欧米諸国における児童労働

欧米諸国における児童労働は、農業や建設業における労働、小規模製造工場での労働、路上での物売りなどその形態は多岐にわたる。近年のEU諸国の経済低迷による緊縮財政政策の展開は、社会保障予算の大幅な削減につながった。その結果、各家庭の経済状況が困窮化し、イタリアやポルトガル、英国などにおける児童労働リスクの拡大が指摘されている [94]。

また、移民や難民、少数民族といった特定グループに関しては、児童労働に対する脆弱性が特に指摘されている。その中でも、低所得国から欧米へ出稼ぎを目的に移動する18歳未満の単身移民者は、搾取労働に従事させられるリスクが高いとされている [95]。例えば2015年の人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によると、米国のタバコ農場で16歳~17歳の子ども達が酷暑のなかニコチンや有毒な農薬を浴びながら長時間労働に従事しており、大半がヒスパニック系で米国への滞在許可を取得していなかったと示された [96]。

#### 日本における児童労働

日本国内における児童労働としては、建築業、製造業およびサービス業における危険有害労働や深夜労働が報告されている。また米務省が毎年発行するレポートでは、日本における援助交際、JKビジネス、アダルトビデオへの出演強要などの子どもに対する商業的性的搾取の存在が過去数年に渡って指摘され続けている [87]。厚生労働省の労働基準監督年報によると、年少者に関する労働基準法関連違反をした国内の事業所は、2018年度において226カ所であった。違反件数全体に占める割合が最も高いのは深夜業や労働時間に関する違反であり、小売業と飲食業において多く発生している。危険有害労働などの就業制限違反は、建設業における事案が8割を占め最も多い。最低年齢に関する違反は、映画・演劇業界で多く発生している [97]。近年も国内で児童労働による死亡事故や経営者逮捕などの事案が発生しており、企業は国内の労働管理についても十分に注意する必要がある。実際に摘発・告発された児童労働の国内具体事例の一部を以下に整理する [98]。



<sup>1</sup>米務省「人身取引報告書」

## 日本における児童労働の統計及び事例

## 年少者に関する労働基準法関連違反の状況（2018年）

違反事項	違反内容	件数	業界傾向
深夜業 (第61条)	就労禁止時間帯（22時から翌日5時）での就労	104件	小売業と飲食店で最も多く発生
労働時間 (第32条)	1日8時間、1週間の合計労働時間40時間の超過	87件	小売業と飲食店で最も多く発生
就業制限 (第62条)	危険有害労働での就労	23件	建設業が最も多く約8割を占め、次いで製造業にて発生
最低年齢 (第56条)	満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了する前（中学生未満）の就労	12件	映画・演劇業に最も多く、次いで小売業にて発生

参考：厚生労働省労働基準局、「平成30年労働基準監督年報」

## 日本における児童労働の発覚事例

セクター	発生前	概要
建設業	2012年	群馬県の中学校体育館の改修工事現場で、男子生徒A（14歳）が夏休みのアルバイト中に崩れた壁の下敷きとなって死亡 <ul style="list-style-type: none"> <li>所属中学校および足利市教育委員会は、事故後「職場体験」中の死亡事故として報告</li> <li>同工事会社では過去にも約20人の中学生就労があったことが発覚</li> </ul>
清掃業	2017年	東京都の鋼材加工工場で、屋根上の太陽光パネルの洗浄作業をしていた女子生徒C（15歳）が、天窓を踏み抜いて転落死 <ul style="list-style-type: none"> <li>工場は大手電気メーカーS社製の太陽光パネルを設置し、定期清掃もS社に依頼。S社は子会社Xを通して、太陽光パネル保守会社Y社に清掃作業を発注</li> <li>事故現場となった工場だけでなく、清掃依頼を受けた大手電気メーカーS社も批判的に</li> </ul>
興行	2017年	北海道のコンパニオン派遣会社が15歳未満の女子中学生8名を雇用し、児童福祉法違反の容疑で経営者が逮捕 <ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル宴会場に計24回派遣し、酒を注ぐなどの行為を要請。顧客には20歳と伝えるよう指示</li> <li>同社では、女子高生も数十人登録しており、この女子高生らが紹介料2000円で中学生を勧誘</li> </ul>
映画・演劇業	2017年	テレビドラマの撮影現場で、6歳の子役を労働基準法で認められていない深夜時間帯の撮影に参加させていたことが判明し、ドラマは放送中止

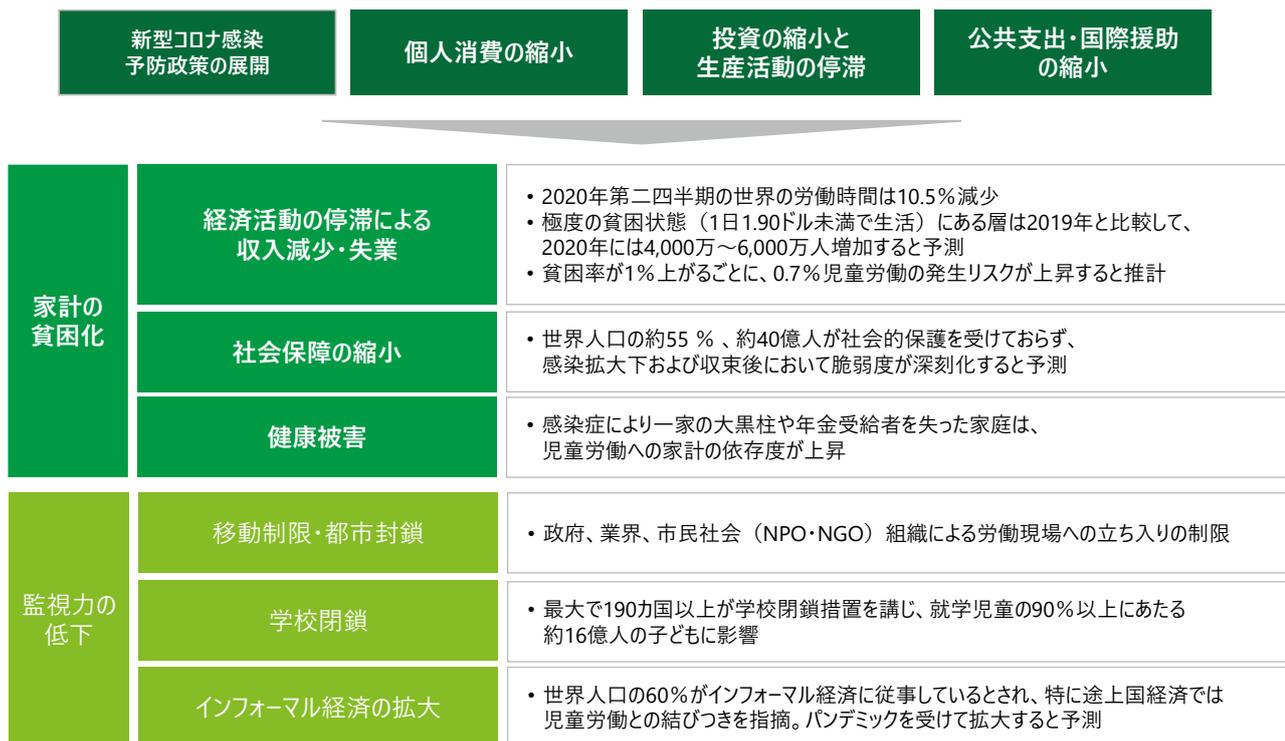
参考：各種公開情報

# 第4節 新型コロナウイルス感染症拡大の児童労働への影響

国際社会による児童労働への取り組み進展により世界の児童労働者数は減少傾向にあり、2000年から2016年の間で約2.5億人から約1.5億人にまで減少している。しかし、国際労働機関（ILO）および国際連合児童基金（UNICEF）の調査によると2020年の児童労働者数は20年ぶりに増加し、約1.6億人と推計される。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、数百万人の子どもが児童労働に従事するリスクに晒されており、ILOとUNICEFは児童労働者数はさらに増加する恐れがあると警鐘を鳴らしている。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響範囲や期間は依然として不確実であるが、その影響はすでに顕在化している。本節では、最新のレポート内容をもとに、新型コロナウイルス感染症の拡大が児童労働にどのような影響を及ぼすかを解説する。

2020年の世界的なパンデミックは、感染予防対策としての各地のロックダウンなどによる個人消費の急速な減退を招き、世界市場を縮小させた。また経済不安を背景とした金融市場の制約や消費の減少は企業活動を縮小させ、サプライチェーンの混乱も相まって生産活動が停滞した。感染予防や経済復興のための莫大な公共投資は、政府予算を逼迫させ、国際援助などの公共支出を削減させるおそれがある。こうしたマクロ的な要因は、家計の貧困化や社会的な労働監視機能の低下により、児童労働の増加を招いている。

## 新型コロナウイルス感染症拡大による児童労働増加の背景



参考：ILO, "COVID-19 and child labour: A time of crisis, a time to act"

経済の停滞は各家庭の収入減少や失業につながり、極度の貧困層はパンデミック前と比べて世界で4,000～6,000万人程度増加するとも予測されている [99]。また政府予算の逼迫を受けて、本来貧困層が頼ることのできる社会保障も縮小するおそれがあり、貧しい家庭では不足する収入を子どもが児童労働によって補わざるを得ない状況が発生している。さらに保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した家庭などは主要な収入が絶たれて児童労働への依存が強まり、既に働いている子どもの長時間労働化や環境悪化が懸念される。

また、感染予防策などは労働に関する社会的な監視機能を低下させ、児童労働が見過ごされるリスクを高めてしまう側面がある。例えば新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた移動制限と都市封鎖は、政府職員や NPO・NGO などによる労働現場への立ち入りを制限し、結果的に児童労働への監視の目が減少している。また、教育機関の一時閉鎖も児童労働者数増加につながっている。学校から離れた子どもは家庭内に置かれ、家事労働をはじめ児童労働に従事させられるリスクが高まる。オンラインでの遠隔学習を実施する学校も存在するが、世界の約半数がインターネットへのアクセスを持たないため多くの子どもが教育機会から取り残されており、閉鎖解除後も学校復帰が困難になると懸念されている。またこのような経済危機は、インフォーマル経済<sup>2</sup>を拡大させ、政府などの監督が行き届かない職場での児童労働が増加する可能性が指摘されている [99]。以上のような新型コロナウイルス感染症拡大と児童労働の深刻化の関連性は図のように整理される。

このように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって多くの子ども達が危険な児童労働への従事を強いられるリスクが高まっている。ILOらの予測によると2022年の児童労働者数は2020年時点から約900万人増の1億6,890万人と見込まれているが、財政の悪化等に社会的保護施策が遅延すれば、児童労働者数は2億620万人にまで達すると見込まれている [4]。特に深刻な影響を受けると懸念されているのは、移民や難民などである。出稼ぎ先の経済活動停滞に伴う国際送金の減少は、母国にいる家族を困窮化させる。また、親と共に他国で移民・難民として暮らす子どもは、社会保障や教育システムへのアクセスが保障されておらず、児童労働などのリスクに晒されやすい。加えて、ジェンダーによる不平等も拡大している。感染拡大を受けて特に女子は、農業や家事労働に従事させられる可能性が高くなり、感染症を患った家族の介護などの家庭内労働に従事する可能性も高まる。



<sup>2</sup>「法または実務上、公式の取り決めの対象となっていないか、公式の取り決めが十分に適用されていない労働者および経済単位の行うあらゆる経済活動」（ILO 定義）。労働条件はしばしば劣悪で、就労に係わる権利は認められず、質の低い雇用、不十分な社会的保護、劣悪な統治（ガバナンス）、低生産性などといった特徴が見られる。



# 第2章

## 児童労働撤廃に向けた取り組み

# 第1節 国際機関による取り組み

## 1) 国際機関による取り組みの全体像

### ILOを中心に 各国際機関が専門性 をもとに連携

#### 国際機関による取り組みの全体像

児童労働に対する国際機関の取り組みは、国際労働機関（ILO）から始まる。ILOは創設年である1919年に最初の条約の1つとして、製造業など工業的企業対象の「就業の最低年齢を定める条約」（第5号）を採択した。その後同条約の適用産業は順次拡大され、1973年に全産業を対象とする「就業の最低年齢に関する条約」（第138号）が採択された。この条約は1999年採択の「最悪の形態の児童労働条約」（第182号）と並んで、児童労働の禁止・撤廃を求める最も基本的な国際ルールとして現在も位置付けられている [100]。1970年代には多国籍企業における環境破壊や人権侵害などの問題の顕在化を背景に、ILOや経済協力開発機構（OECD）が多国籍企業向けのガイドラインを策定した。具体的にはOECDは1976年に「多国籍企業行動指針」を、ILOは1977年に「多国籍企業および社会的政策に関するILO三者宣言」を策定しており、どちらも児童労働撤廃の

内容を含んでいる。このようにILOとOECDは、児童労働撤廃を含む人権保護のための国際ルール形成の中心的な役割を担っている [101]。1989年には国連総会での「国連子どもの権利条約」採択により子どもの基本的人権が国際的に定められ、その後「教育を受ける権利」や「子どもの人権」といった考え方の浸透が進んだ。同条約では、教育や心身の発達を妨げる労働から保護される子どもの権利が定められており、「教育を受ける権利」保護のためにも児童労働撤廃の必要性が強調された。教育という観点からは国連教育科学文化機関（UNESCO）も児童労働撤廃に取り組んでいる [102]。また「子どもの人権」という観点では、人権保護を基盤とした児童労働撤廃に向けての実践活動をILOに加えて国際連合児童基金（UNICEF）が実施している [103]。さらに2000年代には、企業に人権保護の取り組みを求める世論の高まりを受けて「ビジネスと人権」に関する国際的なフレームワークの整備が進み、2011年にその集大成の1つとして「ビジネスと人権に関する指導原則（United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights：UNGPs）」が国連人権理事会で採択された。指導原則では、「人権を保護する国家の義務」に並ぶ3つの柱の1つとして「人権を尊重する企業の責任」が位置付けられ、企業に対して児童労働を

含む人権侵害を防ぐための人権デュー・ディリジェンスなどの取り組みを求めている。2015年には国連サミットにおいて持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、ターゲット8.7において2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃する目標が掲げられた。このように包括的な人権に関する枠組み整備は国連主導で行われている。上記以外にも児童労働に関連して資金・技術支援や啓発活動を行う国際機関は多く存在する。難民および移民の児童労働については国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）および国際移住機関（IOM）がそれぞれ活動を行っており、貧困削減を通じた児童労働撤廃には国際連合開発計画（UNDP）などの国際機関が取り組んでいる。また児童労働の約70%が農林水産業（農業・畜産業・林業・漁業など）で発生していることから、国際連合食糧農業機関（FAO）もILOとの共同プロジェクトなどを通して児童労働撤廃に取り組んでいる [103]。その他、世界銀行は児童労働にも関連する調査研究を行っており、WHOも保健分野から子どもに関する支援を実施するなど、各国際機関により取り組みが進められている。

#### 各国際機関による児童労働への取り組み

機関名	主な取り組み分野	主な取り組みの概要
国際労働機関 (ILO)	ルール形成、技術支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1919年の設立当初より児童労働に関する国際基準策定を主導</li> <li>技術協力プログラム「児童労働撤廃国際計画（IPEC）」を実施</li> </ul>
国際連合児童基金 (UNICEF)	調査、資金・技術支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働者に関する統計データベースを公開</li> <li>民間セクターとも連携しつつ技術協力プログラム実施</li> </ul>
経済協力開発機構 (OECD)	ルール形成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>倫理的なサプライチェーン構築に関するデュー・ディリジェンスガイドランスやセクター別手引書を策定</li> </ul>
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	啓発（アドボカシー）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>難民の子どもの児童労働撤廃に注力</li> <li>他の国際機関（ILO、UNICEF等）と連携して難民の児童労働に関する戦略枠組みを開発</li> </ul>
国際移住機関 (IOM)	資金・技術支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>移民の子どもの児童労働撤廃に注力</li> <li>移民家族の収入改善等を目的とする技術支援プロジェクト実施</li> </ul>
国際連合開発計画 (UNDP)	資金・技術支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困削減を通じた児童労働撤廃に注力</li> <li>他の国際機関（ILO・UNICEF等）と連携して児童労働に対する技術支援プロジェクト実施</li> </ul>
国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)	啓発（アドボカシー）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の質とアクセス改善を通じた児童労働撤廃に注力</li> <li>教育における差別禁止条約に批准した加盟国へのモニタリング等を実施</li> </ul>
国際連合食糧農業機関 (FAO)	資金・技術支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業政策や技術支援などを通じた児童労働撤廃に注力</li> <li>ILOなどと連携して児童労働に対する共同プログラムを実施</li> </ul>

参考：各種公開情報

2) 国際機関による取り組みの事例

労働者保護に関するルール形成を  
ILO、子どもの権利保障に関する  
資金技術・支援を UNICEF、  
企業に対するガイドラインの提示を  
OECD が担う



ILO

(International Labour Organization)

**ILO は、児童労働撤廃に向けて主に条約策定などのルール形成や技術協力における中心的な役割を担っている**

ILO は、児童労働の禁止・撤廃を求める基本的な国際ルールの整備を行っており、例えば 1973 年に「就業の最低年齢に関する条約」(第 138 号)、1999 年に「最悪の形態の児童労働条約」(第 182 号)を採択し、各国に批准を求めている。また世界最大規模の児童労働撤廃に関するプログラムである「児童労働撤廃国際計画 (IPEC)」は ILO によって 1992 年に開始されたものであり、現在も活動続けている。IPEC は、「最悪の形態の児童労働」の撤廃に重点を置きつつもすべての児童労働をなくすことを目標とし、技術協力のみならず調査研究やアドボカシーなどにも活動範囲を広げている。また IPEC は活動にあたって、政府や労働組合、使用者組織、NPO・NGO、学校、メディアなどの多くの関係者と連携しており、その活動範囲は世界 100 カ国を超える [104]。また 2015 年からは「IPEC プラス (児童労働・強制労働撤廃国際計画)」として、児童労働と強制労働に関する技術協力を組み合わせたプログラムを立ち上げ、SDGs のターゲット 8.7 に沿って、児童労働と強制労働をそれぞれ 2025 年、2030 年までに撤廃することを目指して活動している [2]。

UNICEF

(United Nations Children's Fund)

**UNICEF は児童労働に関するデータベース公開や民間とのパートナーシップなども含む資金・技術支援プログラムに取り組んでいる**

UNICEF は児童労働に関するデータベース公開や民間とのパートナーシップなども含む資金・技術支援プログラムに主に取り組んでいる。前者としては、UNICEF や ILO の支援で実施された統計調査データを集め、国別の 5~17 歳の子どもの児童労働者の割合に関するデータベースを Web サイト上で公開し、児童労働への取り組み促進を図っている [105]。また UNICEF は児童労働に関して様々な資金・技術支援を行っている。近年では民間セクターと連携した技術支援事業にも活動を広げ、各企業の強みを生かした児童労働関連プログラムを支援している。例えば IKEA 財団は UNICEF 最大の民間セクターパートナーの 1 つであり、約 20 年にわたって何百万人もの子ども達の権利保護を推進してきた。IKEA との連携は、1990 年代後半に IKEA のインドのサプライチェーンにおける児童労働について UNICEF が助言および支援を実施したことから始まった。その後両者の連携は深まり、児童労働に関連したマーケティング、インドを中心とした児童労働関連の資金・技術支援活動などの多様な活動に発展している [106]。

OECD

(Organisation for Economic Co-operation and Development)

**OECD は、児童労働防止を含む企業のサプライチェーン管理に関するガイダンスを策定するなど、ルール形成に取り組んでいる**

OECD は 1976 年に策定した「OECD 多国籍企業行動指針」を 2011 年に大幅改訂し、2018 年にはその実施のための企業向け実務ガイダンスとして「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」を策定した。同ガイダンスは、企業の事業やサプライチェーンにおける人権・環境・ガバナンスなどに関する負の影響を特定し、その防止・軽減を実施するためのデュー・ディリジェンスの実施方法を説明している。各企業は、同ガイダンスに基づき自社に合わせたデュー・ディリジェンスのプロセスを構築することが求められている。また OECD は、鉱物、農業、衣類・履物、金融などの特定産業を対象としたセクター別のデュー・ディリジェンス・ガイダンスも発行している。各セクター特有のリスクや取り組みプロセスの詳細が記載されており、各セクターにおけるサプライチェーン管理の在り方に大きな影響を与えている [107]。

## 第2節 各国政府による取り組み

### 1) 先進国政府による取り組み

先進国政府による児童労働の取り組みは、開発援助や、通商政策・公共調達の策定、国内法整備や調査の実施が挙げられる

先進国政府による児童労働への取り組みとしては、ODA 拠出による開発援助、通商政策や公共調達基準の策定を通じた児童労働のない産品取引の促進、労働者保護法やサプライチェーン管理法などの児童労働規制を含む国内法整備、そして児童労働に関する調査活動などが挙げられる。

先進国政府の取り組み類型

類型		各類型の概要
開発援助	資金・技術支援	政府開発援助（ODA）などを通じた児童労働撤廃の取り組みへの資金・技術提供（例：生産者のキャパビル開発プログラムの実施など）
貿易・政府調達	通商政策	貿易相手国に対して児童労働への対応を要求する貿易条件を持つ一般特惠関税制度などの策定
	公共調達方針	児童労働の関与が懸念される物・サービスの政府調達を制限する方針の策定
国内法整備	労働者保護法	就労可能最低年齢、年少者の労働条件に関する法令の策定
	サプライチェーン管理法	児童労働を含む人権デュー・ディリジェンスの義務化などのサプライチェーン管理に関する法令の策定
調査	統計調査	児童労働に関する統計データの作成、調査および報告

参考：各種公開情報

## 政府による児童労働を含む人権リスク対応が進んでいる欧米およびオーストラリアと、日本の取り組み状況を比較

### 各国政府の取り組み状況

	児童労働に関する取り組み分類					
	開発援助	貿易・政府調達		国内法整備		調査
	資金・技術支援	通商政策	公共調達方針	労働者保護法	サプライチェーン管理法	統計調査
米国	○	○	○	○	○	○
EU	○	○	○	○	— <sup>*3</sup>	—
イギリス	○	○	○	○	○	○
ドイツ	○	○	○	○	— <sup>*4</sup>	—
フランス	○	○	○	○	○	—
オランダ	○	○	○	○	○	—
オーストラリア	○	— <sup>*1</sup>	— <sup>*2</sup>	○	○	—
日本	○	— <sup>*1</sup>	—	○	—	—

\*1 : FTAやTPPの中でILO条約の批准と履行を求めているものの、強制力が充分でないとみなした。

\*2 : 適応範囲限定的な方針のみ存在。 \*3 : 2020年8月現在 ドラフト中。 \*4 : 2020年8月現在 ドラフト中。

参考：各種公開情報

## 米国政府による取り組み



米国は児童労働に関して  
幅広く取り組みを実施しており、  
先進諸国の中でも最も積極的に  
児童労働撤廃に取り組んでいる

### 一般特恵関税制度や FTA への労働条項の導入

#### 【貿易（通商政策）】

米国は、「貿易開発法（Trade and Development Act, 2000 : TDA）」のもと、一般特恵関税制度（GSP）への適用条件に児童労働を含む労働関連条項を規定している。GSP とは、低所得国などの特定国に対して輸入関税を減免する制度であり、米国は 1976 年以降約 142 の国と地域から 4,650 を超える製品を免税輸入している。本制度には 1985 年の改正により、相手国に対して労働者の権利保障に関する措置を要求する労働条項が導入された。具体的には、結社の自由、強制労働、最低賃金・労働安全などに関する権利の保障を求めており、児童労働に関しても、就労可能最低年齢の遵守と最悪の形態の児童労働の禁止が明記されている。条項の不履行が判明した場合、米通商代表部（U.S. Trade Representative : USTR）に訴えられ、調査の上で GSP の適用を停止・中止されることがある。実際、2013 年 6 月にバングラデシュは、結社の自由に関する違反と衣料品セクターにおける労働安全課題への対処が不十分であるとして、GSP の適用を停止された [108]。また米国は、特定地域・国における貿易協定においても児童労働を含む労働問題への対処を締結の条件としている。地域協定である北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）では、労働問題に関する補完協定（The North American Agreement on Labor Cooperation : NAALC）が結ばれ、1994 年 NAFTA と共に発効された [109]。児童労働は同補完協定が規定する労働原則（Annex1）に含まれ、発効した場合コンサルテーションを経て最終的に制裁に至る可能性のある事項として規定されている（Article27） [110]。その他、労働問題に言及した個別国との協定としては米ヨルダン FTA が挙げられる。この協定は、米国が初めて協定本文に労働者の権利に関する条項を含めた協定である。同協定の 6 条では、児童労働を含む ILO 中核的労働基準<sup>3</sup>などに定められる労働者の権利を国内法により保護する努力義務を定めている [111]。また、労働法などの国内法を効果的に執行する義務（第 4 項（a））や、両国による合同委員会で協力機会を検討すべき旨を規定している（第 5 項）。米国は、他国政府との FTA においても、労働について同様の条文を設けている（米ーシンガポール、米ーパナマ、米ーバーレーン、米ー豪、米ーチリ、米と中米 5 国およびドミニカ共和国（DR-CAFTA）など） [109]。

### 世界各国の児童労働・強制労働の実態調査・公表（「強制労働または児童労働によって生産された製品リスト」など）

#### 【調査（統計調査）】

米国では、米国労働省（U.S. Department of Labor : USDOL）の国際労働局（Bureau of International Labor Affairs : ILAB）が児童労働を含む人権リスクの取り組みの中心的役割を担っており、主に調査研究活動と技術支援プロジェクトを実施している [112]。米国は、一般特恵関税制度（GSP）適用の条件として、児童労働を含む労働問題への対処を規定しており、その適用対象国の選定のために各国の取り組み動向を調査している。この調査結果は、毎年報告書「最悪の形態の児童労働に関する年次調査」として発表することが「貿易開発法（Trade and Development Act, 2000 : TDA）」によって義務付けられている。国際労働局は、Web サイト上でこの調査結果を公開している。加えて、米国は「強制労働または児童労働によって生産された製品リスト」も作成し、公開している。このリストは「人身売買被害者保護法（The Trafficking Victims Protection Act : TVPA）」に基づいて、国際労働局により調査・作成することが義務付けられたものであり、2009 年に一般公開が開始した。児童労働または強制労働によって生産された製品のリストは、2018 年時点で 76 カ国、148 の品目に及ぶ [108]。

米国は以上の取り組みに加え、米国労働省（USDOL）および国際労働局（ILAB）による資金・技術支援プロジェクトの実施、児童労働を含む人権侵害の関与が懸念される物・サービスの政府調達を制限する公共調達方針として「連邦調達規制（FAR）」および「大統領令 13126」を策定している。また、国内の児童労働取り締まりに関する法令として「1938 年公正労働基準法（Fair Labor Standards Act : FLSA）」 [113]、サプライチェーン管理に関する規制として「カリフォルニア州サプライチェーン透明法」「ドット・フランク法」を策定して企業に人権デュー・ディリジェンスなどの対応を求めている。

<sup>3</sup> ILO 中核的労働基準（8 条約）：結社の自由および団結権の保護に関する条約（87 号）、団結権および団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98 号）、強制労働に関する条約（29 号）、強制労働の廃止に関する条約（105 号）、就業の最低年齢に関する条約（138 号）、最悪の形態の児童労働

の禁止および廃絶のための即時行動に関する条約（182 号）、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100 号）、雇用および職業についての差別待遇に関する条約（111 号） [213]

## EU による取り組み



EU は一般特惠制度などの通商政策や公共調達方針への労働条項の規定をはじめとする加盟国へのルール・ガイドライン策定などにより児童労働問題に取り組んでいる

### 一般特惠関税制度や FTA への労働条項の導入

#### 【貿易（通商政策）】

EU は一般特惠関税制度（GSP）の適用条件に児童労働を含む労働条項を規定し、貿易相手国による児童労働問題などへの取り組みを促進している。前述のとおり GSP とは、低所得国などの特定国に対して輸入関税を減免する制度であり、EU はその適用条件として児童労働など労働問題への取り組みを求めている。例えば相手国が ILO 中核的労働基準に抵触している場合や、子どもの権利条約の不履行が認められた場合、この適用を差し止めることが可能とされている [110]。実際、2013 年にバングラデシュに対し、結社の自由に関する違反と衣料品セクターにおける労働安全課題への対処が不十分であるとして、GSP の適用を見直す姿勢を明らかにしたケースも報告されている。

EU は自由貿易協定においても児童労働を含む労働問題に対処している。例えば EU チリ協定では一般原則の中に、団結権・団体交渉権の保障、差別の撤廃、男女平等に加え、強制労働と児童労働の撤廃に関する ILO 規約の遵守を促進することを規定している [114]

### EU 公共調達指令による社会・環境に配慮した公共調達の促進

#### 【公共調達方針】

EU は公共調達においても、人権などの社会的側面や環境側面を考慮することを加盟国に要求している。2014 年「EU 公共調達指令（Directive 2014/24/EU）」は、EU 加盟国が実施する一定規模以上の公共調達に適用され、一般原則（第 18 条 2 項）にて児童労働関連条項を含む ILO 中核的労働基準などの社会・環境に関する国際基準や法令を遵守した事業者から各国政府が調達を行うことを要求している。また、排除事由（57 条）にて、児童労働・人身取引へ関与した事業者を調達先から排除するよう明示的に求めている [115]。

EU は、以上の取り組みに加え、児童労働撤廃を掲げる ILO の技術協力プログラム「児童労働撤廃国際計画（IPEC）」への資金拠出や、「子どもの権利の向上と保護に関する EU ガイドライン（EU Guidelines for the Promotion and Protection of the Rights of the Child）」の策定などを行っている。また、2014 年には企業に対して、人権を含む社会や環境、腐敗防止などに関する情報や取り組み方針などの非財務情報の開示を義務付ける「2014 年非財務情報開示指令（Directive 2014/95/EU）」を採択した。そして、指令内容の具体化のため国内法を整備することを加盟国に求めており、各国が人権デュー・デリジェンス法整備を加速させる根拠および土台となっている [116]。

## イギリス政府による取り組み



イギリスは公共調達方針への労働条項の規定やサプライチェーン管理法の策定などにより児童労働問題に取り組んでいる

### 児童労働を含む社会側面に配慮した公共調達の促進

#### 【公共調達方針】

イギリスでは、環境食料農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）が人権などの社会的側面を考慮した公共調達を担当している [117]。DEFRA の「Ethical Procurement Policy Statement」では、倫理的な調達に関するポリシーを示しており、児童労働の撤廃を含む原則を提示している [118]。

### 2015 年英国現代奴隷法による奴隷労働などへの取り組み公表の義務化

#### 【サプライチェーン管理法】

イギリスは、企業に自社ビジネスが奴隷労働と人身取引への関与がないことを担保する取り組みについて年次で報告する義務を課す「現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）」を 2015 年に施行した。これは英国で事業活動を行う世界年間売上げが 3600 万ポンド以上の企業に対して、「奴隷と人身取引に関する声明」と称する文書を毎年公表し、その中に強制労働と人身売買に関する人権デュー・デリジェンスのプロセスを記載するよう義務付けている。同法は英国法でありながら、英国内外の多くの企業が対象となったため世界で大きな話題を呼んだ。

イギリスは、以上の取り組みに加え、英国開発庁（Department for International Development : DFID）による南アジアを中心とした資金・技術支援プロジェクトや、債務奴隷と児童労働などに関する統計調査も実施している。また、労働条項を含む EU の一般特惠制度（GSP）も適用され、国内法としては児童労働取り締まりに関する「1933 年子どもおよび年少者法（Children and Young Persons Act）」[113]が施行されている。



## ドイツ政府による取り組み



### ドイツ開発省主導の資金・技術支援などを 通して、児童労働問題に取り組んでいる

#### サステナブル・カカオとテキスタイルにおけるマルチステークホルダー・ イニシアティブ

##### 【資金・技術支援】

ドイツ開発省（Federal Ministry for Economic Cooperation and Development :BMZ）による開発協力を通じて、児童労働の構造的原因の解決に向けた取り組みを行っている。BMZ の行動計画「Agents of Change – Children and youth rights in German development cooperation activities」では、特にアフリカのカカオ生産とアジアの繊維産業における児童労働の撤廃に重点を置いている [119]。

##### 【German Initiative on Sustainable Cocoa (GISCO)】

GISCO は、BMZ やドイツ食料農業省（Federal Ministry of Food and Agriculture :BMEL）、菓子メーカー、小売、市民社会などからなるマルチステークホルダー・イニシアティブとして、2014 年に設立された。カカオ農家の家計改善やサステナブル認証カカオの増加を目指して、生産国政府と緊密に連携している [120]。

具体的な活動としては、2015 年以降 5 年に渡って続くコートジボワール政府との共同プロジェクト「PRO-PLANTEURS」が挙げられ、同国南東部地域における小規模カカオ生産者と生産者団体の生産能力向上を目指した技術支援などを行っている。特に女子の現金収入増加を支援し、その追加収入をもとに各家庭の栄養・健康状態を改善する活動や、次世代のカカオ農家育成のためのカカオ産業の魅力強化などにも注力している。2020 年までの第 1 フェーズの 5 年間で約 3 万世帯のカカオ農家の生活改善が報告され、第 2 フェーズ（2020～2025 年）では、喫緊に取り組むべき優先課題として児童労働の撤廃を掲げている [121]。

##### 【Partnership for Sustainable Textiles】

Partnership for Sustainable Textiles は、2014 年に BMZ 主導のもと設立されたマルチステークホルダー・イニシアティブであり、企業、非政府組織（NGO）、労働組合、人権問題関連の認証機関、ドイツ連邦政府メンバーから構成される。

繊維の原材料生産から廃棄に至るまで、世界中の繊維供給ネットワークを持続可能なものにするを掲げており、ILO 中核的労働基準、OECD 多国籍企業ガイドライン、国連指導原則などの国際原則に基づく目標設定を行っている。具体的な活動の中では、既存の認証制度（オーガニックやフェアトレード認証など）、有害な農薬および化学物質に関する国際ルール、その他の民間の国際規範や業界の技術基準に基づく取り組みを促進している。

このパートナーシップは 100 以上のメンバーからなり、その 3 分の 2 を企業が占めドイツの繊維小売市場の約半分をカバーしている [122]。

ドイツは以上の取り組みに加え、労働条項を含む EU の一般特惠制度（GSP）や社会・環境に配慮した公共調達を掲げる EU 公共調達指令が適用され、児童労働取り締まりに関する国内法として「年少労働者保護法」が施行されている [113]。また、サプライチェーン管理に関する規制として、人権デュー・ディリジェンス法の策定を 2020 年現在検討中である [123]。



## フランス政府による取り組み



フランスは実行力の強い  
人権デュー・ディリジェンス法の策定など  
により児童労働問題に取り組んでいる

### The Duty of Vigilance Act 2017 による人権デュー・ディリジェンスの義務化

#### 【サプライチェーン管理法】

フランスは、2017年に人権デュー・ディリジェンス法である「企業注意義務法（The Duty of Vigilance Act 2017）」を施行した。この法律は、労働者5,000人以上のフランス企業および労働者10,000人以上の外国企業を対象に、自社の事業活動に伴う人権リスクを特定し、リスクへの対応計画を策定した上で、対応策の有効性などのモニタリング結果を報告することなどを義務付ける。企業が人権リスクを特定する際の調査対象には、自社の活動のみならず、子会社や取引関係が続くサプライヤーや下請業者の活動も含まれるとされる。

企業が同法に基づく義務を履行しない場合や、要件を充足する人権デュー・ディリジェンス計画が策定されていない場合、人権侵害を受けた被害者やその他関係者は裁判所へ提訴する権利を持つ [124]。企業が人権デュー・ディリジェンスの計画を公表しなかった場合、裁判官は最高1,000万ユーロの罰金を科すことができる。また、人権デュー・ディリジェンス計画の不十分さに起因する損害（本来なら防ぐことができたはずの人権侵害など）に対する賠償請求も一定の条件下で可能になり、同法により人権尊重は企業の法的義務であることが強調された [125]。

実際同法に基づいて、ウガンダでの石油採掘プロジェクトに伴う強制立ち退きや環境汚染によって地域住民が負った損害に関し、複数のNPO・NGOが当事者である大手エネルギー会社に対して人権デュー・ディリジェンス計画の見直しと作業の中止を求める訴訟が2019年10月に提起されている [126]。

フランスは、以上の取り組みに加え、児童労働撤廃を掲げるILOの技術協力プログラム「児童労働撤廃国際計画（IPEC）」への資金を拠出している。また、労働条項を含むEUの一般特惠制度（GSP）や社会・環境に配慮した公共調達を掲げるEU公共調達指令が適用され、児童労働取り締まりに関する国内法として労働法典が施行されている。

## オランダ政府による取り組み



オランダは、児童労働に特化した  
サプライチェーン管理法の策定など  
により児童労働問題に取り組んでいる

### 児童労働デュー・ディリジェンス法による児童労働に特化した取り組み義務化

#### 【サプライチェーン管理法】

オランダは2019年に「児童労働デュー・ディリジェンス法（Wet Zorgplicht Kinderarbeid）」を公布した（2023年10月時点、未施行）。同法は、1年に2回以上同国市場に製品やサービスを提供する世界中すべての企業を対象に、サプライチェーン上における児童労働の特定、防止、評価と規制当局への報告を義務づけることが検討されている（2020年8月時点）。企業が報告義務を怠った場合、4,100ユーロの罰金が科され、さらに第三者からの苦情申し立てがあった場合や、企業が規制当局による法的拘束力のある指示に従わない場合、更なる罰金が科される可能性がある。また、5年以内に2回の罰金を科せられた場合、責任役員の禁固刑につながる。最も極端な例では、75万ユーロまたは企業の年間売上高の約10%の罰金を科せられる可能性がある（2020年8月時点） [127]。

オランダは以上の取り組みに加え、資金・技術支援として外務省出資によるユニセフ・オランダやセーブ・ザ・チルドレンとのパートナーシッププロジェクト「Work: No Child's Business」 [128]や、同国企業のサプライチェーンにおける児童労働撤廃取り組みへの資金支援ファンド「Fund against Child Labour（FBK）」を展開している [129]。また、労働条項を含むEUの一般特惠制度（GSP）が適用され、社会・環境に配慮した公共調達を掲げるEU公共調達指令に基づいて独自に「公共調達法（Aanbestedingswet）」を整備している。また、児童労働取り締まりに関する国内法として「1874年 Child Protection Act」を施行している。



## オーストラリア政府による取り組み



オーストラリアは国家および州レベルのサプライチェーン管理法の策定などにより児童労働問題に取り組んでいる

## 日本政府による取り組み



日本は JICA による開発協力を通じた技術支援プロジェクトやマルチセクター連携プラットフォームの形成などにより児童労働問題に取り組んでいる

### 2018 年現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2018 (Cth))

#### 【サプライチェーン管理法】

オーストラリアは、2019 年 1 月に「現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2018 (Cth))」を施行した。同法は、オーストラリアを本拠地としている企業、または同国で事業活動を行う連結収益が 1 億オーストラリアドルを超える企業に対して適用される。企業は自社とサプライチェーンにおける現代奴隷のリスクや対応策について年間報告書「Modern Slavery Statements」を提出する義務を負う [130]。

加えて、連邦制を掲げる同国では、州単位での法整備も進められている。現代奴隷については、ニューサウスウェールズ州において、2018 年に「現代奴隷法 (NSW) (Modern Slavery Act 2018 (NSW))」が成立した (同州法は 2020 年 8 月時点、未施行)。同法は、連結収益が 5,000 万オーストラリアドル以上かつ、州内に労働者が 1 人以上存在する企業が対象となる。同法の内容は現代奴隷法 (連邦) (Modern Slavery Act 2018 (Cth)) と似通っているものの、相違点としては年間報告書の不提出や虚偽または誤解を招く報告書に対して 110 万オーストラリアドルの罰金措置を規定案に盛り込んでいることが注目に値する (2020 年 8 月時点)。 [131]。

オーストラリアは以上の取り組みに加え、外務貿易省 (DFAT) によるネパールへの援助投資計画 (2015-16) を通じた援助などの資金・技術支援を行っている。また児童労働取り締まりに関する国内法として「The Children (Care and Protection) Act 1987 (NSW)」が施行されている。また一部の州では、社会・環境に配慮した公共調達を掲げており、ニューサウスウェールズ州においては州政府機関に対して公共調達に際し奴隷労働によって生産された産品を調達しないよう監視することを求めている (Part 3, Section 25)。

### 開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム

#### 【資金・技術支援】

日本は、独立行政法人国際協力機構 (JICA) による開発協力を通して、ガーナのカカオ産業における児童労働撤廃に関する取組みなどを行っている。具体的には、資金・技術支援として「カカオ残留農薬検査能力向上」 (2013 年度～2016 年度)、海外投融資「カカオ豆バリューチェーン強化事業」 (2020 年 2 月融資契約調印) を通じてカカオの品質・生産性向上などを支援している。さらに 2020 年 1 月には、社会・経済・環境的に持続可能なカカオ産業 (サステナブル・カカオ) を構築するというテーマのもと、企業や NPO・NGO などの多様なアクターの連携を促進する「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を設立した。同プラットフォームではガーナのカカオ産業における児童労働問題の解決に向けて、カカオ産業支援や責任ある調達などに関する情報共有、連携促進に向けた議論、国内外への活動発信を行っている [132]。

加えて JICA はガーナ政府により進められてきた児童労働のない地域 (Child Labour Free Zone : CLFZ) の認定制度に関する支援も開始している。同認定制度は、ガーナ政府の「National Plan of Action Phase II for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour in Ghana 2017-2021 (NPA2)」にて提起された取組みである。2020 年 3 月には、日本の NGO である ACE や日本企業の協力のもと、同認定制度に関するガイドラインも策定された。JICA では、同認定制度を含むガーナ政府の児童労働撤廃に向けた取組み支援を進めるための調査・パイロット事業を立ち上げている (2020 年 8 月時点) [133]。

日本では、以上の取り組みに加え、児童労働取り締まりに関する国内法として「労働基準法」にて就業最低年齢 (第 56 条)、危険有害労働などの就業制限 (第 62 条) などが定められている。



## 第2章 児童労働撤廃に向けた取り組み

### 第2節 各国政府による取り組み

## 2) 途上国政府による取り組み



### ガーナ政府による取り組み

#### 児童労働の実態

2014年の調査によるとガーナでは依然として児童労働が多く発生しており、子どもの5人に1人(21.8%)にあたる約190万人が被害を受けているとされる[134]。危険有害労働に従事している子どもは全体の14.2%を超える。児童労働の存在が指摘されている産業としては、農業(カカオ)や漁業(魚介類)、鉱業(金)などが挙げられ、いずれも過酷な労働を強いられている[135]。2020年発表の調査によると、ガーナのカカオ生産地域の農家世帯の5-17歳の子どもの55%(約77万人)が、カカオ生産関連の児童労働に従事しているとされる[13]。ガーナはコートジボワールと合わせて世界のカカオ流通量の約70%以上を生産している主要産地であることも背景に、児童労働問題にも注目が集まり取り組みが進められている[136]。



#### 主要施策

① **児童労働撤廃に向けた国家行動計画の策定**  
 ガーナでは「最悪の形態の児童労働」の撤廃のため、国家行動計画(National Plan of Action)を策定している。2010年、児童労働を長期的に防止・削減するための政策やフレームワークなどの制度的基盤を築くために、最初の国家行動計画(NPA1)(2009-2015)が策定された。その後、第2フェーズとして国家行動計画(NPA2)(2017-2020)も策定され、国際社会と協力して児童労働撤廃に注力している[135][137]。



② **児童労働などの防止のための、貧困層向け現金給付プログラムの実施**  
 ガーナでは社会保障戦略の主力プログラムとして、貧困層を対象に現金給付を実施している(Livelihood Empowerment Against Poverty: LEAP)。給付対象には貧困層の子どものほか、65歳以上の高齢者、障がい者や妊娠中の女子なども含まれる。給付の条件として子ども達の教育機会への参加や予防接種の実施などを設定することで、児童労働をはじめとする社会問題の解決も図っている。LEAPは、2008年3月に試用段階を開始以降拡大が進み、2008年から2016年の間に対象世帯は1,654世帯から213,044世帯へと約128倍に増加している[138]。本プログラムは児童労働の防や教育の機会の提供、ヘルスクアサーサービスへのアクセス強化などにつながっている[137][139]。

③ **児童労働のない地域の認定制度の設立**  
 ガーナは2020年3月、児童労働を防止する仕組みが整備されている地域として「Child Labor Free Zone (CLFZ)」を認定する世界初の公的な制度を設立した。2018年に日本の認定NPO法人ACEが、ガーナ政府と連携し現地のNPO・NGOなどの協力のもと、約1年半に渡る制度設計を経て実現した。2020年からはJICAが本制度に関するパイロット事業を展開することが計画されている[140]。初版のガイドラインでは同地域の認定条件としては児童労働の発生率が10%未満であることや、児童労働のモニタリング機関が存在することなどが含まれている[141]。CLFZを認定することにより、政府が各地域における児童労働の取り組み実態を把握できるとともに、地域コミュニティにとっても児童労働を撤廃するインセンティブとなることが期待される。

#### ガーナ政府の児童労働に関する取り組み体制

<p>National Steering Committee on Child Labor (児童労働国家委員会)</p>	<p>GCLMS (児童労働監視システム) の実施を含め「最悪の形態の児童労働の撤廃に関する国家行動計画 (NPA 2)」の実施を監督</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用労働省 (MELR) の児童労働対策部門 (CLU) が主導し、他省庁、使用者団体、労働者団体、市民団体の代表者が参加</li> </ul>
<p>Inter-Ministerial Committee to Combat Human Trafficking (人身取引対策関係省庁連絡会議)</p>	<p>主に移民の人身売買被害を防止する活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用労働省 (MELR)、女性・児童・社会保護省 (MOGCSP)、法務省、情報省 (MOI) で構成</li> </ul>
<p>MELR's Child Labor Unit (雇用労働省 児童労働対策部門)</p>	<p>児童労働に対応する政策・法律の策定を促進、地区レベルの児童保護委員会を監督</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省庁、使用者団体、労働者団体、ILO、IOM、UNICEFなどの国際機関と連携し技術協力を実施</li> <li>2018年には4つのカカオ生産地区で児童労働モニタリングに関する訓練を実施</li> </ul>

参考：各種公開情報

## ウガンダ政府による取り組み

### 児童労働の実態

2017年の調査によると、ウガンダでは5歳~14歳の子ども約30%に当たる約300万人が児童労働に従事している。産業別に見ると、大部分にあたる95.4%の児童労働者は農業に関わっている。子ども達はカカオ、コーヒー、トモロコシなどの作物の栽培・収穫といった農作業を中心に関与しており、建設、製造、道路工事、採掘、家事などの労働にも一部従事している。中には、人身売買された結果、「最悪の形態の児童労働」に従事させられる子どもも存在している[142][143]。

### 主要施策

#### ① 児童労働撤廃に向けた国家行動計画の策定

2012年にウガンダ初となる児童労働撤廃に向けた国家計画（National Action Plan on elimination of the worst forms of child labour in Uganda - 2012/13-2016/17）が策定された。最悪の形態の児童労働を撤廃すると同時に、子どもの権利が尊重・保護されるための確固たる基盤を築くことを目的とする。ウガンダでは子ども達が時に人身売買の結果として最悪の形態の児童労働に従事していることから、人身取引対策を調整するための省庁間タスクフォースを設置するなどの活動を推進している[144]。また新たに策定された「National Action Plan for the Elimination of Child Labor 2017/18-2021/22」では2022年ま

でウガンダ国内の児童労働を4%減らすことを目指している[143][145]

#### ② 女子教育に特化した国家戦略の策定

ウガンダでは女子教育推進のための国家戦略（National Strategy for Girls' Education in Uganda（2015-2019））が策定された。これは1992年の教育に関する政府白書や1995年の憲法、1997年から2003年の教育セクター投資計画に基づき策定された。ウガンダでは、児童労働の形態の一つでもある家事労働や10代での妊娠などを原因として、女子の就学率が低いことが大きな問題となっている。そのため、女子教育の促進を通じて、ジェンダーギャップを埋めることを目的に国家戦略を策定している[146]。

#### ③ ジェンダーギャップ改善へ向けた、

##### 多部門間協調フレームワークの策定

ウガンダでは、家事労働への従事などを原因とする女子の就学率の低さなどへの対応を促進するため、国家行動計画やセクター別政策に加えて他部門間調整フレームワーク（National Multi-Sectoral Coordination Framework for Adolescent Girls（2017/2018-2021/22））を策定している。各省庁の政策がジェンダーギャップの問題に密接に関連していることから、省庁間のより適切な調整を図るためにNational Task Force



for Adolescent Girls' Technical Committee 主導により開発された。この Technical Committee（技術委員会）には、女性労働・社会開発省（MoGLSD）、保健省（MoH）、教育・スポーツ省（MoES）、総務省（MoIA）、法務省・憲法問題省（MoJCA）、地方自治省（MoLG）、財政・計画・経済開発省（MoFPED）などの多数の省庁の代表者が参加している[147]。

### ウガンダ政府の児童労働に関する取り組み体制

National Steering Committee on the Elimination of Child Labor (児童労働撤廃国家委員会)	<p>児童労働問題全般に対応、最悪の形態の児童労働撤廃に関する国家行動計画を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性労働・社会開発省（MoGLSD）が主導し、各省庁、ウガンダ警察（CFPU）、労働者団体、市民団体の代表者が参加</li> </ul>
Stop Child Labor Partners Forum (Stop Child Labor パートナーフォーラム)	<p>児童労働関連のプログラムと政策を調整、モニタリング、評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国児童評議会（NCC）が主導し、各省庁、ウガンダ警察（CFPU）、市民団体の代表者が参加</li> </ul>
Anti-Human Trafficking National Taskforce (反人身売買 国家タスクフォース)	<p>人身売買に関する政府の取り組みを調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省が主導し、政府機関や市民団体から30人のメンバーが参加</li> <li>人身売買防止調整事務所（Office for Prevention of Trafficking in Persons）と協力し、人身売買に関するガイドラインを作成</li> </ul>
National Child Protection Working Group (国家児童保護 ワーキンググループ)	<p>孤児や脆弱な子ども達に提供されるサービスのモニタリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性労働・社会開発省（MoGLSD）が主導、5つの政府機関および市民団体のメンバーが含まれる</li> </ul>
National Children's Authority (国家児童機関)	<p>メンバー組織の児童労働問題への取り組みをサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンバー組織には10の政府機関が含まれる</li> </ul>

参考：各種公開情報

## メキシコ政府による取り組み

### 児童労働の実態

メキシコでは 2017 年調査によると 5 歳から 17 歳の 320 万人が児童労働に従事しており、子どもの人口全体の約 11%に及んでいる。その内 120 万人が健康や発達に悪影響をもたらす危険有害労働に従事している [148]。産業別に見ると 2014 年時点では、主に男子は農業と建設業、女子はサービス業と貿易業に関与しているとされる [149]。

### 主要施策

#### ① 児童労働撤廃を含む人権尊重に向けた国家行動計画の策定

メキシコでは、人権尊重の義務に関する企業や民間組織の認識を強化することを目的として、国家行動計画（Mexico's National Plan for Human Rights（2014-18））を策定された。本国家計画は国家と企業の人権保護・尊重に関する行動方針を示すとともに、人権やジェンダーに関する民間における取り組みを促進することを目的としており、児童労働禁止に関わる内容も含まれている。メキシコではこの他にも、セクター別で児童労働に関する国家計画や規範的な枠組みを策定し、サプライチェーン管理を強化する取り組みも存在する。例えばサトウキビセクターでは 2013 年に 14 歳未満の子どもの児童労働を撤廃するための国家行動計画が立ち上げられた [149] [150]。

#### ② 児童労働分野の組織改革実施

2013 年にメキシコでは、児童労働の防止と撤廃および労働者の保護のための事務局間委員会（Commission for the Prevention and Eradication of Child Labour and the Protection of Permitted-Age Adolescent Workers in Mexico）が設立された。連邦労働社会保障省が議長を務め、若年労働者を保護するための政策やプログラムの立案・実施および評価に関して、連邦政府機関間の調整を円滑化することを目的とする [151]。



その後も児童労働撤廃に向けて、地方委員会の全国ネットワークの形成や省庁間委員会の設置、COVID19 の児童労働・強制労働への影響に関するワーキンググループの設置を行うなど体制を強化している [148]。

#### ③ 児童労働に関するビジネスネットワークの形成

2014 年、メキシコ州議会と商工会議所の一部を形成する企業によって、児童労働に関するビジネスネットワークが形成された。このネットワークでは貧困学生に奨学金を与えるほか、教育の機会を失った子ども達を児童労働から解放するための活動を行う。またメンバー企業は、児童労働に関与している企業や供給業者などと取引しないことをコミットメントしている [149]。

### メキシコ政府の児童労働に関する取り組み体制

<p>National Institute for the Evaluation of Education (教育評価国家機関)</p>	<p>国家教育システムの質・パフォーマンスを評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の教育システムの評価を実施、質の高い教育を公平に提供するためのガイドラインを提供</li> </ul>
<p>National Population Council (全国人口評議会)</p>	<p>国が推進する人口政策（人口動態に影響を与える公共政策）を中心的にサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口政策の支援のため、ジェンダーや教育に焦点を当てた活動も実施</li> </ul>
<p>Secretary of Labour and Social Prevision (連邦労働社会保障省)</p>	<p>労働に関わる安全衛生の確保や検査、法規制などを管轄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各州（31州）及びメキシコシティに地方事務所を有する</li> <li>児童労働に関する政策提言及び、統計調査レポートなどを発行</li> </ul>

参考：各種公開情報

## ベトナム政府による取り組み

### 児童労働の実態

2012年調査によると、ベトナムでは全国の子どもの約10%の割合を占める約175万人の子どもが児童労働に従事している。児童労働者の約60%は男子約40%は女子であり、産業別に見ると児童労働の約67%は農業に集中し、残りはサービス業（約17%）、製造・建設業（約16%）において発生している。年齢別に見ると児童労働者の約58%が15歳から17歳、15.5%が5歳から11歳の子どもである。また調査では児童労働者の約55%は未就学であり、約32%が週42時間を超えて働いていることが判明した。さらに児童労働者のうち131万人は、過度に高温な場所などの有害環境での労働や事故のリスクが高い危険な労働に従事しているとされる[152]。



### 主要施策

#### ① 児童労働撤廃に向けた国家プログラムの策定

ベトナムでは、ILOとユニセフの支援を受けて国家プログラム（National programme on preventing and minimizing child labour for the 2016-20）を策定した。これは2016年から2020年までの期間を対象としたプログラムであり、「児童労働の防止と削減、および児童労働者や脆弱な子ども達的能力開発機会に関する支援」に焦点を当てている。具体的には教育や職業訓練などを通じて、生計・社会活動スキルを提供するなど継続的にサポートを行っている[153]。本プログラムに基づき2016年、児童労働防止に関する2日間のワークショップがハノイで開催され、関係省庁や学術研究機関、労働者および雇用者団体、国連機関、NPO・NGO、メディアなどを含む150人以上の関係者が参加した[154]。



#### ② 児童労働に特化したテーマ別

##### ワークショップの実施

ベトナムは東南アジア唯一のAlliance8.7のバスマインダーカントリー（児童労働に関する取り組みが特に優秀な国としてAlliance8.7が選定）として、2025年までの児童労働撤廃などの目標を掲げている。取り組み促進にあたりベトナムでは、National Strategic Planning Workshop（NSPW）と称して、複数の政府機関と共に、4つのテーマ別ワークショップ実施している。テーマとは「ビジネスとサプライチェーン」「人身売買と移民」「教育」「農業」であり、ワークショップを通して課題の解決策および具体的な活動方針が議論される[152]。

### ベトナム政府の児童労働に関する取り組み体制

<p>Department of Child affairs (児童局)</p>	<p>子どもに関連する法律・政策の策定、支援サービスなどプログラムの実施など、児童労働に関する中心的な活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働・傷病兵・社会問題省（MoLISA）と共にAlliance8.7における活動も推進</li> </ul>
<p>Inspectorate under MoLISA (労働・傷病兵・社会問題省傘下・検査組織)</p>	<p>国内の労働監督システムにおける中心的役割を担う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働状況を監督し、児童労働の特定・違反への対応を実施</li> </ul>
<p>Ministry of Education and Training (教育・訓練省)</p>	<p>教育サービス提供や教育に関連した物資支援などのプログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働・傷病兵・社会問題省（MoLISA）と共に貧困家庭に奨学金や学用品を提供するなど、児童労働防止の取り組みも実施</li> </ul>

参考：各種公開情報



## 第3節 NPO・NGO などによる取り組み

### 1) NPO・NGO などによる取り組みの類型

#### NPO・NGO などの取り組みは 主に6類型に分類できる

本節では児童労働撤廃に向けて取り組む NPO・NGO の活動を紹介します。児童労働撤廃に向けた NPO・NGO の取り組みは、次の表のように整理することが出来る。調査レポートや統計発表などを行う「研究調査・報告」、セミナー開催などを通して市民にアプローチする「啓発・教育」、各国政府に対する「政策提言」、児童労働の現場で実際にプロジェクトなどを実施する「資金・技術支援」、認証運営や監査を行う「認証・監査」、そして企業の人権対応に対するアドバイザーなどを含む「企業連携」などが挙げられる。NPO・NGO は多様な活動を通じて児童労働問題に取り組んでおり、企業の連携可能性も大きい。次頁では児童労働に取り組む国内外の代表的な NPO・NGO などの組織を紹介する。また本稿 Appendix では児童労働関連の NPO・NGO リストをより広範囲にまとめているため、連携先を探す際の参考としていただきたい。

#### NPO・NGO などの取り組み類型

類型	各類型の概要
調査・研究	・ 特定分野における調査・研究の実施と情報公開
啓発・教育	・ 教材提供やセミナー開催などを通じた市民への教育・啓発活動の実施
政策提言	・ 政府機関との対話や署名活動などを通じた政策提言の実施
資金・技術支援	・ 資金や物資の提供、支援地のキャパシティ・ビルディングなども含む技術支援プロジェクトの実施
認証・監査	・ 企業サプライチェーンにおける人権保護に関する第三者監査の実施や認証の提供
企業支援	・ 企業のサプライチェーン管理や児童労働撤廃に向けた取り組みへのアドバイス提供

参考：各種公開情報

## 2) NPO・NGO などの取り組みの事例

### Amnesty International

#### 設立年／拠点

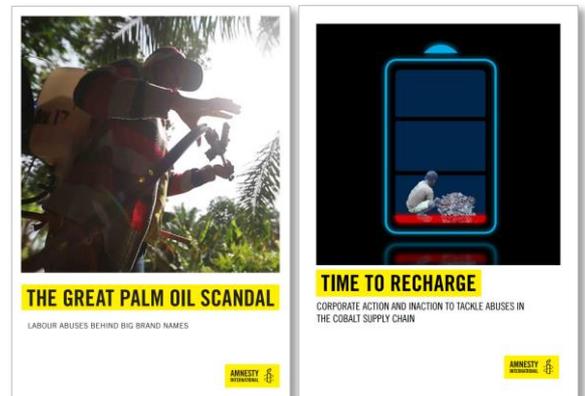
1961 年／本部：イギリス、日本支部（東京）

#### 組織概要

人権侵害のない世界の実現を目指す世界最大の国際人権 NGO であり、現在世界で 700 万人以上がアムネスティの運動に参加している。その功績から、国境を超えた自発的な市民運動が「自由、正義、そして平和の礎をもたらした」として 1977 年にはノーベル平和賞を受賞、翌年には国連人権賞を受賞した。1970 年に日本支部である「アムネスティ・インターナショナル日本」が設立された [155]。

#### 取り組み内容

アムネスティは主に、研究調査・報告、政策提言、デモなどの市民運動の支援を実施している。中でもレポート発行などの研究調査・報告が中心的な取り組みと言える。具体的にはインドネシアにおけるパーム油の人権侵害や、コンゴ民主主義共和国におけるコバルト採掘の人権侵害に関するレポートなどを発行しており、ビジネス界にも大きな影響をもたらしている [156] [157]。アムネスティは政府や政治的思想、経済的な利害、宗教にとらわれず、中立的な立場から世界中に人権侵害の現状を発信し、政府や企業の人権に対する意識向上を促している。



参考：Amnesty International, "The Great Palm Oil Scandal.", "Time to Recharge"

### 特定非営利活動法人 ACE

#### 設立年／拠点

1997 年／本部：日本（東京）

#### 組織概要

児童労働撤廃に取り組む国際協力 NGO。「子ども、若者が自らの意志で人生や社会を築くことができる世界をつくるために、子ども、若者の権利を奪う社会課題を解決することを目的に掲げ、ガーナやインドで支援プログラムを実施。カイラシュ・サティヤルティ氏（2014 年ノーベル平和賞受賞）の呼びかけにより世界 103 カ国で行われた「児童労働に反対するグローバルマーチ」を日本でも実施するべく、1997 年に設立された [158]。

#### 取り組み内容

ACE はインドおよびガーナにおける児童労働の撤廃に向けた様々な支援活動を行っている。2009 年からはガーナのカカオ生産地に対する「スマイル・ガーナ プロジェクト」を行い、森永製菓をはじめとする様々な企業に対して児童労働によらないカカオの調達を促している。インドにおいては、2010 年よりコットン生産地における支援活動「ピース・インド プロジェクト」に取り組んでいる [159] [160]。また 2018 年からはガーナ政府に対して Child Labour Free Zone 認定制度の構築支援も行っている。

支援地での活動以外にも、ACE が事務局を務める「児童労働ネットワーク」を通じ政府に児童労働撤廃に対する取り組み強化を求める署名活動や大臣・政務官への提出及び要請、といった政策提言活動や、サプライチェーンにおける労働・人権監査研修の開催といった企業向け啓発・コンサルティングも行っている。さらに ACE 代表岩附氏は、

**ACE**  
— 児童労働のない未来へ —



参考：ACE「児童労働のないガーナ産カカオを使ったチョコレートを広めたい！」プロジェクト

2019 年 C20 サミット（G20 と並行して実施される市民社会の代表者の国際会議）議長を務めるなど、子どもの権利保護のため幅広い活動を進めている [161] [162] [163]。

## Fairtrade International

### 設立年／拠点

1997 年／本部：ドイツ、日本支部（東京）

### 組織概要

1988 年にオランダで始まりヨーロッパに広まったフェアトレードラベル運動の各国運営組織が 1 つにまとまる形で、1997 年にドイツでフェアトレード・インターナショナルが設立された。国際フェアトレード認証のスキームオーナーとして、環境・社会に配慮して生産された製品の国際的な認証基準を策定している。フェアトレード・インターナショナルの傘下には、欧米や日本をはじめ世界 30 カ国以上の認証ラベル推進組織や各地域の生産者組織が存在し、フェアトレードの普及に努めている [164] [165]。

### 取り組み内容

フェアトレード・インターナショナルは認証基準策定のほか、生産者支援やアドボカシーを中心に活動している。この認証制度は、原料や製品の生産・輸送・加工などの各工程が社会・環境・経済の 3 つの側面に関する基準を満たすことを認証するものであり、認証製品は「国際フェアトレード認証ラベル」を貼付することができる。現在は世界で 170 万人以上の生産者と 6,100 社以上の企業がフェアトレード認証に参加し、158 カ国で 35,000 種以上のフェアトレード製品が流通している [165] [166] [167]。

認証以外では、技術支援として Youth-Inclusive Community-Based Monitoring and Remediation System on Child Labour（YICBMR）と呼ばれる児童労働予防システムを導入する活動を行っている。これは地域組織などとの連携による児童労働リスクの評価システムであり、実際にバリーズなどでサトウキビ農家協会や地域コミュニティと提携して導入した事例などが存在する [168]。



参考：Fairtrade Foundation（UK）

## International Cocoa Initiative

### 設立年／拠点

2002 年／本部：スイス

### 組織概要

2001 年に米国議員ら主導で「ハーキン・エンゲル議定書」が締結されカカオ農園における最悪の形態の児童労働撤廃が目指されたことを受け、2002 年に International Cocoa Initiative（ICI）が発足した。ICI はカカオ・チョコレート業界出資の財団として、政府や ILO、労働組合、NPO・NGO、消費者団体などと共同で児童労働予防プロジェクトの開発や実施、実態調査などを行っている [15] [16]。

### 取り組み内容

International Cocoa Initiative は認証および技術支援を中心に活動している。代表的な取り組みは児童労働監視改善システム（Child Labour Monitoring & Remediation System：CLMRS）の開発・導入である。CLMRS は提携コミュニティ内の農家への定期的な訪問を通じてサプライチェーン上の児童労働リスクを特定する仕組みである。農家への訪問などを通して得た情報はスマートフォンを介してデータベースに収集され、体系的な解決策の検討および実行に活用されている。2016 年時点でガーナ、コートジボワール、カメルーンにおける 16 万人以上のカカオ農家や 194 の農民協同組合を支援している [169] [170]。ICI は本システムを企業のサプライチェーンへ導入する技術支援を行っているほか（詳細は第 3 章-第 3 節-（2） - Case3 参照）、カカオ生産地の児童労働に関する調査・報告も実施している [171]。

## Alliance 8.7

### 設立年／拠点

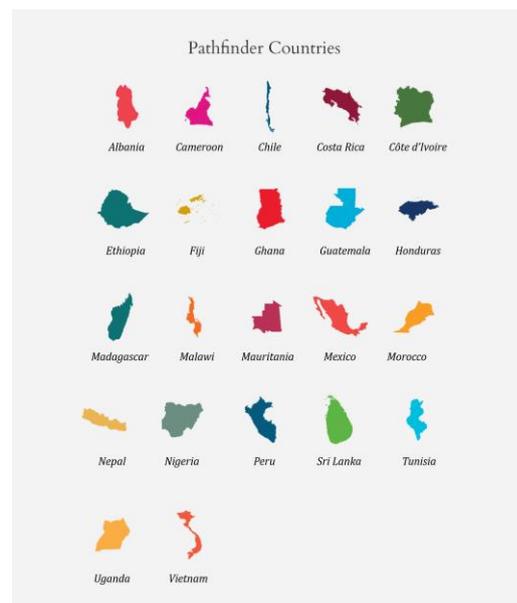
2016 年／本部：米国

### 組織概要

Alliance8.7 は SDGs のターゲット 8.7（児童労働や強制労働の撤廃）を達成するためのグローバルアライアンス組織として、ILO により 2016 年にニューヨークで設立された。児童労働や強制労働に関する情報公開や 228 の国や国際機関、地域機構、労働組合、市民社会組織などとの連携を行っている [172]。

### 取り組み内容

Alliance8.7 の主な取り組みとしては政策提言や統計調査、REGIONAL CONSULTATION が挙げられる。中でも REGIONAL CONSULTATION は政府や組織とパートナーシップを締結した上で、企業など複数のステークホルダーと地域ごとにワークショップを実施する活動である。ワークショップでは強制労働や児童労働などの人権侵害を撤廃するための課題やアクションなどを議論しており、これまで東南アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・中央アジア地域、西・北アフリカ地域などで開催している [173] [174] [175]。その他にも、特に当該分野で取り組みの優秀な国をパスファインダーカントリーとして選定し活動支援や情報公開なども行っている。現在は 22 カ国が認定を受け、今後さらに取り組みを強化していくことを表明している。こうしたパスファインダーカントリーを対象としたワークショップを通じた政策提言（PATHFINDER COUNTRY STRATEGIC WORKSHOP）や、統計調査などにも取り組んでいる [176]。



参考：Alliance8.7 公式ホームページ情報

## 第2章 児童労働撤廃に向けた取り組み

### 第3節 NPO・NGO などによる取り組み

# 第3章

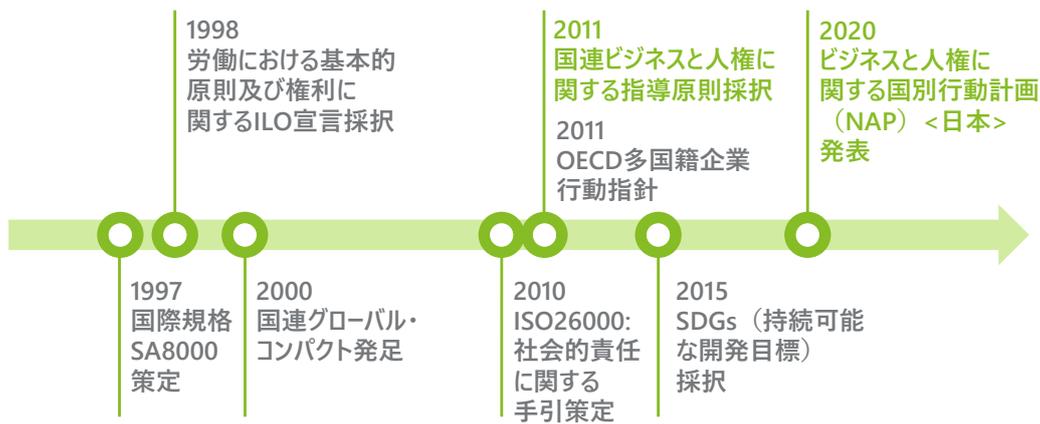
## ビジネスと児童労働



# 第1節 ビジネスと人権に関する議論の潮流

2011年の国連指導原則の採択を経て、  
ビジネスと人権に関する国際フレームワーク整備が進む。  
2020年10月、日本においても  
ビジネスと人権に関する国別行動計画を策定

ビジネスと人権に関する国際ルール形成の潮流



参考：各種公開情報

第2次世界大戦後、国連総会で採択された「世界人権宣言」（1948年）をはじめとする国際的な枠組みの整備により、国家が人権を擁護する制度の設計が進められた。一方で、戦後復興を経て急成長を遂げた民間セクターが環境や人権にもたらす影響もまた急速に拡大していた。経済活動のグローバル化は生活の利便性や物質的豊かさをもたらしたものの、企業を過酷な国際競争に晒し、各社が利益を追求した結果コンプライアンス（法令遵守）や環境、そして人権が軽視され様々な問題が引き起こされていた。1990年代に市民社会が展開した人権擁護運動の中では、企業による人権侵害が大きく批判されることとなる。

こうした流れを受け、1998年に「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」が採択され、2000年には「国連グローバル・コンパクト」が発足するなど、企業に対して人権の保護が求められるようになった。また、ビジネスと人権に関する民間規格の整備も進められ、人権・労働分野の国際規格「SA8000」（1997年）や、「ISO26000（社会的責任に関する手引）」（2010年）が策定された。さらに2011年にOECDが改訂版「多国籍企業行動指針」を策定するなど、ビジネスと人権に関する国際的なフレームワークの整備が急速に進んだ[177]。その集大成の一つとして、2011年に国連総会で「国連ビジネスと人権に関する指導原則（United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights：UNGPs）」（以下「指導原則」）が採択され、現在最も重要な国際的枠組みの一つとなっている。指導原則は、「人権を保護する国家の義務」に並んで「人権を尊重する企業の責任」を定義して企業の役割を強調するとともに、企業は自社が直接引き起こした人権侵害のみならず、自社が間接的に助長したり関係した人権侵害についても対応すべきと明言した。指導原則のもとでは、「ビジネスと人権に関する国

別行動計画（National Action Plan：NAP）」を策定することが各国に対して奨励されており、既に 24 カ国が NAP を策定している（2020 年 11 月時点）。また、2015 年に採択された SDGs（持続可能な開発目標）はターゲット 8.7 において強制労働と児童労働の撤廃を掲げており、本文の中でも指導原則が言及されている。さらに、指導原則の浸透とその後のビジネスと人権に関する社会的関心の高まりを受けて、2010 年代以降欧米を中心に企業の人権対応を義務化する法制度の整備が進められている。

具体的には、児童労働を含む人権侵害を防止・是正するための人権デュー・ディリジェンス（人権への負の影響を回避・緩和するために影響を評価し、防止・是正するプロセス）の実施を法的拘束力を伴って促進する法令が各国で策定されている。2012 年に「カリフォルニア州サプライチェーン透明法」、2015 年には「英国現代奴隷法」が施行され [177]、2017 年に「フランス企業注意義務法」、2019 年に「オーストラリア現代奴隷法」が施行、同年に「オランダ児童労働人権デュー・ディリジェンス法」が公布へと拡大している [178]。その他に

も地域単位での法令整備としては、2014 年に EU が「非財務情報開示指令」を採択し、企業の年次報告書において人権や環境などに関する企業の方針や実績を開示することを要求している。

このようなビジネスと人権に関する国際フレームワークの整備や各国法整備、そして世論の高まりを受けて、企業による人権対応が世界中で急速に進んでいる。そして人権対応を進めるべきは、日本企業もまた例外ではない。上述の欧米の法令の多くは、グローバルに事業を展開する日本企業の多くにも適用され、対応しない場合は罰則措置の対象ともなり得る。また指導原則に基づき各国で行われる「ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）」策定に関して日本は他の先進国と比べると出遅れているものの、2020 年 10 月に外務省が NAP を発表した。NAP 策定は日本国内の業界ルール・ガイドラインにも影響を及ぼす可能性が指摘されており、今後日本企業の人権対応は大きく進むと期待されている。

#### 各国における人権デュー・ディリジェンス法などの導入

施行年	国名	法令名
2012年	 アメリカ	・カリフォルニア州サプライチェーン透明法
2014年 (採択)	 EU	・非財務情報開示指令
2015年	 英国	・現代奴隷法
2017年	 フランス	・企業注意義務法
2019年	 オーストラリア	・現代奴隷法
2019年 (公布)	 オランダ	・児童労働人権デュー・ディリジェンス法

参考：各種公開情報

## 第2節 児童労働によるビジネスへの負の影響

### 1) 児童労働によるビジネスへの負の影響の種類

自社サプライチェーンにおける児童労働の発覚は、ビジネスの業績や企業価値に負の影響をもたらす

企業のサプライチェーンにおける児童労働の発覚は、当該企業のビジネスに大きな負のインパクトをもたらす。この負のインパクトは、企業の売上などの業績そのものの悪化と、ブランドなどの企業価値の毀損の2つに大別できる。前者の業績悪化は、具体的には消費者の不買運動（1）や他社との取引停止（2）による売上低下や、罰金（3）や訴訟（4）などによるコストの増大にあたる。後者の企業価値の毀損としては、投資の撤退（5）やブランドイメージの毀損（6）、人材の損失（7）などが挙げられ、企業のビジネスに長期的なダメージを及ぼす可能性を孕んでいる。

児童労働リスクが企業活動へ与える負の影響の種類



参考：各種公開情報

## 2) 児童労働によるビジネスへの負の影響の事例

### Case 1：大手アパレルメーカー



不買

児童労働発覚に起因した不買運動により

約 1 兆 3,764 億円の損失

1997 年頃

### Case 2：大手チョコレートメーカー



取引停止 / 訴訟

児童労働の発覚を発端に大手小売との

取引停止。消費者主導の訴訟も発生

2012-2020 年頃

大手アパレル企業 A 社では、製造委託先であるインドネシアやベトナムの工場において日常的に児童労働が起きていることが発覚した。具体的には、就労年齢に達していない少女達が低賃金で強制的に労働させられていたほか、少女達への日常的な性的暴行や尊厳を傷つけるような行為の強要が行われていたとされる。こうした事実を国際 NPO・NGO が摘発したことを契機に A 社製品の世界的な不買運動が広がり、「犯罪企業」などの悪評がメディアやインターネット上で流された。その結果 A 社は、児童労働発覚前には業界内でも著しい成長を続けていたにも関わらず、売上高が急激に落ち込んだ。この不買運動による売上高の減少幅は、5 年間累計で約 1 兆 3,764 億円にも及ぶと試算されている。これは A 社の連結売上高の約 26% に相当し、人権侵害が企業経営に致命的な影響を及ぼすことを知らしめる結果となった。

大手チョコレートメーカーである B 社は、サプライチェーンにおける児童労働発覚により複数回に渡って訴訟や取引停止などの事業影響を受けた。2012 年に米国最大規模の食品小売業者は、それまで販売していた B 社の高級チョコレートラインを全国の店舗から撤去すると決定した。撤去の契機は B 社のカカオサプライチェーンにおいて児童労働が発覚し、15,000 人を超える同小売業者の顧客が B 社商品の店頭販売中止の請願を行ったことにある。また 2015 年には、消費者の権利に関する法律事務所が B 社を含む複数のチョコレートメーカーに対して児童労働に関する訴訟を起し、各社のブランドイメージに影響を及ぼした。その後 2020 年にも B 社はカナダの消費者から集団訴訟を受けるなど、複数の訴訟事例が確認されている。



## Case 3：大手ファーストフードチェーン



罰金 / 訴訟

店舗アルバイトの長時間労働などの児童労働

発覚により複数の罰金措置

2001 年頃、2020 年頃

大手ファーストフードチェーンの C 社は、英国の 2 店舗で児童を違法な労働条件で就労させたとして 2001 年に 12,400 ポンドの罰金を科された。サリー州キャンベリーの C 社店舗では 15~16 歳の 10 人の子どもが長時間労働や深夜労働に従事させられていた。就学中の子どもは規定時間を超える労働や深夜労働が禁止されているにもかかわらず、同店舗では法的制限を 7 時間も超過する 16 時間に及ぶ長時間労働や午前 2 時までの深夜労働などが行われていた。本罰金措置を受けて、裁判所は子どもに関連する労働違反をより深刻に受け取り始めているとの報道もなされ、企業も対応強化が必要であるとされた。また、C 社では米国においても 2018 年および 2020 年にも同様の罰金措置を受けている。

## Case 4：大手ハイテク企業



訴訟

複数の世界大手ハイテク企業に対し、原料採掘現場

の児童労働について損害賠償を求め集団訴訟

2019 年頃

2019 年に D 社ら複数の世界大手ハイテク企業に対して、製品原料のコバルトのサプライチェーン上の児童労働に関する訴訟が提起された。コバルトは、リチウムイオン電池の原料として自動車やスマートフォン、パソコンなどの生産に用いられている。世界のコバルト生産量の半数以上がコンゴ民主共和国で採掘され、同国の採掘現場では危険な児童労働が蔓延しているとして社会的な注目が高まっている。そういった状況の中 2019 年に、コバルト採掘現場で作業中に死傷した子ども達 14 人とその家族ら原告の代理組織が、世界の巨大ハイテク企業（D 社ら）を相手に訴訟の申し立てを行った。コバルトを原料とするリチウムイオン電池を使用した何百万もの製品を世界中で販売する D 社ら複数の企業は、子ども達を児童労働に従事させている鉱山を支援していることになり責任があるとして、損害賠償が求められた。D 社らの社会的影響力の大きさからも、報道は注目を集め話題となった。



## Case 5：大手ファッションメーカー



### ブランド毀損

被害者が商品を通して人権侵害を告発、  
消費者による大規模署名活動へ発展

2016 年頃

大手ファストファッションメーカーE社は、子どもを含むシリア難民を奴隷労働させたとして告発された。トルコの工場では子どもを含めたシリア難民に対して、1日約12時間に及ぶ長時間労働を強いていたほか、賃金や退職金の未払い状況も確認された。その状況に対し労働者たちは製造ラインでE社商品に「この服を作りましたが、給料が未払いです」との助けを求めるメッセージを貼り付ける活動を行った。その結果、メッセージを見た消費者が工場の労働条件改善のためのオンライン請願書を作成し署名活動を実施した。集められた署名数は270,000を超えて大きな話題となり、E社のブランド毀損へつながった。

## Case 7：大手小売店



### ブランド毀損

メディアがエビ加工工場における児童労働を指摘、  
調達していた複数の大手食品小売のブランド毀損

2015 年頃

複数の大手スーパーマーケットが、調達先のエビ加工工場における児童労働発覚により声明発表などの対応を迫られ、ブランド毀損につながった事案が発生した。2015年にAP通信は、世界各国の食品小売に納品しているタイのエビ加工工場で児童労働が行われていると報道した。同工場では子どもを含む100人が強制労働の状態にあり、1日約16時間に渡って手を氷水に浸しながらエビの皮むき作業に従事していたとされる。報道を受けて、大手スーパーマーケット4社が同工場からの製品調達を公に認める声明を発表する結果となった。児童労働により生産された商品の販売を担う食品小売も、間接的に児童労働に関与しているとして批判を呼び、ブランド毀損につながった。

## Case 6：大手コーヒーメーカー



### ブランド毀損

児童労働発覚報道に対し同社広告の出演俳優が  
コメント、SNSで話題を呼ぶ

2020 年頃

大手コーヒーメーカーF社では、グアテマラのコーヒー農場において児童労働が発覚した。同農場では13歳未満の子どもが週40時間に及ぶ過酷な労働に従事しており、子ども達の1日の賃金は6.40ドルに満たず、コーヒーショップのラテ一杯と同程度の賃金で毎日働いていたとされる。このようなコーヒーサプライチェーンにおける児童労働の実態がイギリスのテレビ局Channel 4の番組で報道されると、長年F社コーヒーブランドの広告塔を務めていた俳優は「驚いて、悲しんでいる」とコメントした。影響力のある世界的俳優によるコメントはSNS上でも話題となり、同社のブランド毀損につながった。

第3章 ビジネスと児童労働

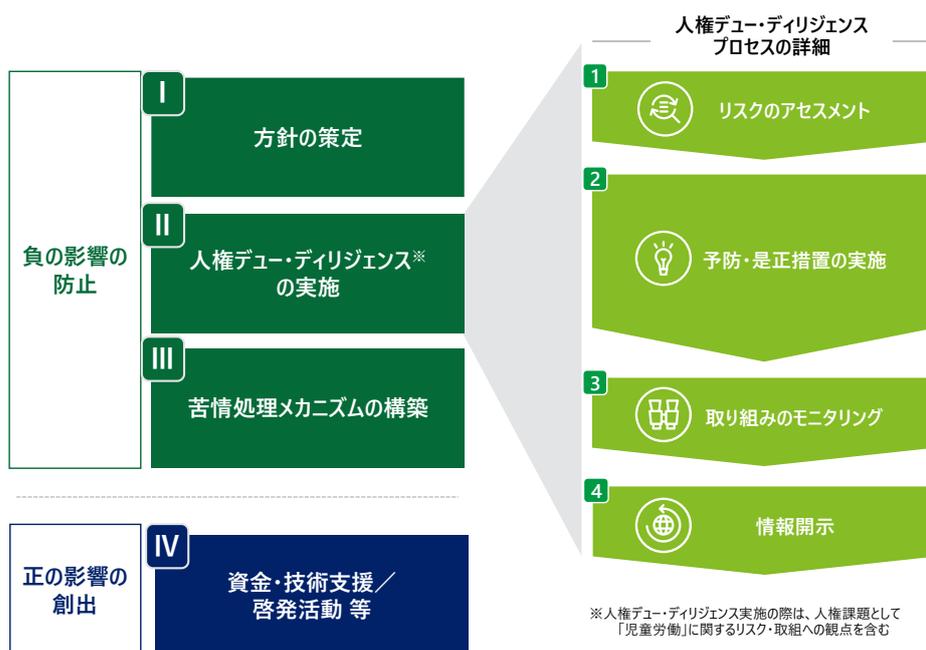
# 第3節 企業による児童労働撤廃への取り組み

## 1) 企業による児童労働撤廃への取り組みの類型

ビジネスによる児童労働撤廃への取り組みは、負の影響の防止・軽減と児童労働撤廃に貢献する正の影響の創出に分類される

企業による児童労働への取り組みは、大きく2つに分けると「自社事業による児童労働への負の影響（児童労働の誘発・助長など）を防止するための取り組み」と、「児童労働撤廃に貢献する正の影響を創出する取り組み」に分類できる。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、主に前者について「人権を尊重する企業の責任」として児童労働を含む人権問題への対応を企業に求めている。ILOが2015年に発行した「ビジネスのための児童労働の手引き」は、この負の影響の防止をさらに次のように分解している。すなわち、「(I) 方針の策定」「(II) 人権デュー・ディリジェンスの実施」「(III) 苦情処理メカニズムの構築」の3つの取り組みに分けられ、さらに「(II) 人権デュー・ディリジェンスの実施」に関しては、4つのステップに細分化できる。正の影響の創出は「技術・資金提供/啓発活動」など、自社のサプライチェーンに限らない児童労働の現場への資金・技術支援や消費者に向けた啓発・教育活動が該当する。

企業による児童労働への取り組みの類型



参考：各種公開情報

## I 方針の策定

企業は人権に関する対応方針を策定し、児童労働の禁止を含め人権を尊重する旨を公に示すことが求められている。人権方針には、人権尊重に関する自社としての考え方や人権関連の国際規範への支持などを記載する必要がある。加えて特に児童労働など子どもの権利関連のリスクの高い業種においては、子どもの権利への影響に関する明示的な方針や項目も定めることが有効である。

人権方針の策定にあたっては、企業は人権に関する国際規範や業界ルールに照らしながら自社ならではの人権リスクを調査・分析した上で、外部専門家などと意見を交わしつつ各リスクに対する自社の対応方針を策定する必要がある [179]。策定した方針は取締役会などによる承認を経て社内外に公開し、事業方針やプロセスの中に組み込むことで組織全体に定着させなければならない。また近年は、環境・社会に配慮したサステナブル認証を受けた原料などの調達量の目標値を掲げる「調達コミットメント」といったアプローチを行う企業も増えている。

2017 年に経団連の関連団体である公益社団法人企業市民協議会が実施した調査では、人権方針を策定済みの企業は全体の約 85%に上り、多くの企業が人権方針を策定していることが明らかになった。また、人権方針を策定している企業の約 89%が、策定した方針を公開しており、自社 Web サイトへの掲載や年次報告書・CSR 報告書などへの掲載、ニュースリリースの発行によって公開している [180] [181]。



## II 人権デュー・ディリジェンスの実施

人権デュー・ディリジェンスとは、企業がサプライチェーン上の人権への負の影響（人権リスク）を特定し、対応する予防・是正措置を行った上で、進捗を継続的にモニタリングし社内外への情報公開を進めるプロセスを指す。国連の指導原則は特にこの人権デュー・ディリジェンスの実施の重要性を強調しており、欧米の一部では人権デュー・ディリジェンス義務化の法整備も進められている。現在多くの企業がサプライチェーン上の児童労働問題への対応としても人権デュー・ディリジェンスを実施している。以下に人権デュー・ディリジェンスにおいて実施すべき4つのプロセスを記載する。

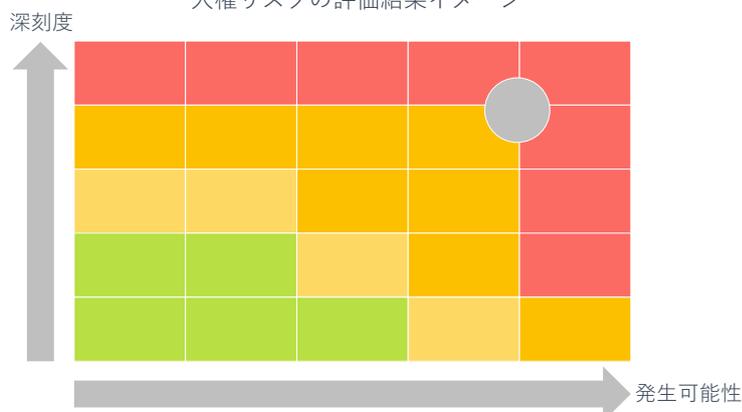
### II - 1 リスクのアセスメント

企業は児童労働に対応する上で、まず自社のサプライチェーン上において既に発生している／発生する可能性のある児童労働の実態を把握する必要がある。このように自社の事業を通じて引き起こされる可能性のある人権への負の影響（人権リスク）を特定し、その実態を分析・評価する取り組みは、一般的に狭義の「人権デュー・ディリジェンス」、または「人権インパクト・アセスメント」と呼ばれる。

アセスメントの方法は多様に存在するが代表的な手法として、児童労働などの人権リスクを「深刻度」と「発生可能性」の2つの観点から評価するアプローチが挙げられる。「深刻度」とは、仮に人権侵害が発生した場合の被害の深刻さを指し、①規模（Scale）：1人の被害者への影響の重大さ、②範囲（Scope）：被害者の数、③救済可能性（Remediability）：被害者の人権侵害発生以前の状態への回復可能性の3つの要素で評価される。一方で「発生可能性」とは人権侵害が発生する可能性を指し、人権侵害の発生頻度に近い概念として評価される。「深刻度」と「発生可能性」の双方が高い人権リスクは、優先的に取り組むべき対象となる。ここで注意すべき点は、人権リスクの深刻度の評価は人権侵害による企業の事業への影響の大きさではなく、必ず被害者にとっての被害の大きさで測る必要があることである。人権リスクのアセスメントの具体的なプロセスとしては、自社内でのインタビュー、取引先やその他関係者へのヒアリング、関連する社内書類・記録のレビュー、収集した情報の分析・評価などが挙げられる [180]。アセスメント実施の際は、外部専門家や関係ステークホルダーを巻き込み、より客観的かつ多角的な情報・意見を収集することが重要である。



人権リスクの評価結果イメージ



## II - 2

### 予防・是正措置の実施

アセスメントで特定した人権リスクに対しては、その予防策やリスク発生時の是正措置を実施する必要がある。具体的には、サプライチェーン管理体制の強化や社内制度・環境の整備、社内外教育の実施などが挙げられる。サプライチェーン管理体制の強化のアプローチとしては、児童労働などの人権分野の項目を含む「サプライヤー行動規範」や「調達ガイドライン」を策定してサプライヤーに遵守を求め、場合によっては監査などの措置で実態を確認する方法がある。また自社単体で取り組むのではなく、フェアトレードなどの外部の認証制度や情報プラットフォームを活用する形も有効である。

サプライチェーン上で児童労働の発生が発覚した場合、その現場となった農園・工場などに対して、企業は直接の資本関係がない場合でも児童労働への対応を促す役割を果たす必要がある。大手企業をはじめ多くの企業は、調達元の事業者に対して一定の影響力を持つ。上述のサプライヤー行動規範の策定をはじめとして、サプライヤーに対して児童労働などの人権対応を求めるアプローチは活用すべきである。また、児童労働問題は社会全体の多様な問題が絡み合っているため、その予防・是正措置の実施にあたっては政府や NPO・NGO と連携することが特に有効である。[180]。



## II - 3

### 取り組みのモニタリング

企業は、自社の人権リスクの実態とその予防・是正措置の進捗をモニタリングし、対応策の有効性を検証する必要がある。モニタリングの実施により、企業は自社の対応策を改善・強化するとともに、社内外に適切な情報公開を行い、問題が発覚した際にはより効果的に対応できる体制を整えることが期待される [180]。

モニタリング手法は様々存在するが、適切な質的・量的指標を活用することや人権侵害を受けた利害関係者を含む社内外からの意見を活用していることが必要であると国連指導原則は述べている。企業は自社の人権リスクや対応状況に応じて、内部監査やサプライヤー監査、従業員アンケートや労務管理記録など、適切なモニタリング手法を選択しブラッシュアップしていくことが求められる。



## II - 4

## 情報開示

ここまで述べてきた一連の取り組みに関して、外部への情報公開を適切に行うことも企業が果たすべき責任の一部である。企業は、自社がどのように人権リスクを評価し、どのようにその予防や改善に取り組んでいるのか、すべてのステークホルダーに対して十分に説明する必要がある。人権侵害の被害を受ける可能性のある労働者や、投資家、政府、NPO・NGO、メディアなどに対して適切に情報公開しておくことは、企業および各ステークホルダーを守ることにつながる [180]。

情報公開の手法は様々だが、近年は自社 Web サイトへの掲載、各種報告書・レポートの発行などを通じて行っている企業が多く存在する。年次報告書（アニュアルレポート）やサステナビリティ・レポートの中で人権・環境などへの取り組みをまとめているケースも増えており、さらには人権領域のみにフォーカスした「人権報告書」を発行している企業も存在する。



## III 苦情処理メカニズムの構築

企業は、ステークホルダーがサプライチェーン上の児童労働問題について相談・通報するためのホットラインなどの苦情処理メカニズムを構築する必要がある。自社の労働者のみならず、サプライヤーや地域コミュニティも含む広範なステークホルダーに対して窓口を開放することで、より広く詳細な人権リスクを把握することができる [182]。国連指導原則は、苦情処理メカニズムに求められる要件として、正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、継続的な学習、そしてエンゲージメントと対話に基づくこと、の8つを定めている。

苦情処理メカニズムを構築する上では、企業は自社単体でホットラインなどを整備するほか、政府機関や民間団体などが持つ既存の苦情処理の仕組みを活用・支援することも効果的である [180]。



## IV 技術・資金提供 / 啓発活動 など

国連指導原則においては、事業活動による人権への負の影響の防止・軽減を「人権を尊重する企業の責任」として強く求めており、企業が第一に優先的に取り組むべきは負の影響の防止・軽減である。しかし、現存する様々な社会課題は公的機関や市民社会だけでは解決できないものも多く、企業は技術・資金支援や啓発活動などを通じて、児童労働含む人権への正の影響を生み出すことが求められている。

具体的な取り組みとしては、児童労働の発生リスクのある地域において NPO・NGO や国際機関などと連携して教育・職業訓練の提供などの技術支援を行うほか、児童労働撤廃に向けた現地の取り組みを加速させるための資金拠出なども行われている。その他にも、児童労働によって生産された製品の消費国で消費者に対して児童労働の実態を伝える啓発活動の実施なども重要である。



## 2) 企業による児童労働撤廃への取り組みの事例

### - Huayou Cobalt -

ブロックチェーンを用いた  
倫理的なコバルト  
サプライチェーン管理

#### Case 1

中国コバルト製造大手の華友鉛業は、コバルトサプライチェーンにおける児童労働の発覚を受けて対応を強化し、近年はブロックチェーンなどの新技術を用いたサプライチェーン管理にも参加を開始している。

コバルトとは、スマートフォンなどの電子製品に使用されるリチウムイオン電池の原料となる鉱物資源である。世界のコバルト供給量の半数以上がコンゴ民主共和国で採掘される中、同国ではコバルト採掘における児童労働や危険な労働環境が長年問題視されてきた。人権団体アムネスティによる調査の結果、児童労働や危険有害労働によって生産された多くのコバルトが、華友鉛業の現地子会社を通して中国に輸出されていることが判明した [183]。

これを受けて華友鉛業は人権リスクマネジメントが不適切だったことを認め、経済協力開発機構（OECD）の専門家と協議の上で対応を開始した。しかしながら仕入元 54 社に対して国際基準への適合状況の見直し求めた結果、受入れたのは 3 社のみであった [183]。

こうした仕入元の不十分な対応状況を踏まえ、2019 年に華友鉛業は IT 大手 IBM などが主導するブロックチェーンを活用したコバルトの生産状況追跡ネットワーク構築に参画することを発表した。これはブロックチェーンの「改ざんが限りなく不可能に近い」という性質を利用して、倫理的なサプライチェーンを構築する取り組みである。コバルトが採掘現場からメーカーに渡るまでの採掘・加工データがブロックチェーン上に記録されていき、その生産プロセスが倫理的か否か第三者によるチェックが可能となる。こうしたブロックチェーンの活用によって、より信頼性の高いサプライチェーンを構築できる [85]。

その他にも華友鉛業は、満足度調査を使用した労働者からの苦情通報制度の整備なども実施している [184]。

### - Fairphone -

業界で初めて  
フェアトレード認証された金を用いたスマートフォンを製造

#### Case 2

金は導電性に優れ、スマートフォンをはじめ多くの電気機器の基板や配線などの素材として用いられている。Fairphone はスマートフォンの開発を行うオランダ企業である。“倫理的で信頼できる持続可能な”スマートフォンとして Fairphone シリーズを展開している。

Fairphone の大きな特徴の一つは、業界で初めてフェアトレード認証された金を素材として用いていることである。金は紛争鉱物の 1 つであり、武装グループの資金源になりやすいことで知られている。また武力紛争や危険度の高い地域以外でも、金の採掘は土地紛争や低賃金問題、危険労働、児童労働、水銀汚染など様々な社会のおよび環境的課題を引き起こしている。そこで Fairphone は業界で初めて国際フェアトレード認証を受けた金を調達し、フェアトレードの最低価格保証とプレミアム（奨励金）によって生産者の賃金を保証するとともに、サプライチェーン上における児童労働や強制労働の発生を防いでいる [185]。また金以外にも、コバルトの倫理的な調達に焦点を当てたプログラムなども実施している [186]。

Fairphone は 2013 年からエシカルなスマートフォン 2 種で計 17 万 5,000 台という販売台数を記録し、消費者の支持を集めている。2019 年 9 月には最新版 Fairphone 3 が発表され、19 年中に 4 万 2,000 台を売り上げ、20 年にはさらなる展開を目指している [187]。

その他にも、Fairphone はクラウドファンディングによって調達した資金を用いてサプライチェーン上のリスクに対する予防・是正措置を強化するなどのユニークな取り組みを実施している [188] [189]。

## - Tony's Chocolonely -

### 国際ココアイニシアチブと連携して 児童労働の監視・是正システム CLMRS を導入

#### Case 3

チョコレートの原料カカオは、赤道近くの高湿多湿な地域で栽培される。世界のカカオ生産の約 7 割を占める西アフリカや中南米のカカオ畑では、極度の貧困や児童労働・強制労働などが多く発生していると指摘される [15]。オランダ発のチョコレート会社 Tony's Chocolonely はカカオにおける児童労働撤廃の取り組みに特に注力している企業の一つである。

Tony's Chocolonely は 100%スレイブフリー（児童労働・強制労働のない）のチョコレート生産達成のため、国際ココアイニシアチブ（International Cocoa Initiative：ICI）が開発した児童労働監視および是正システム（Child Labour Monitoring & Remediation System：CLMRS）を導入している [190]。CLMRS は、提携コミュニティ内の農家への定期的な訪問を通じてサプライチェーン上での児童労働を特定する仕組みである。農家への訪問などを通して得た情報はスマートフォンを介してデータベースに収集され、体系的な解決策の検討および実行に活用されている [191]。ガーナとコートジボワールで CLMRS 導入が進められ、直近一年間で 5,033 の農家が参加しており、継続して取り組みが進められている [192]。上記のほか Tony's Chocolonely はフェアトレードよりもさらに高いプレミアム（奨励金）を生産農家へ支払う活動や、農家への長期投資（最低 5 年）による関係構築なども行っている [193]。こうした活動の結果、2019 年米国の NPO Green America が発表したチョコレート企業の児童労働への取り組み評価において、Tony's Chocolonely は最高ランクの A 評価を獲得している [194]。

## - Coca-Cola -

### 米国国務省と連携のもと ブロックチェーンを活用し 労働契約情報を管理

#### Case 4

サトウキビは主に食品や飲料に使われる砂糖の原料であり、世界各地のサトウキビ産地国で児童労働が確認されている。こうした状況を受けて米国飲料メーカーCoca-Cola は、砂糖における倫理的なサプライチェーンの構築を進めている。Coca-Cola は 2020 年までに 28 の国における砂糖サプライチェーンの第三者デュー・ディリジェンスを実施することをコミットし、その実施にあたっては特に児童労働および強制労働に焦点を当てると発表した [195]。

また 2018 年には米国国務省などのパートナーシップを通じて、労働者権利保護のために労働契約情報を登録・管理するブロックチェーンシステムを構築することを発表した。これは、ブロックチェーンの「改ざんが限りなく不可能に近い」という特徴のもととなる検証機能とデジタル公証機能を活用することで、労働者の権利を保護する仕組みである。ブロックチェーン上に労働者とその労働契約情報を安定的に登録し、労働契約が遵守されているかで監視する [85]。米国国務省はこの事業に対して助言を提供している [195] [25]。国務省の次官補代理は、この事業について前向きな見解を示し、「ブロックチェーン自体は企業に契約の尊重と倫理的な労働慣行を強制することはできないが、証拠となる情報のチェーンを作り出すことでコンプライアンスを促すことができるだろう」と述べている [196]。

その他にも Coca-Cola は、サプライヤー基本原則および人権ポリシーを策定するなどの対応も含めて人権対応を行っている [197]。

## - PepsiCo -

### NPO・NGOなどと連携して 調達方針を策定し、サプライヤー 傘下の企業にまで適用

#### Case 5

パーム油は世界で最も広く利用されている食用油で、最大の生産国インドネシアでは近年プランテーションの乱開発による森林や泥炭地の破壊、労働者の人権侵害などが大きな問題となっている。

食品部門売上高世界第2位（2014年資料）の食品飲料会社であるPepsiCoは2020年、この問題への対応として環境NGOのレインフォレスト・アクション・ネットワーク（RAN）、インドネシアの労働権団体OPPUK、国際労働権フォーラム（ILRF）と連携してパーム油調達方針を策定した。新調達方針の中ではNDPEコミットメント（no deforestation, no development on peat, and no exploitation of the rights of indigenous peoples, workers and local communities（森林伐採も、泥炭地開発も、先住民や労働者、ローカルコミュニティのそれぞれの権利侵害も無いグローバル調達方針））を公約している[198]。本方針は小規模農家の支援や強制労働・児童労働の禁止、臨時・移民労働者の権利などの人権条項を定めており、PepsiCoが直接取引をするパーム油のサプライヤーに対してだけでなく、サプライヤーの企業グループ傘下の独立系供給業者にも適用される[199]。これを受けて基準の遵守が求められる事業者には過去に人権侵害などを批判されてきた大手食品会社も含まれ、適正なパーム油生産に基づくビジネスの発展に貢献すると期待されている[200]。

PepsiCoはその他にも、専門家組織がレビュー・改善主導を含む苦情処理メカニズムの運用や、自社の直接サプライヤーおよび工場のリスト公開（毎年）といった取り組みも実施している[201][202]。

## - IKEA -

### 児童労働撤廃へ国際機関・ NPO・NGOとの パートナーシップ

#### Case 6

スウェーデン発祥の家具量販店IKEAでは、ソファからクッション、ベッドシート、マットレスまで、様々な製品にコットンが使用されており、コットンはIKEAにとって最も重要な原材料の一つである。2015年9月1日以降IKEAで使用されるコットンは、水や農薬などに配慮して生産されたサステナブルなコットンやリサイクルコットンとなっている[203]。このように倫理的な調達を重視するIKEAは、NGO団体Save the Childrenと国際連合児童基金（UNICEF）と長期に渡って連携して児童労働などへの取り組みを進めている。

IKEAは1994年からSave the Childrenとの協力を開始し、2000年にはSave the Children支援のもとでサプライヤー行動規範「IWAY」を策定した。現在も使用されているこの行動規範は、児童の権利に関する国連条約にも基づいており、児童労働に対するIKEAの考えを明文化している。またインドとパキスタンの綿花栽培地域では、児童労働に関するプログラムを共同で実施している[204]。

UNICEFとIKEAの関わりは、1990年代後半からスタートした。主に開発途上国におけるプログラム実施などにおいて連携しており、2000年にはインド北部のカーベット産業地域でプログラムを行った結果8万人以上の子ども達に教育機会をもたらしたと報告している。このプログラムは、その後カーベット産業地域に限らず綿花栽培地域にも拡大し、数百万人もの子ども達に対する支援へと成長した[205][206]。

このようにIKEAは倫理的なサプライチェーンの構築のみならず、Save the ChildrenやUNICEF、現地NPO・NGOなどと連携して技術支援を実施するなどの幅広い活動を行っている[207]。

## 第4節 ビジネスと児童労働に関する課題と展望

### ビジネスと人権に関する課題

#### SDGsの掲げる2025年までの児童労働撤廃の目標達成は極めて困難

現在日本でも広く浸透し始めている持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、そのターゲット8.7として「2025年までに児童労働を撤廃する」という目標を掲げている。しかし現状を鑑みると、同目標の達成には未だ程遠く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受けて問題の改善は鈍化傾向にある。事実、現在も世界の子どもの10人に1人にあたる1億6,000万人が児童労働に従事しており、大人も含めて2480万人が強制労働下にある。さらに各国際機関の発表によると、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて数百万人が新たに児童労働に陥り、さらに児童労働者数が増加する可能性がある。

#### 欧米を中心に児童労働に関する企業の取り組みが進むも、不十分

こうした児童労働などの人権問題の多くはかつて開発途上国の問題と見なされていたが、サプライチェーンを通じて関与している企業にも社会的な責任があるとする考え方が国際的に認められて久しい。2011年に国連総会にて採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、近年は欧米企業を中心として人権デュー・ディリジェンスやブロックチェーンなどの最新技術も活用したサプライチェーン管理などの取り組みが加速しつつある。しかし未だに企業や消費者の意識変革は途上にある。人権について積極的な対応を行っているのは一部の大手企業に限られ、現在も毎年世界各地で人権侵害に関する企業の訴訟事例や炎上事例が確認されている。

#### 日本は児童労働を含む人権への取り組みにおいて世界に出遅れ

特に日本は、こうした人権問題への取り組みにおいて世界に大きく出遅れている。企業の人権への取り組みを格付けする「企業人権ベンチマーク（Corporate Human Rights Benchmark：CHRБ）」において、日本企業の評価は低い。2019年の格付けでは日本企業18社を含む世界の200社が評価され、世界平均が24.3点と低い中で日本企業の平均は16点とさらに低く、人権対応が遅れていることが浮き彫りになった[208]。また人権に関連した政策面でも対応の遅れが目立つ。2011年の国連指導原則採択に基づき各国が策定している「ビジネスと人権に関する国別行動計画（National Action Plan：NAP）」は、2020年10月ようやく外務省が策定し、タイに次いで世界24か国目の策定となった。また、欧米諸国を中心に人権デュー・ディリジェンスを義務化する法整備が急速に進められているものの、日本はそのような法案に関する議論もまだ始まっていない。さらに日本は米国国務省が毎年発行しているレポート「人身取引報告書」において2005年から2020年の間で2018年・2019年を除くすべての年で、4段階評価のうち最も良い評価である第1階層ではなく第2階層の評価を受けている[87]。同レポートでは過去数年に渡り、日本における外国人技能実習生の搾取労働や、援助交際およびJK（女子高生）ビジネスなどの児童買春の存在が指摘され続けているのである。オーストラリアのNGOであるWalk Free Foundationの調査によると、児童労働を含む搾取労働によって生産された製品の輸入量が米国に次いで世界で2番目に多い国が日本である[209]。年間で470億米ドル（約5兆円）相当の日本への輸入に現代奴隷が関与しているという。日本の企業や消費者は、こうした製品の調達や消費などが児童労働を含む搾取労働を少なからず助長している現状に向き合い、より一層社会的責任を果たしていくことが求められている。

## ビジネスと児童労働に関する展望

### 国際ルール整備も伴う社会的圧力の強化により、児童労働含む企業の人権対応強化の流れは確実なものに

従来国家の役割とされてきた人権保護は、グローバルビジネスの急速な展開などを背景に国家の力のみで対応できる範疇を超え、その保護の責任を企業対して求める動きが強まっている。それに伴ってビジネスと人権に関する国際ルールの整備が進められてきた。2011年に国連総会にて採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」は人権を保護する「国家の義務」に並び、人権を尊重する「企業の責任」を定義し企業の役割を強調した。そしてこの責任範囲は、企業が直接引き起こした人権侵害のみならず、間接的に助長したり関係した人権侵害にまで及ぶことが明記された。この国連指導原則に基づいて各国政府は「ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）」を策定し、欧米を中心に人権デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法制化が加速している。企業にとってサプライチェーンにおける人権リスクは、今や単なるコンプライアンス上の課題ではなくビジネス存続そのものを左右する事由となっているのである。日本においても2020年10月に外務省がNAPを発表した。今後は人権に関する国内ルールやガイドラインの整備も進み、企業の人権対応に関する社会的圧力が強まることが予想される。

### ESG投資拡大やZ世代含む消費者の意識変革を受けて、企業の競争力強化のためにも人権対応は必須

こうした国際ルール形成や世論の高まりは、投資家や消費者などの企業を取り巻くステークホルダーの意識にも変容をもたらしている。彼らの意識変革は、企業価値や売上げの向上、人材獲得など企業の競争力に直結するため、注目が集まっている。近年の「ESG投資」（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の要素も考慮した投資）の拡大により、社会的側面の代表格である人権対応は投資の呼び込みと株価の上昇につながる。2018年の調査では、ESG投資の世界全体の運用資産に占める割合は3割にも達しており、その影響力はかつてないほどに強まっている。日本においても、国内の運用資産に占めるESG投資の割合は2016年から2018年で3.4%から18.3%にまで急増しており、影響力を増している[210]。

また社会問題に関する消費者の意識向上により、人権対応は企業の売上げにも直接的な影響をもたらしている。大手アパレルメーカーは児童労働の発覚を発端とする不買運動により、1兆円以上の売上げを失ったと推計されている。また2016年の消費者庁の調査によると、エシカルな（社会・環境などに配慮した）衣料品が一般の衣料品よりも割高でも購入する人の割合は、6割を超えた[211]。つまり企業は児童労働などのないエシカルな商品の製造・販売により、商品単価を引き上げることが可能となる。さらにミレニアル世代やZ世代と呼ばれる1981年以降に生まれた若者は一般に環境や社会課題に関心が高いとされ、こうした傾向は企業の人権対応が各社の将来的な売上げや人材獲得にもたらす影響を増大させると考えられる。

## 今後ビジネスに求められるアクション

### まずは人権デュー・ディリジェンスなどの実施が急務。サプライチェーン管理に関するグローバルな取り組みとも連携すべき

国連指導原則に基づき、企業はまずは自社事業による人権（児童労働）への負の影響の防止・軽減を第一優先として人権デュー・ディリジェンスなどを実施すべきである。より具体的には、企業はまず人権方針を策定し、自社のサプライチェーン上の人権リスクのアセスメントを行い、予防・是正措置を実施した上で進捗のモニタリングや情報公開に取り組み、加えて苦情処理メカニズムの構築も実施すべきである。人権デュー・ディリジェンス実施の際には、NPO・NGO やコンサルタントなどの外部専門家との連携により、客観性や専門知識を補うことも有効とされる。政府や業界団体には、企業の人権デュー・ディリジェンスの効果的な実施をサポートするためにルールやガイドラインを整備することが求められる。

指導原則の作成を推進したジョン・ラギー教授は、環境分野と人権分野の大きな違いとして「あくまで人権はオフセット（正の影響による負の影響の軽減）が出来ないものである」と述べている。児童労働によって失われた子どもの教育機会や健康は、戻らない。企業はまず自社のサプライチェーンにおける人権侵害をなくすこと（＝「Do no harm」）に注力すべきなのである。

またサプライチェーン管理の仕組みを構築する上では、日本企業はグローバルな取り組みにより積極的に参画して取り組みのレバレッジを効かせていくことが重要となる。例えば人権リスクのアセスメントを自社単体でサプライチェーン全体に対して実施するには莫大なコストを伴うが、国際的な認証制度やプラットフォームを活用することでより効率的に末端のサプライチェーンの実態まで把握・管理することが可能となる。また業界ごとのグローバルなプラットフォームに参画することで、最新情報の入手や他社と連携した効果的なサプライチェーン管理施策にもつなげることができる。

### エシカル商品の展開では、経験価値の提供等のマーケティング強化が重要

消費者の社会課題への関心の高まりを受けて今後エシカル商品の展開もより活発化することが予想されるが、その展開にあたり日本企業はよりマーケティングに注力していくべきである。欧米ではエシカル商品本体のデザインや広告に工夫を凝らしている企業も多い一方で、日本のエシカル商品は通常の商品にサステナブルな認証のマークを貼付しただけの場合も多く、目立った広告も少ない。消費者にとってエシカル消費とは、商品とその背景にある物語に価値を見出して購買することでもある。従って企業は、商品のデザインや広告などを通してそうした経験価値を提供していく必要がある。日本のエシカル商品市場はまだ成長初期にあるため、複数企業が連携して広告キャンペーンを実施するといった市場拡大アプローチも有効と考えられる。

## 「Do no harm」を超えた社会課題の本質的解決を目指すことで、世界のリーダーへ

指導原則が求めているようにまずは企業は自社のサプライチェーンにおける人権侵害を撤廃すること（＝「Do no harm」）を目指すべきであるが、今後はその先で社会課題の本質的解決にまで踏み込んだ企業が世界をリードしていく存在となるだろう。欧米における人権デュー・ディリジェンスなどの人権対応の義務化の流れを鑑みると、近い将来に自社のサプライチェーンにおける人権対応はグローバルスタンダードとなり、現在企業がコンプライアンス遵守や省エネなどの環境配慮を実施しているように当たり前のことになる。その時代に、今よりもさらに社会課題への意識が高まった投資家や消費者に対して各企業が自社の人権対応の取り組みをアピールする際、その優劣を決める差別化ポイントとなるのはいかに「Do no harm」を超えて社会課題の本質的解決に貢献しているかという点である。

児童労働においては、自社のサプライチェーンの生産者の児童労働をなくすだけでなく、地域全体の児童労働撤廃に貢献していくことが重要である。例えばカカオ関連企業が自社のサプライチェーンの監視を強めて児童労働をすべて排除したとしても、その地域や家庭の問題が本質的に解決していない限り、子ども達はカカオ農園で失った働き口の代わりを探すこととなり監視の目が届かない劣悪な環境で新たな労働に従事する可能性があるのだ。児童労働の背景には、家庭の貧困や教育への意識の低さ、教育環境の未整備、児童労働に関する法令の執行不十分などの地域社会全体の課題がある。こうした根本的な課題の解決に貢献することが、本当の意味での「Do no harm」を実現し、国際社会からの評価を集めることにつながる。

こうした社会課題の本質的解決を目指すアプローチの一つとして、「経済合理性のリ・デザイン」という考え方が有効である。多くの社会課題が解決されない根源的な原因は、「経済合理性」との矛盾である。例えば、厳しい事業環境にある企業や農園にとって、短期的なコスト削減だけを考えたなら廃棄物投棄や労働者酷使は目的に達してしまう。社会課題を生む活動が、逆にコストアップになるような仕組みができたならば、企業は利益追求のためだけだとしても社会課題を防止するだろう。また、社会課題を解決する営みが「儲かる」活動になれば、多くの人率先して取り組むはずである。例えば児童労働問題においては、「児童労働した方がコストアップしてしまう」環境を業界全体として創造していくことが、大きな社会変革を生む。そのための手として新たな関税ルールを策定し児童労働によらない製品の関税撤廃が実現すれば、あらゆる企業が関税の恩恵を受けるためにサプライチェーン上の児童労働防止に取り組むであろう。また児童労働によらない製品の需要が高くなれば、生産国や地域コミュニティにおいても児童労働撤廃の取り組みが増加すると考えられる。経済合理性をリ・デザインすることで、社会全体の社会課題解決に向けた動きを加速させることができるのである。

日本における企業倫理は、江戸時代の標語である「三方よし」に代表されるように自社の事業利益の拡大のみならず、ステークホルダーの利益の尊重を重視してきた。この言葉は、「作り手・売り手・使い手（社会）」の三方すべてに利益をもたらすことが企業活動の土台として不可欠であるという理念を表している [212]。今こそ、日本の企業はこの理念を体現すべくサプライチェーンに関わるすべての人の利益や権利の尊重に向けて動きだすべきである。

## コラム) 児童労働に関する国際通商ルールの提案

「児童労働のない製品の関税をゼロにする」  
国際通商ルールの提案

## —経済合理性のリ・デザインの一例—

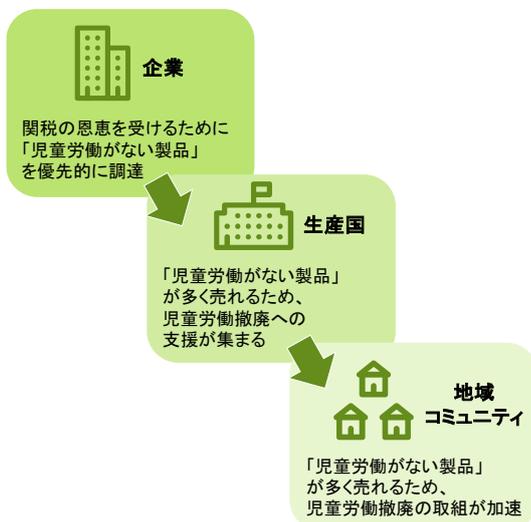
児童労働を飛躍的に減少させるためには、「企業が児童労働を用いれば用いるほどコストアップまたは売上げダウンになる世界」をつくり、企業の経済合理性をリ・デザインすることが大きな一手となりえる。その実現に貢献しうるツールこそが、通商協定だ。

デロイト トーマツ コンサルティングは、「児童労働がない地域（Child Labor Free Zone：CLFZ）」の認定制度を設立し、「CLFZ で生産された製品は関税がかからない」国際通商ルールを策定することを提案する。児童労働を用いない方が企業がより利益を得る仕組みを構築することで、「児童労働がない製品」の優先的な調達を促進し、児童労働撤廃への動きを大きく加速させるのである。

社会課題解決のための関税撤廃は既に IT 製品や医薬品に関して適用されており、十分に実現可能性がある。（例：1997 年発効の情報技術協定）またガーナでは雇用労働関係省が 2020 年 3 月に日系 NGO の ACE やデロイト トーマツ コンサルティングの支援のもと、「児童労働のない地域（Child Labor Free Zone）」の認定制度を設立した。こうした国別の認定制度を発展させて国際標準とした上で国際通商ルールも策定することで、世界の児童労働数の飛躍的な減少を実現できると考えられる。デロイト トーマツ コンサルティングでは、実際に国際通商ルールのドラフトとして「児童労働によらない製品の貿易に関する協定の枠組み（案）」を作成した。（[詳細は Web サイト](#)）

SDGs の達成のためには既存のルールを飛び越えた大胆な発想で社会の仕組み自体を変えていくようなアプローチが必要とされている。児童労働の解決のための一手として、本協定の提案に関する関連な議論が世界で行われることを期待する。

## 「児童労働がない製品」の関税撤廃の波及影響



## 児童労働がない地域（CLFZ）産の製品の関税を無税化



## 対象製品の例



カカオ



コットン



コバルト

## 「児童労働によらない製品の貿易に関する協定の枠組み（案）」の構成

- 第一条 目的
- 第二条 一般定義
- 第三条 児童労働のない地域の認定
- 第四条 CLFP 証明書
- 第五条 確認
- 第六条 不正行為に対する罰則および措置
- 第七条 経済協力

## 本協定案のポイント

## (1) 認定制度による品質の担保

児童労働のない地域（CLFZ）の認定制度を定める。認定を受けた特定の認定機関により、統一的な基準に則って地域を認定する。

## (2) 通商ルールに沿った手続き

関税撤廃の適用を受けるため、企業は輸出入の際に製品が CLFZ 産原料を用いていることなどを証明する。通関手続きは、自由貿易協定などでみられる「原産地規則」に基づく手続きに倣う。

## (3) 不正防止の仕組み

非 CLFZ 産の製品に対しても関税の恩恵受けようと情報操作を試みる事業者への牽制として、通商の特恵関税制度にも定められる「検認」の仕組みや虚偽があった場合の罰則を定める。

## (4) 開発途上国への経済協力の促進

開発途上国における児童労働撤廃に向けた経済協力をを行うことを宣言する。関税削減によるマクロ的な企業行動変革だけでなく、ミクロ的な草の根の児童労働防止活動を加速させることで開発途上国に健全な変化をもたらすことが期待される。

## 発行元

### デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社 CSR ユニット



〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

国際的なビジネスプロフェッショナルのネットワークである Deloitte（デロイト）の一員として日本のコンサルティングサービスを担い、提言と戦略立案から実行まで一貫して支援するファーム。その中で CSR ユニットの Social Impact 活動は「経済合理性のり・デザイン」を活動コンセプトとして、NPO/NGO や企業・行政との連携を通じた課題解決活動に取り組む。2017 年から認定 NPO 法人 ACE と連携し、児童労働問題について課題特定から解決策の実行まで一貫した支援を実施。

### 株式会社オウルズコンサルティンググループ



〒106-0046 東京都港区元麻布 3-1-6

経営戦略・事業戦略、通商・グローバル情勢分析、ルール形成戦略、SDGs・サステナビリティ戦略などの企業コンサルティングや、各種企業内研修を提供するファーム。サステナビリティ分野としては、企業のマテリアリティ分析や人権デューデリジェンス実施支援などに加えて、NPO・NGO との広範なネットワークを活かしたソーシャルセクターとの連携支援（Collective Impact 創出支援）も行う。人権分野に造詣の深いメンバーを多数擁し、認定 NPO 法人 ACE をはじめとする NPO と連携して児童労働問題にも取り組む。

### 認定 NPO 法人 ACE



〒110-0005 東京都台東区上野六丁目 1-6 御徒町グリーンハイツ 1005 号

児童労働撤廃に取り組む国際協力 NGO。「子ども、若者が自らの意志で人生や社会を築くことができる世界をつくるために、子ども、若者の権利を奪う社会課題を解決する」ことを目的に掲げ、ガーナやインドで支援プログラムを実施。2009 年からはガーナのカカオ生産地に対する「スマイル・ガーナ プロジェクト」を行い、様々な企業に対して児童労働によらないカカオの調達を促している。インドにおいては、2010 年よりコットン生産地における支援活動「ピース・インド プロジェクト」に取り組む。

# Appendix

## i. 近年の世界の児童労働関連 調査・レポート一覧

主に以下のような国際機関、政府機関、NPO・NGO などの近年のレポートをテーマ別にリストアップした。

- 国際機関
  - 子どもの権利、労働者の権利に関する活動を行う機関
- 政府機関
  - 「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」発出国（25 カ国）および「ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）」に関する人権デュー・ディリジェンスの法制化・義務化実施国
- NPO・NGO
  - NGO Advisor's 作成「TOP 500 NGOs World（2019）」にて影響力があるとされる主要組織のうち、「人権」に関する活動を「国際的」に行う団体・組織
  - ALLIANCE 8.7 に加盟し、「国際的」に「児童労働」に関する活動を展開している団体・組織

テーマ	レポートタイトル	組織分類
<b>実態</b>		
<b>全体像</b>		
	・Child Labour : Global estimates 2020, trends and the road forward (ILO, UNICEF, 2021)	国際機関
	・Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains (ILO,2019)	国際機関
	・児童労働に関する ILO 条約 (ILO,2020)	国際機関
	・児童労働根絶に向けた多面的アプローチ (JETRO アジア経済研究所,2011)	政府機関
	・WE WANT TO LEARN, WE WANT TO PLAY (Stop Child Labour,2016)	NGO
	・The Hardest Places to be a Child : Global Childhood Report 2020 (Save the Children,2020)	NGO
<b>特定の形態の児童労働</b>		
<b>最悪の形態の児童労働/危険有害労働</b>		
	・Towards the urgent elimination of hazardous child labour (ILO,2018)	国際機関
	・Data on the prevalence of the worst forms of child labour (英国政府,2017)	政府機関
	・2018 Findings on the Worst Forms of Child Labor (米国政府,2018)	政府機関
	・They Bear All the Pain : Hazardous Child Labor in Afghanistan (Human rights watch,2016)	NGO
	・DCI Annual Report 2018 (Defence for children international,2018)	NGO
<b>特定の児童労働 被害者属性</b>		
<b>移民/難民</b>		
	・Child Labour in the Syrian refugee situation (UNHCR,2012)	国際機関
	・Children on the move (IOM,2013)	国際機関
	・In Focus : Child Labour in Lebanon (UNHCR,2018)	国際機関
	・Congolese children forced into cheap labour as displacement crisis worsens (UNHCR,2018)	国際機関
	・Ripe for Abuse : Palestinian Child Labor in Israeli Agricultural Settlements in the West Bank (Human rights watch,2015)	NGO
	・Targeting Vulnerabilities : The Impact of the Syrian War and Refugee Situation on Trafficking in Persons -A Study of Syria, Turkey, Lebanon, Jordan and Iraq (ICMPD,2015)	NGO

テーマ	レポートタイトル	組織分類	
<b>実態</b>	<b>ジェンダー</b>		
	・Unrecognised Sexual Abuse and Exploitation of Children in Child, Early and Forced Marriage (Ecpat,2015)	NGO	
	<b>特定の産業・セクターにおける児童労働</b>		
	・Child labour in mining and global supply chains (ILO,2019)	国際機関	
	・List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor (米国政府,2018)	政府機関	
	・Addressing Forced Labor in Artisanal and Small-scale Mining (ASM) : A Practitioner's Toolkit (Alliance for Responsible Mining,2014)	NGO	
	・Rock Bottom (Stop Child Labour,2015)	NGO	
	・2017 ANNUAL PUBLIC REPORT (Fair Labor Association,2017)	NGO	
	・The Hidden Cost of Jewelry : Human Rights in Supply Chains and the Responsibility of Jewelry Companies (Human rights watch,2018)	NGO	
	・The Guide for Child Labor-free Mining (Alliance for Responsible Mining,2018)	NGO	
	・INVESTING TO END MODERN SLAVERY : CASE STUDIES (RSN,2018)	NGO	
	・End Child Labour In The Natural Stone Supply Chain (Stop Child Labour,2018)	NGO	
	<b>個別産品</b>		
	<b>コーヒー</b>		
	・Children pick coffee on Brazilian plantations (Danwatch,2015)	NGO	
	<b>カカオ</b>		
	・HOW WE MEASURED MODERN SLAVERY IN COCOA AGRICULTURE (Walk Free Foundation,2018)	NGO	
	・BITTER SWEETS : Prevalence of forced labour & child labour in the cocoa sectors of Côte d'Ivoire & Ghana (Walk Free Foundation,2018)	NGO	
	<b>砂糖</b>		
	・Child labour in the primary production of sugarcane (ILO,2017)	国際機関	
	・Involvement and Working Conditions of Youth in Sugar Cane Cutting in Belize (Fairtrade International,2018)	NGO	
<b>タバコ</b>			
・Tackling child labour in tobacco (eclt foundation,2015)	NGO		
・A Bitter Harvest : Child Labor and Human Rights Abuses on Tobacco Farms in Zimbabwe (Human rights watch,2018)	NGO		
<b>魚介類</b>			
・Migrant Child Labour in the Thai Shrimp Industry : Child labour report 2015 (Terre des hommes,2015)	NGO		
・Ajinomoto Group Human Rights Due Diligence Impact Assessment Report 2019 Thailand (ASSC,2019)	NGO		
<b>パーム油</b>			
・The great palm oil scandal : Labour abuses behind big brand names (Amnesty international,2016)	NGO		
・DESTINED FOR TROUBLE? (Winrock International,2019)	NGO		

テーマ	レポートタイトル	組織分類
実態	<b>コットン</b>	
	・Child labour in cotton - A briefing (ILO, 2017)	国際機関
	・COTTON SOURCING SNAPSHOT : A Survey of Corporate Practices to End Forced Labor (RSN,2015)	NGO
	・COTTON'S FORGOTTEN CHILDREN (Stop Child Labour,2015)	NGO
	・We Can't Refuse to Pick Cotton : Forced and Child Labor Linked to World Bank Group Investments in Uzbekistan (Human rights watch,2017)	NGO
	・Remedies for indian seed workers in sight? (Stop Child Labour,2018)	NGO
	<b>テキスタイル、アパレル</b>	
	・Work Faster or Get Out : Labor Rights Abuses in Cambodia's Garment Industry (Human rights watch,2015)	NGO
	・Child Labor in Myanmar's Garment Sector (Business for Social Responsibility (BSR) ,2016)	NGO
	・Forced and Child Labour strategy (C&A Foundation,2017)	NGO
	・Children's Lives at Stake : Working Together to End Child Labour in Agra Footwear Production (Stop Child Labour,2017)	NGO
	・Branded Childhood : How garment brands contribute to low wages, long working hours, school dropout and child labour in Bangladesh (Stop Child Labour,2017)	NGO
	・THE FACE OF CHILD LABOUR STORIES FROM ASIA'S GARMENT SECTOR (FAIR WEAR FOUNDATION,2018)	NGO
	・End Child Labour In The Textile Supply Chain (Stop Child Labour,2018)	NGO
	・External Evaluation of 'Ending Child Labour and Forced Labour in Apparel Supply Chains in India, implemented by GoodWeave and funded by C&A Foundation (good weave,2019)	NGO
	<b>金</b>	
	・Convening actors to reduce child labour and improve working conditions in artisanal and small-scale gold mining (CARING GOLD MINING PROJECT) : Fact sheet (ILO,2019)	国際機関
	・What ... if Something Went Wrong? : Hazardous Child Labor in Small-Scale Gold Mining in the Philippines (Human rights watch,2015)	NGO
	・Precious Metal, Cheap Labor : Child Labor and Corporate Responsibility in Ghana's Artisanal Gold Mines (Human rights watch,2015)	NGO
	・End Child Labour In The Natural Gold Supply Chain (Stop Child Labour,2018)	NGO
	<b>コバルト</b>	
	・This is what we die for" : Human rights abuses in the Democratic Republic of the Congo power the global trade in cobalt (Amnesty international,2016)	NGO
	・Time to recharge : Corporate action and inaction to tackle abuses in the cobalt supply chain (Amnesty international,2017)	NGO
	・Mining the Disclosures 2019 An Investor Guide to Conflict Minerals and Cobalt Reporting in Year Six (RSN,2019)	NGO
	<b>雲母 (マイカ)</b>	
	・Child labour in Madagascar's Mica sector (Terre des hommes,2019)	NGO
	・Global Mica mining and the impact on children's rights (Terre des hommes,2020)	NGO

テーマ	レポートタイトル	組織分類
<b>実態</b>		
	<b>バニラ</b>	
	・The Hidden Cost of Vanilla : Child Labour and Debt Spirals (Danwatch,2016)	NGO
	<b>特定の地域における児童労働</b>	
	<b>アフリカ</b>	
	・2017 GLOBAL ESTIMATES OF MODERN SLAVERY AND CHILD LABOUR-Regional brief for Africa (ILO,2017)	国際機関
	・5 X 5 STEPPING STONES FOR CREATING CHILD LABOUR FREE ZONES (Stop Child Labour 2015)	NGO
	・Child Labour Free Zones In Uganda (Stop Child Labour,2017)	NGO
	<b>アジア (太平洋)</b>	
	・2017 GLOBAL ESTIMATES OF MODERN SLAVERY AND CHILD LABOUR-Regional brief for Asia and the Pacific (ILO,2017)	国際機関
	・Cooperating With The Private Sector In Child Labour Free Zones In India (Stop Child Labour,2017)	NGO
	・Child Labour Free Zones In India (Stop Child Labour,2017)	NGO
	・The Labouring Childhood : A Study on Child Labour in West Bengal-Trends, Bottlenecks to End it (Caritas,2018)	NGO
	・Stakeholders' Consultation on Incidence of Child Labour and Bonded Labour in the State of Maharashtra (International Justice Mission,2019)	NGO
	<b>ヨーロッパ (中央アジア)</b>	
	・2017 GLOBAL ESTIMATES OF MODERN SLAVERY AND CHILD LABOUR-Regional brief for Europe and Central Asia (ILO,2017)	国際機関
	<b>アラブ</b>	
	・2017 GLOBAL ESTIMATES OF MODERN SLAVERY AND CHILD LABOUR-Regional brief for the Arab States (ILO,2017)	国際機関
	<b>アメリカ大陸</b>	
	・2017 GLOBAL ESTIMATES OF MODERN SLAVERY AND CHILD LABOUR-Regional brief for the Americas (ILO,2017)	国際機関
	<b>先進国</b>	
	・日本にも存在する児童労働～その形態と事例～ (ACE,2019)	NGO
	・The Hardest Places to be a Child : Global Childhood Report 2020 (Save the Children,2020)	NGO
	<b>特定の情勢に起因する児童労働</b>	
	<b>新型コロナウイルス感染症関連</b>	
	・COVID-19 and child labour : A time of crisis, a time to act (ILO、UNICEF,2020)	国際機関
	・COVID-19 impact on child labour and forced labour : The response of the IPEC+ Flagship Programme (ILO,2020)	国際機関
	・Technical Note : COVID-19 and Child Labour (The Alliance for Child Protection in Humanitarian Action,2020)	NGO
	・新型コロナウイルス感染症拡大の人権への影響と企業活動における対応上の留意点 (ビジネスと人権に関するロイヤーズネットワーク,2020)	NGO

テーマ	レポートタイトル	組織分類
<b>取り組み</b>		
<b>独自の取り組み・プロジェクト報告</b>		
	・Child Labour and UNICEF in Action : Children at the Centre (UNICEF,2014)	国際機関
	・ストップ！児童労働 キャンペーン 2016 報告書 (児童労働ネットワーク,2016)	NGO
	・COOPERATING WITH THE PRIVATE SECTOR (Stop Child Labour,2017)	NGO
	・"Official Development Assistance and SDG Target 8.7 : Measuring Aid to Address Forced Labour, Modern Slavery, Human Trafficking and Child Labour" (United Nations University,2018)	その他
	・END CHILD LABOUR IN YOUR WHOLE SUPPLY CHAIN (Stop Child Labour,2018)	NGO
	・The Solidarity Center Promoting Worker Rights Worldwide 2018-19 ANNUAL REPORT (Solidarity Center,2018)	NGO
	・Assess and Address Position Paper (UTZ,2019)	NGO
	・Save the Children's Position on Child Labour (Save the Children,2019)	NGO
	・Annual Report 2019 (International Cocoa Initiative Foundation,2019)	NGO
<b>ビジネスセクターへの提言・ガイドライン</b>		
	・How to do business with respect for children`s right to be free from child labour : ILO-IOE child labour guidance tool for business (ILO,2015)	国際機関
	・CHILD LABOUR AND FORCED LABOUR Guidelines (Fairtrade International,2015)	NGO
	・Stop Child labour : Engaging With Companies And CSR Initiatives (Stop Child Labour,2016)	NGO
	・Human Rights in Supply Chains : A Call for a Binding Global Standard on Due Diligence (Human rights watch,2016)	NGO
	・Base Code Guidance : Child Labour (Ethical Trading Initiative,2017)	NGO

## ii. 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧（国内）

#	機関・組織名	活動地	活動分野
1	児童労働ネットワーク	日本	意識啓発、世論喚起・情報共有、理解促進・ネットワーク、アドボカシー
2	任意団体 クラブワールドピースジャパン (CWJ)	日本、北米、その他	フェアトレード、アドボカシー、教育、こどもの権利
3	公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本	日本を含む約 200 カ国	人権、アドボカシー
4	特定非営利活動法人 ACE	インド、ガーナ、日本	教育、カカオ産業、コットン産業、アドボカシー、人身売買
5	特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト	カンボジア、インド	児童買春
6	特定非営利活動法人 グローバル・ヴィレッジ	バングラデシュ、インド、ネパール、ケニア	フェアトレード、啓発活動、地域開発支援
7	特定非営利活動法人 国際子ども権利センター	カンボジア	子どもの権利、啓発活動、地域開発
8	公益財団法人 国際労働財団 (JILAF)	インド、ネパール	教育
9	特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会	日本、ネパール、バングラデシュ	フェアトレード、教育、子どもの権利、災害支援
10	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	日本を含む約 120 カ国	緊急・人道支援、保健・栄養、教育、防災、子どもの権利
11	特定非営利活動法人 ソルト・パヤタス	フィリピン	教育、アドボカシー、フェアトレード、スタディーツアー
12	特定非営利活動法人 テラ・ルネッサンス	日本、ウガンダ、コンゴ民主共和国	子ども兵、社会復帰支援、平和教育
13	特定非営利活動法人 日本オーガニックコットン流通機構	日本、インド、タンザニア、ペルー、ブラジル	農業、フェアトレード
14	特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン (FTCJ)	日本、インド、フィリピン、モンゴル	教育、アドボカシー
15	特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン	日本を含む約 150 カ国	フェアトレード、認証

参考：児童労働白書ネットワーク (CL-Net) Web ページ、「会員紹介／NGO」

### iii. 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧（海外）

#	分類	国（拠点）	機関・組織名
1	NPO・NGO	米国	Human rights watch
2	NPO・NGO	米国	Responsible Sourcing Network（RSN）
3	NPO・NGO	米国	International Justice Mission
4	NPO・NGO	米国	UTZ - Rainforest Alliance
5	NPO・NGO	米国	Solidarity Center
6	NPO・NGO	米国	Winrock International
7	NPO・NGO	米国	United Nations University
8	NPO・NGO	米国	Fair Labor Association
9	アライアンス・連合	米国	good weave
10	アライアンス・連合	米国	Business for Social Responsibility（BSR）
11	アライアンス・連合	コロンビア	Alliance for Responsible Mining
12	NPO・NGO	タイ	Ecpat
13	NPO・NGO	オーストラリア	Walk Free Foundation
14	NPO・NGO	イギリス	Ethical Trading Initiative
15	NPO・NGO	イギリス	Save the Children
16	NPO・NGO	イギリス	Amnesty international
17	NPO・NGO	ドイツ	Caritas
18	NPO・NGO	ドイツ	Fairtrade International
19	NPO・NGO	オランダ	FAIR WEAR FOUNDATION
20	アライアンス・連合	オランダ	Stop Child Labour
21	NPO・NGO	オーストリア	The International Centre for Migration Policy Development（ICMPD）
22	その他	ベルギー	C&A Foundation
23	NPO・NGO	デンマーク	Danwatch
24	NPO・NGO	スイス	Terre des hommes（Tdh）
25	NPO・NGO	スイス	Defence for children international
26	NPO・NGO	スイス	eclt foundation
27	NPO・NGO	スイス	International Cocoa Initiative Foundation
28	アライアンス・連合	国際	Alliance 8.7
29	アライアンス・連合	国際	Global Coffee Platform：GCP
30	アライアンス・連合	国際	Sustainable Coffee Challenge：SCC
31	アライアンス・連合	国際	Seafood Task Force
32	アライアンス・連合	国際	Better Cotton Initiative;BCI
33	アライアンス・連合	国際	Clean Clothes Campaign（CCC）

## 参考文献

- [1] ILO 駐日事務所, “児童労働の世界推計: 推計結果と趨勢、2012~2016 年(日本語訳),” 2017.
- [2] ILO 駐日事務所, “児童労働,” [オンライン]. [アクセス日: 14 7 2020].
- [3] United Nations Department of Economic and Social Affairs, “Sustainable Development Knowledge Platform,” [オンライン]. [アクセス日: 15 7 2020].
- [4] International Labour Organization (ILO) and United Nations Children’s Fund (UNICEF), “Child Labour : Global estimates 2020, trends and the road forward,” 2021.
- [5] United States Department of Labor (USDOL), “U.S. Department of Labor’s 2018 List of Goods Produced by Forced or Indentured Child Labor,” 2018.
- [6] International Labour Organization (ILO), “International Programme on the Elimination of Child Labour Safety and Health Fact Sheet Hazardous Labour in Agriculture:Coffee,” 2004.
- [7] Potts, J. et al, “Standards and biodiversity. Thematic review. SSI and IISD,” 2017.
- [8] Panhuysen, S. and Pierrot, J., “Coffee Barometer 2018,” 2018.
- [9] キリンホールディングス, “人権尊重に向けた取り組み 人権デューデリジェンスの実施,” [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [10] Walk Free Foundation, “BITTER SWEETS,” 2018.
- [11] 特定非営利活動法人 ACE, “ガーナ・カカオ生産地の児童労働,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [12] International Institute of Tropical Agriculture, “Child Labor in the Cocoa Sector of West Africa :A synthesis of findings in Cameroon, Côte d’Ivoire, Ghana, and Nigeria,” 2002.
- [13] NORC at the University of Chicago , “Assessing Progress in Reducing Child Labor in Cocoa Growing Areas of Côte d’Ivoire and Ghana,” 2020.
- [14] World Cocoa Foundation, “History,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [15] 特定非営利活動法人 ACE, “チョコレートと児童労働,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [16] International Cocoa Initiative (ICI), “ABOUT THE INTERNATIONAL COCOA INITIATIVE,” [オンライン]. [アクセス日: 25 8 2020].
- [17] 株式会社 立花商店, “ソーシャル・トレーディング・カンパニーを目指して,” [オンライン]. [アクセス日: 6 8 2020].
- [18] 東洋経済オンライン, “2020 年「チョコレート危機」は本当に来るのか,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [19] 独立行政法人 農畜産業振興機構, “最近の国際砂糖価格と世界の砂糖生産動向,” [オンライン]. [アクセス日: 12 8 2020].
- [20] International Labour Organization (ILO), “Childlabour in the primary production of sugarcane,” 2017.
- [21] International Labour Organization (ILO), “CHILD LABOR IN THE SUGAR INDUSTRY:A CURSORY ASSESSMENT,” 2002.
- [22] Jenkins, B., Baptista, P. and Porth, M., “Collaborating for Change in Sugar Production:Building Blocks for Sustainability at Scale,” 2015.
- [23] WWF 市場変革イニシアチブ, “より良い生産をみんなの関心事に,” 2014.
- [24] Oxfam, “Brazil: Sugar rush destroys indigenous communities’ way of life,” 2013. [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [25] The Drum, “Coca-Cola turns to blockchain in fight against forced labour,” 18 3 2018. [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [26] WWF ジャパン, “パーム油 私たちの暮らしと熱帯林の破壊をつなぐもの,” [オンライン]. [アクセス日: 12 8 2020].
- [27] パーム油調達ガイド, “パーム油の利用と生産,” [オンライン]. [アクセス日: 12 8 2020].
- [28] 専門家フォーラム, “パーム油の生産における自由で公正な労働 ~原則と実施ガイダンス~, ” 2015.
- [29] アムネスティ日本, “パーム油に潜むスキャンダル,” 2016.
- [30] International Labour Organization (ILO), “Oil Palm,” 2004.
- [31] International Labour Organization (ILO), “Child labour in plantation,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [32] World Wildlife Fund (WWF), “パームオイルの問題と RSPO について,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [33] パーム油調達ガイド, “認証制度について,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [34] 藤田香, “日経 ESG 人権侵害で RSPO が制裁,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].

- [35] レインフォレスト・アクション・ネットワーク, “ZDNet Japan:NGO 共同声明:食品大手ペプシコ、パーム油への取り組みで包括的転換を採用 (2020/2/27),” [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [36] The Asia Foundation and International Labour Organization, “Migrant and Child Labor in Thailand’s Shrimp and Other Seafood Supply Chains,” 2015.
- [37] International Labour Organization (ILO), “Combating the Worst Forms of Child Labour in Shrimp and Seafood Processing Areas in Thailand,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [38] Towers, L., “The Fish Site:New Study Reveals Migrant, Child Labour in the Seafood Industry,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [39] デイリー新潮, “世界に誇るべき日本の「魚食文化」を脅かすグローバルビジネスの罠,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [40] MRC 日本事務所, “水産業界における強制労働および児童労働の撲滅を目指し CoC 認証に新たな措置の導入,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [41] MRC 日本事務所, “最良の水産認証プログラム,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [42] 株. シーフードレガシー, “水産物の持続可能な調達方針とその実現に向けたマイルストーン,” 2018.
- [43] SEA FOOD TASK FORCE, “A GROUP OF LIKE-MINDED PEOPLE WITH THE DESIRE TO MAKE THINGS HAPPEN,” [オンライン]. [アクセス日: 21 7 2020].
- [44] 日本経済新聞, “日本経済新聞:人権配慮、取引先も 味の素や ANA が NGO とタッグ,” [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [45] Global News View, “百害あって一利なし:世界にはびこるたばこ問題,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [46] HUMAN RIGHTS WATCH, ““The Harvest is in My Blood”,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [47] GLOBAL MARCH, “Tobacco farmers exploiting child labor,” [オンライン]. [アクセス日: 21 8 2020].
- [48] HUMAN RIGHTS WATCH, “米国:たばこ農場で働く子どもに深刻な健康被害,” [オンライン]. [アクセス日: 21 8 2020].
- [49] 日本禁煙学会, “ILO へお願い,” 2017.
- [50] Yvette van der Eijk, Stella A. Bialous and Stanton Glantz, “Gate Way: The Tobacco Industry and Children’s Rights,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [51] 石田雅彦, “yahoo ニュース:ユニセフは子どもを「タバコ」から守れるか,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [52] ILO 駐日事務所, “たばこ産業におけるディーセント・ワークの欠如に対処する総合戦略の実行及びさらなる展開に関する意見交換の促進技術会議,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [53] ILO 駐日事務所, “第 331 回 ILO 理事会:たばこ産業のディーセント・ワーク不足に取り組む「ILO の総合戦略」を呼びかけ,” [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020].
- [54] Philip Morris International, “Eliminating child labor from PMI’s leaf supply chain,” [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [55] キャブ株式会社, “綿(コットン)素材の特徴,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [56] COTTONUP, “コットンの概略,” [オンライン]. [アクセス日: 12 8 2020].
- [57] International Labour Organization (ILO), “CHILD LABOUR IN COTTON,” 2016.
- [58] Venkateswarlu, Davuluri, “COTTON’S FORGOTTEN CHILDREN CHILD LABOUR AND BELOW MINIMUM WAGES IN HYBRID COTTONSEED PRODUCTION IN INDIA,” 2015.
- [59] The Guardian, “Child labour in the fashion supply chain,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [60] International Labour Organization (ILO), “International Programme on the Elimination of Child Labour Safety and Health Fact Sheet Hazardous Child Labour in Agriculture Cotton,” 2004.
- [61] Food and Agriculture Organization of the United Nations, “The Issue,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [62] 日本オーガニックコットン協会, “国際綿花諮問委員会の論説「綿花生産のいろいろな取り組み」を解説,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [63] 日本オーガニックコットン協会, “オーガニックコットンとは,” [オンライン]. [アクセス日: 6 8 2020].
- [64] 下田屋穀, “alterna:真に持続可能な綿花栽培を目指す「ベター・コットン・イニシアティブ」——下田屋穀の欧州 CSR 最前線(43),” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [65] Delloite., “人権を軽んじる企業には、1000 億円以上失うリスクあり,” [オンライン]. [アクセス日: 27 8 2020].

- [66] 伊藤和子, “yahoo ニュース:ファッションレポリビューションデーに考える。あなたの着る服が少女たちの搾取労働で成り立っていたら..?”, [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [67] Global News View, “ファッション業界の「裏側」,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [68] ETHICAL FASHION JAPAN, “EFJ: 明日のファッション労働環境を支えるのはあなた! ~消費者として1人1人ができること~, ” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [69] patagonia, “Working With Factories,” [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [70] International Labour Organization (ILO), “Child labour in gold mining: The problem,” 2006.
- [71] 凸版印刷株式会社エレクトロニクス事業本部, “紛争鉱物への対応について,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [72] 華井和代, “コンゴ民主共和国における紛争資源問題の現状と課題,” 2019.
- [73] JEITA, “JEITA の活動,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [74] 経済協力開発機構(OECD), “紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス,” 2011.
- [75] Sustainable Japan, “【人権】紛争鉱物規制/OECD 紛争鉱物ガイダンス・ドッドフランク法・CMRT・CFSI,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [76] CHARARA, S., “WIRED: エシカルなスマートフォン「Fairphone 3」は、消費者の支持をどこまで集められるか,” [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [77] Amnesty International, “THIS IS WHAT WE DIE FOR,” 2016.
- [78] アムネスティ日本, “命を削って掘る鉱石: コンゴ民主共和国における人権侵害とコバルトの国際取引,” 2016.
- [79] CBS THIS MORNING, “CBS News finds children mining cobalt for batteries in the Congo,” [オンライン]. [アクセス日: 2 9 2020].
- [80] Sustainable Japan, “【国際】EICC、RBA(責任ある企業同盟)に法人名称変更。併せて紛争鉱物 CFSI も RMI に名称変更予定,” [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020].
- [81] 一般社団法人電子情報技術産業協会責任ある鉱物調達検討会, “責任ある鉱物調達 調査説明会,” 2018.
- [82] 経済産業省資源エネルギー庁, “xEV に必須のレアメタル「コバルト」の安定供給にオールジャパンで挑戦,” [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020].
- [83] ENECT, “【第 2 回】ACE × 華井和代 | エシカルでフェアなバッテリーをつくる,” [オンライン]. [アクセス日: 22 7 2020].
- [84] Amnesty International, “責任と向き合う時 コバルト・サプライチェーンの人権侵害に対する企業の取り組み,” 2017.
- [85] Business Journal, “Business Journal: IBM、コカ・コーラも参加? ブロックチェーンで“奴隷労働”を排除する新たな試み,” 29 1 2019. [オンライン]. [アクセス日: 27 7 2020].
- [86] United States Department of Labor (USDOL), “List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor,” [オンライン]. [アクセス日: 3 9 2020].
- [87] U.S. Department of State, “2020 Trafficking in Persons Report,” 2020.
- [88] Centre for Research on Multinational Corporations (SOMO), “Child labour in Madagascar’s mica sector,” 2019.
- [89] RESPONSIBLE MICA INITIATIVE, “MEMBERS/CURRENT MEMBERS,” [オンライン]. [アクセス日: 3 9 2020].
- [90] The Financial Express, “Child Labour: The dark side of makeup industry,” 12 1 2020. [オンライン]. [アクセス日: 31 8 2020].
- [91] The Guardian, “Beauty companies and the struggle to source child labour-free mica,” 28 7 2016. [オンライン]. [アクセス日: 31 8 2020].
- [92] THE RESPONSIBLE CONSUMER, “CHILD LABOR COSMETICS,” [オンライン]. [アクセス日: 31 8 2020].
- [93] ESTEE LAUDER COMPANIES INC., “INSPIRED BY BEAUTY DRIVEN BY OUR VALUES,” 2017.
- [94] Council of Europe, “Child labour in Europe: a persisting challenge,” 20 8 2013.
- [95] FRONTLINE, “Q&A: America’s “Invisible” Child Labor Problem,” 24 4 2018.
- [96] Human Rights Watch, “Teens of the Tobacco Fields,” 2015.
- [97] 厚生労働省労働基準局, “平成 30 年 労働基準監督年報,” 2018.
- [98] 特定非営利活動法人 ACE, “「あなたの職場で、年少者の労働環境が守れていますか?」,” 2018.
- [99] International Labour Organization (ILO), “COVID-19 and child labour: A time of crisis, a time to act,” 2020.

- [100] 日本貿易振興機構 アジア経済研究所, “第 2 章 児童労働撤廃に向けての国際機関の役割—経済搾取・有害な労働から子どもを保護するための多様なアプローチ—,” 2013.
- [101] Sustainable Japan, “OECD 多国籍企業行動指針,” [オンライン]. [アクセス日: 27 8 2020].
- [102] 京都大学, “児童労働と義務教育: メキシコおよびペルーの事例より,” 2009.
- [103] Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), “Decent Rural Employment,” [オンライン]. [アクセス日: 13 7 2020].
- [104] ILO 駐日事務所, “IPEC について,” [オンライン]. [アクセス日: 28 8 2020].
- [105] United Nations Children's Fund (UNICEF), “CHILD LABOR,” [オンライン]. [アクセス日: 20 7 2020].
- [106] United Nations Children's Fund (UNICEF), “IKEA FOUNDATION,” [オンライン]. [アクセス日: 20 7 2020].
- [107] 経済協力開発機構(OECD), “責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス,” 2018.
- [108] U.S. Department of labor Bureau of International Labor Affairs, “Laws and Regulations,” [オンライン]. [アクセス日: 5 8 2020].
- [109] 経済産業省, “第三部 経済連携協定・投資協定,” 著: 2020 年版 不公正貿易報告書, 2020.
- [110] 日本貿易振興機構 アジア経済研究所, “第 3 章 開発途上国の児童労働撤廃に向けた先進諸国,” 児童労働撤廃に向けて: 今、私たちにできること, 2013.
- [111] Congressional Research Service, “Jordan-U.S. Free Trade Agreement:,” *CRS Report for Congress*, 2001.
- [112] 日本貿易振興機構 アジア経済研究所, “第 4 章 児童労働根絶に対する二国間協力,” 児童労働根絶に向けた多面的アプローチ: 中間報告調査研究報告書, 2011.
- [113] 労働政策研究・研修機構, “諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究—演劇子役等に従事する児童の労働の実態—,” 独立行政法人 労働政策研究報告書 , 第 巻 No. 62, 2006.
- [114] European Parliament, “Negotiations on the modernisation of the EU-Chile Association Agreement,” 2017.
- [115] European Union, “DIRECTIVE 2014/24/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC,” 2014.
- [116] 国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ, “非財務情報(ESG) 開示をめぐる国際的動向と提言—ビジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plans)への提案—,” 2018.
- [117] 消費者庁, “海外における倫理的消費の動向等に関する調査報告書,” 2016.
- [118] Department for Environment, Food and Rural Affairs, “Ethical Procurement Policy Statement,” 2011.
- [119] Federal Ministry for Economic Cooperation and Development, “Agents of Change – Children and youth rights in German development cooperation activities,” 2017.
- [120] German Initiative on Sustainable Cocoa (GISCO), “German Initiative on Sustainable Cocoa,” [オンライン]. [アクセス日: 11 8 2020].
- [121] German Initiative on Sustainable Cocoa (GISCO), “PRO-PLANTEURS ,” 2020.
- [122] Federal Ministry for Economic Cooperation and Development, “German activities, Partnership for Sustainable Textiles,” [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020 ].
- [123] Herbert Smith Freehills , “Supply Chain Law in Germany: Current steps towards a mandatory human rights due diligence law,” [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020].
- [124] RESPECT International, “French Corporate Duty of Vigilance Law (English Translation),” [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020].
- [125] European Coalition of Corporate Justice, “The French Duty of Vigilance Law - Frequently Asked Questions,” 2016.
- [126] Friends of the Earth International, “Oil company Total faces historic legal action in France for human rights and environmental violations in Uganda,” 23 10 2019. [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020 ].
- [127] MVO Platform, “Update: Frequently Asked Questions about the new Dutch Child Labour Due Diligence Law,” 3 6 2019. [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020].
- [128] Government of Netherland, “New program 'Work: No Child's Business' launched to help eliminate child labor,” [オンライン]. [アクセス日: 12 8 2020].
- [129] Netherlands Enterprise Agency, “Fund against Child Labour - FBK,” 12 8 2020. [オンライン].
- [130] Australian Government, “Modern Slavery Act 2018,” 2018.
- [131] Government of New South Wales, “Modern Slavery Act 2018 No 30,” 2018.

- [132] 独立行政法人国際協力機構(JICA), “開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム,” [オンライン]. [アクセス日: 17 8 2020].
- [133] 独立行政法人国際協力機構(JICA), “企画競争説明書 業務名称: ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査(QCBS),” 2020 .
- [134] Ghana Statistical Service, “Ghana living standards survey round 6 (GLSS 6),” 2014.
- [135] The Government of Ghana , “National Plan of Action Phase II (NPA2) For the Elimination of the Worst Forms,” 2016.
- [136] Food Empowerment Project, “CHILD LABOR AND SLAVERY IN THE CHOCOLATE INDUSTRY,” [オンライン]. [アクセス日: 31 8 2020].
- [137] United States Department of Labor (USDOL), “Ghana,” 2018.
- [138] LEAP Programme Ghana, “Historical Background Of The LEAP Programme,” [オンライン]. [アクセス日: 3 8 2020].
- [139] Ministry of Gender, Children and Social Protection, “WHAT IS LEAP?,” [オンライン]. [アクセス日: 3 8 2020].
- [140] 日経 ESG, “ガーナが児童労働の撲滅へ,” 22 6 2020. [オンライン]. [アクセス日: 7 8 2020].
- [141] デロイト トーマツ コンサルティング, “児童労働によらない製品の貿易に関する協定の枠組み(案),” [オンライン]. [アクセス日: 4 8 2020].
- [142] Alliance8.7, “Uganda,” [オンライン]. [アクセス日: 11 8 2020].
- [143] United States Department of Labor (USDOL), “Child Labor and Forced Labor Reports Uganda,” 2018.
- [144] L. a. S. D. Ministry of Gender, “NATIONAL ACTION PLAN ON ELIMINATION OF THE WORST FORMS OF CHILD LABOUR IN UGANDA 2012/13 - 2016/17,” 2012.
- [145] International Labour Organization (ILO), “National Action Plan on elimination of the worst forms of child labour in Uganda - 2012/13-2016/17 - Launch presentation,” [オンライン]. [アクセス日: 25 8 2020].
- [146] The Ministry of Education and Sports (MoES), “Ministry of Education and Sports (MoES) National Strategy for Girls’ Education (NSGE) in Uganda,” 2013.
- [147] United Nations Children's Fund (UNICEF), “National Multi-Sectoral Coordination Framework for ADOLESCENT GIRLS,” 2018.
- [148] Alliance8.7, “Mexico,” [オンライン]. [アクセス日: 13 8 2020].
- [149] Danish Institute for Human Rights, “Human Rights and Business Country Guide Mexico,” 2016.
- [150] Secretariat of the Interior (SEGOB), “PROGRAMA Nacional de Derechos Humanos 2014-2018,” [オンライン]. [アクセス日: 18 8 2020].
- [151] Gobierno de México, “Mexico reaffirms its commitment to the eradication of child labor,” [オンライン]. [アクセス日: 18 8 2020].
- [152] ILO Viet Nam Country Office, “Report on National Strategic Planning Workshop and preparatory thematic workshops for Alliance 8.7 in Viet Nam,” 2019.
- [153] Library of Congress, “Vietnam: Five-Year Program to Reduce Child Labor,” [オンライン]. [アクセス日: 14 8 2020].
- [154] International Labour Organization (ILO), “Viet Nam’s child labour action plan launched,” [オンライン]. [アクセス日: 14 8 2020].
- [155] アムネスティ日本, “アムネスティについて,” [オンライン]. [アクセス日: 2 9 2020].
- [156] Amnesty International, “THE GREAT PALM OIL SCANDAL,” 2016.
- [157] Amnesty International , “DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE CONGO: TIME TO RECHARGE: CORPORATE ACTION AND INACTION TO TACKLE ABUSES IN THE COBALT SUPPLY CHAIN,” 2017.
- [158] 特定非営利活動法人 ACE, “ACE[エース]とは,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [159] 特定非営利活動法人 ACE, “コットン生産地支援「ピース・インド プロジェクト」,” [オンライン]. [アクセス日: 2 9 2020].
- [160] 特定非営利活動法人 ACE, “カカオ生産地での支援活動「スマイル・ガーナ プロジェクト」,” [オンライン]. [アクセス日: 2 9 2020].
- [161] 特定非営利活動法人 ACE, “Annual Report2015,” 2016.
- [162] 特定非営利活動法人 ACE, “Annual Report2016,” 2018.
- [163] 特定非営利活動法人 ACE, “Annual Report2017.09-2018.08,” 2019.
- [164] Fairtrade International, “FAIRTRADE INTERNATIONAL,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [165] 特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン, “認証ラベルについて,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [166] 特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン, “フェアトレードの広がり,” [オンライン]. [アクセス日: 3 9 2020].

- [167] Fairtrade International, “2018-19 ANNUAL REPORT: CHOOSING A FAIRER FUTURE THROUGH TRADE,” 2019.
- [168] Elke de Buhr, “Evaluation: Youth Inclusive Community-Based Monitoring and Remediation System on Child Labour (YICBMR) as implemented by Belize Sugar Cane Farmers Association (BSCFA),” Fairtrade International, 2019.
- [169] International Cocoa Initiative (ICI), “SUPPLY CHAIN: Child Labour Monitoring & Remediation System,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [170] International Cocoa Initiative (ICI), “Putting children first International Cocoa Initiative 2019 Annual Report,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [171] International Cocoa Initiative (ICI), “Using community-level data to understand child labour risk in cocoa-growing areas of Côte d’Ivoire and Ghana,” 2019.
- [172] Alliance8.7, “That’s why we need you,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [173] Alliance8.7, “REGIONAL CONSULTATION ON ALLIANCE 8.7 – EUROPE AND CENTRAL ASIA,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [174] Alliance8.7, “REGIONAL CONSULTATION ON ALLIANCE 8.7 – SOUTH EAST ASIA AND THE PACIFIC,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [175] Alliance8.7, “REGIONAL CONSULTATION ON ALLIANCE 8.7 – WEST AND NORTH AFRICA,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [176] Alliance8.7, “PATHFINDER COUNTRY STRATEGIC WORKSHOP – NEPAL,” [オンライン]. [アクセス日: 20 8 2020].
- [177] European Parliament’s Subcommittee on Human Rights (DROI), “Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights,” 2017.
- [178] Clifford Chance, “Business and Human Rights: Navigating a Changing Legal Landscape,” 1 5 2020. [オンライン]. [アクセス日: 30 8 2020].
- [179] 公益財団法人 日本ユニセフ協会, “企業のためのツール: 方針によるコミットメント,” [オンライン]. [アクセス日: 31 7 2020].
- [180] International Labour Organization (ILO), “ビジネスのための児童労働手引き,” 2020.
- [181] 企業市民協議会 (CBCC), “CSR 実態調査結果,” 2019 年 4 月~2020 年 3 月.
- [182] S&W 国際法律事務所, “SDGs と企業活動③,” [オンライン]. [アクセス日: 30 7 2020].
- [183] CSR Communicate, “Global CSR topics:【国際】アムネスティ、DRC コバルト採掘での児童労働・有害労働レポート公表。ソニーも評価対象,” [オンライン]. [アクセス日: 28 7 2020].
- [184] HUAYOU COBALT, “Labor Practices and Human Rights,” [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [185] FAIRPHONE, “How we got Fairtrade certified gold in the Fairphone 2 supply chain,” [オンライン]. [アクセス日: 28 7 2020].
- [186] FAIRPHONE, “A closer look at our efforts to improve cobalt sourcing,” [オンライン]. [アクセス日: 27 8 2020].
- [187] S. CHARARA, “WIRED: エシカルなスマートフォン「Fairphone 3」は、消費者の支持をどこまで集められるか,” [オンライン].
- [188] FAIRPHONE, “Building a foundation for more responsible gold mining in Uganda,” [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [189] oneplanetcrowd, “Fairphone : It’s time to expand our impact,” [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [190] Tony’s Chocolonely, “100% slave free the norm in chocolate,” [オンライン]. [アクセス日: 4 9 2020].
- [191] International Cocoa Initiative (ICI), “A LOOK INTO THE CHILD LABOUR MONITORING AND REMEDIATION SYSTEM (CLMRS),” [オンライン]. [アクセス日: 7 8 2020].
- [192] Tony’s Chocolonely, “CLMRS,” [オンライン]. [アクセス日: 7 8 2020].
- [193] Tony’s Chocolonely, “Tony’s 5 rules of the game for slave-free cocoa,” [オンライン]. [アクセス日: 7 8 2020].
- [194] Green America, “Child Labor in Your Chocolate? Check Our Chocolate Scorecard,” [オンライン]. [アクセス日: 28 7 2020].
- [195] Gigazine, “コカ・コーラは強制労働問題を解消するために「ブロックチェーン」技術を活用,” 19 3 2018. [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [196] BITTIMES, “コカ・コーラはブロックチェーン技術で強制労働問題に取り組む,” 30 9 2018. [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [197] The Coca-Cola Company, “Supplier Guiding Principles,” [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [198] ビジネス+IT, “食品メーカーの世界ランキング: ネスレやペプシコ、コカ・コーラなど欧米企業が圧倒,” 24 3 2015. [オンライン]. [アクセス日: 4 9 2020].
- [199] alterna, “米ペプシコ、パーム油調達方針をグループ間に拡大,” [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].

- [200] 一般社団法人環境金融研究機構, “米飲料大手ペプシコ(PepsiCo)、インドネシアでのパーム油調達で新方針。サプライチェーンの環境・社会面での侵害にも自ら責任をもって取り組み宣言。環境 NGO らと共同で方針確立(RIEF),” [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [201] Pepsico, “Our Commitment to Human Rights,” 2019.
- [202] Pepsico, “PALM OIL:STRATEGY AND APPROACH,” [オンライン]. [アクセス日: 29 7 2020].
- [203] IKEA, “サステナブルな綿の調達に全力で臨む,” [オンライン]. [アクセス日: 5 8 2020].
- [204] S. T. Children, “IKEA AND IKEA FOUNDATION.,” [オンライン]. [アクセス日: 5 8 2020].
- [205] United Nations Children's Fund (UNICEF), “児童労働反対世界デー:子どもの権利を守り、児童労働を防ぐためのユニセフと IKEA の取り組みが 10 周年を迎えました,” [オンライン]. [アクセス日: 5 8 2020].
- [206] IKEA, “IKEA Social Initiative は「より多くの」子どもたちの味方です”.
- [207] アジア経済研究所, “児童労働根絶に向けた多面的アプローチ,” 2011.
- [208] Corporate Human Rights Benchmark (CHRB), “Download the Benchmark Data,” [オンライン]. [アクセス日: 30 8 2020].
- [209] The Walk Free Foundation , “The Global Slavery Index 2018,” 2018.
- [210] The Global Sustainable Investment Alliance (GSIA), “2018 GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW,” 2018.
- [211] 消費者庁 「倫理的消費」調査研究会, “「倫理的消費」調査研究会とりまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～,” 2017.
- [212] Forbes Japan, “「三方よし」の DNA を生かす。ステークホルダー資本主義時代の日本の強みとは,” 24 1 2020 . [オンライン]. [アクセス日: 1 9 2020].
- [213] 日本労働組合総連合会, “中核的労働基準と ILO,” [オンライン]. [アクセス日: 12 8 2020].
- [214] 西村あさひ法律事務所, “経済産業省委託調査 令和 3 年度補正 信頼あるグローバル・バリューチェーン構築に向けた日本企業のサステナビリティ対応促進のための海外実証・国際枠組み構築等事業 調査報告書 概要版,” 11 2022. [オンライン]. [アクセス日: 6 10 2023].
- [215] 日本貿易振興機構(ジェトロ), “ニューサウスウェールズ州現代奴隷法、2022 年 1 月 1 日施行,” 25 11 2021. [オンライン]. [アクセス日: 6 10 2023].
- [216] 日本貿易振興機構(ジェトロ), “ドイツ サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律(参考和訳),” 5 2022. [オンライン]. [アクセス日: 6 10 2023].

**Deloitte.**  
デロイト トーマツ



2019年12月発行(2024年1月 一部修正)